



令和元年 第4回定例会

会 議 録

(令和元年9月6日～10月2日)

枕 崎 市 議 会

令和元年
枕崎市議会第4回定例会会期及び会期日程

1 会 期 27日間（9月6日～10月2日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
9月 6日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第24号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会及び決算特別委員会の設置並びに委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第25号－第27号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 報告（日程第28号－第30号） 15 散 会
9月 7日 (土)	休 会			
9月 8日 (日)	休 会			
9月 9日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
9月10日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
9月11日 (水)	休 会	委員会	前 9:25	1 総務文教委員会
9月12日 (木)	休 会	委員会	前 9:25	1 産業厚生委員会
9月13日 (金)	休 会	委員会	前 9:26 後 2:37	1 予算特別委員会 1 決算特別委員会
9月14日 (土)	休 会			

9月15日(日)	休 会			
9月16日(月)	休 会			
9月17日(火)	休 会	委員会	前 9:02	1 決算特別委員会
9月18日(水)	休 会	委員会	前 9:26	1 決算特別委員会
9月19日(木)	休 会	委員会	前 9:26	1 決算特別委員会
9月20日(金)	休 会	委員会	前 9:25	1 決算特別委員会
9月21日(土)	休 会			
9月22日(日)	休 会			
9月23日(月)	休 会			
9月24日(火)	休 会			
9月25日(水)	休 会	委員会	前 9:22	1 議会運営委員会
9月26日(木)	休 会			
9月27日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第5号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第6号-第8号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第9号-第12号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 散 会
9月28日(土)	休 会			
9月29日(日)	休 会			
9月30日(月)	休 会	委員会	前 9:28	1 議会運営委員会

10月 1日 (火)	休 会			
10月 2日 (水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程 (日程第1号 - 第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程 (日程第8号) 6 表 決 7 陳情第3号に係る継続審査申し出について 8 継続調査申し出について 9 議員派遣について 10 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和元年 9 月 6 日)

令和元年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第1号）

令和元年9月6日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	2 1	令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予 特
6	2 2	令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
7	2 3	令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
8	2 4	令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
9	2 5	枕崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
10	2 6	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
11	2 7	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃
12	2 8	枕崎市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について	〃
13	2 9	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
14	3 0	枕崎市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
15	3 1	枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について	〃
16	認1	平成30年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特

17	認2	平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	決 特
18	認3	平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
19	認4	平成30年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
20	認5	平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
21	認6	平成30年度枕崎市立病院事業決算	〃
22	認7	平成30年度枕崎市水道事業決算	〃
23	陳2	歩道のバリアフリー化推進と道路の改良についての陳情	産 厚
24	陳3	三島村営フェリーみしま枕崎港寄港に関する陳情	総 文
25	32	人権擁護委員候補者の推薦について	
26	33	人権擁護委員候補者の推薦について	
27	34	人権擁護委員候補者の推薦について	
28	報4	健全化判断比率について	
29	報5	資金不足比率について	
30	報6	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 吉 嶺 周 作 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10番 下 竹 芳 郎 議員
11番 永 野 慶一郎 議員	12番 東 君 子 議員
13番 清 水 和 弘 議員	14番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長	松 田 章 子 書記
田 代 勝 義 書記	溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長
中 原 浩 二 消防長	松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任	鮎 川 智 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○中原重信議長 令和元年第4回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、4番沖園強議員、11番永野慶一郎議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月2日までの27日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、6月、7月及び8月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和元年第3回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和元年第4回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

9月1日に本市は市制施行70周年を迎えました。記念式典には参議院議員の尾辻秀久先生を初め、市内外からの多くの御来賓、そして市民の皆さんを迎えて記念式典を開催することができました。改めまして、式典に御参加いただいた皆様に心からお礼申し上げます。

さて、我が国の経済は8月の月例経済報告によりますと、景気は緩やかに回復しているとの判断ですが、10月の消費税増税、また日韓関係の関係悪化、米中貿易摩擦の影響など、不安な要素が多く見られるところです。

先月末の九州北部での豪雨災害など、夏の間、ことしも大雨等による自然災害が発生しました。県内でも、7月3日の豪雨により、お隣、南さつま市の大王川の堤防が決壊するなどの被害が発生しましたが、本市でも災害対策本部を設置し、警戒レベル4の避難勧告の発令を行い、51名の市民が避難所へ避難されました。

また、さきの6月定例会中の6月28日には、旭町の住宅に刃物を持った男が強盗に入るといふ事件が発生しました。

犯人は、8日後の7月6日に逮捕されましたが、逮捕されるまでの間、市民の安全が脅かされる状況が続いたことから、本市、近隣自治体の各学校では児童生徒の安全確保を図るため、保護者送迎や集団登下校が実施されました。改めて、災害や犯罪などに対する危機管理体制の重要性を認識させられました。

そして、先週末には出水市で4歳の小さな子供が自宅で命を落とすという痛ましい事件が発生しました。小さな子供の命を守る立場の親、大人、地域、その働きをもう一度見直すこと、そして命ということにしっかりと向き合う社会、地域をつくっていくことの大切さを感じるところです。

それでは、本市のさきの6月定例会以降の諸報告を申し上げます。

まず、8月3日、4日はことしも、さつま黒潮きばらん海枕崎港まつりが開催され、主催者発表で約13万人のお客様が来場されました。

ことしも市民を初めとした多くの関係者の皆様の御寄附により、九州最大級の三尺玉の花火を打ち上げることができました。祭り運営に携わっていただきました実行委員会、関係者の皆様に感謝申し上げます。

次に、市制施行70周年について申し上げます。

冒頭でも申し上げましたが、9月1日の市制施行記念日には記念式典を二部構成で行いました。

第一部では、枕崎中学校、桜山中学校の吹奏楽部の皆さんの吹奏楽演奏、そして火の神乙女太鼓爽と、よさこいチームの枕崎舞炎鯉の競演といった枕崎の未来を支える若い人たちが、式典に花を添えてくださいました。

第二部では、「命の参観日」と題した講演をシンガーソングライターの玉城ちはるさんに行っていました。

また、今月8日には夏休みに子供たちが制作に携わってくれた青空美術館100基目の作品の除幕式が予定されております。

先日の全員協議会でも報告いたしましたが、移転が計画されている新薩南病院の建設候補地が南さつま市加世田村原の県有地に決定いたしました。今後は、本市の利用者の利便性を図るための道路網の整備や交通手段の強化などに取り組んでいく必要があります。

また、この南薩地域医療圏の大きな課題である周産期医療体制の整備や災害拠点病院としての機能等の充実については、地域振興局や南薩4市の関係者で構成される地域医療構想調整会議の場などでしっかりと議論、検討していく必要があります。

同じく、全員協議会で報告させていただきました株式会社枕崎お魚センターが、8月19日付で受けました枕崎牛の賞味期限に関する保健所指導については、再発防止策を提出し、消費者の皆様店頭とホームページにて報告させていただきました。

また、ふるさと納税の返礼品としても取り扱っていたことから、御寄附をいただきました方々へは、本市のほうからおわびの文書を送らせていただきました。今後、二度とこのようなことが起こらないよう、お魚センターへ強く指導をしたところです。

私は、7月から8月にかけて4回の要望活動に出向きました。

7月17日には、J R九州本社を訪問し、指宿枕崎線の路線維持と利用促進強化の要望書を提出しました。7月30日には、全国水産都市三団体連絡協議会として水産都市の抱える諸課題を財務省、農林水産省、地元国会議員へ要望事項として提出しました。8月26日には、南薩地区総合開発期成会として地域医療、道路網の整備促進、南薩畑地かんがい更新事業の早期整備促進などについて要望書を関係官庁に提出し、同時に地元選出国会議員へは、令和2年度末で終了する過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな過疎対策法の制定について、個別にお願いをさせていただきました。

また、今年度から枕崎市独自で当局、議会、漁業協同組合、水産加工業協同組合、商工会議所

と共同で南薩縦貫道の機能強化についての要望活動を開始し、7月22日、県の土木部長を訪問いたしました。

今後も精力的な要望活動に努めてまいりたいと思います。

以上、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号から第24号までの20件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算4件、条例6件、枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について1件、人事案件3件、決算7件及び報告事項3件の計24件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く18件について説明を申し上げます。

まず、議案第21号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億3,400万円を追加し、予算総額を124億1,080万円にしようとするものです。

地方債の補正は、補助災害復旧事業の追加と過疎対策事業ほか4件の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、平成30年度決算剰余金の財政調整基金への積み立て及び地方債の繰上償還の実施、生活保護費など平成30年度の事業費確定に伴う国県支出金等の精算返納金、別府小学校校舎の外壁改修に取り組む小学校施設整備費、単独災害復旧事業、補助災害復旧事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第22号令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,036万2,000円を追加し、予算総額を35億9,334万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、総務管理費並びに償還金及び還付加算金の増額と、保健事業費の減額であります。

以上の財源として、県支出金、繰越金及び国庫支出金の増で措置いたしました。

次に、議案第23号令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ213万3,000円を追加し、予算総額を3億3,132万円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金の増額と、保健事業費の減額であります。

以上の財源として、繰越金の増及び諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第24号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,481万4,000円を追加し、予算総額を28億2,798万8,000円にしようとするものです。

補正の内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額などであります。

以上の財源として、繰越金、繰入金及び国庫支出金の増で措置いたしました。

次に、議案第25号枕崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、住民票に旧氏が記録されている者に係る印鑑登録証明書に旧氏の記載を行う等、印鑑登録における旧氏の取り扱いについて必要な事項を定めるほか、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第26号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等が削除されることに伴い、職員の期末手当、勤勉手当及び旅費に係る関係規定について、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第27号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員の任用等及び特別職非常勤職員等の任用要件に関する規定の整備がなされたことに伴い、関係条例の整備をしようとするものです。

次の議案第28号枕崎市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、本市における会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する事項を定めるものです。

次の議案第29号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第30号枕崎市消防団条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等が削除されることを踏まえ、本市消防団員についても同様の措置を講ずるため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第31号枕崎市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、枕崎市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

なお、認定事項第1号平成30年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成30年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成30年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第7号平成30年度枕崎市水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしてあります。

これらのうち、認定事項第7号平成30年度枕崎市水道事業決算については、剰余金処分計算書案もあわせて提出してあります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○13番清水和弘議員 私は、議案第26号、27号、28号について質疑をいたします。

まず、議案第26号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について質疑をいたします。

ここに地方公務員の欠格条項から成年被後見人等が削除されることに伴い、職員の期末手当、勤勉手当及び旅費に係る関係規定について所要の改正をするものとあります。

これについてですね、本市の場合、この欠格条項からその成年被後見人が削除されることに伴う職員の期末手当、勤勉手当及び旅費はどのぐらいの影響を受けるのか、また、この人数についてお尋ねいたします。

○**本田親行総務課長** ただいま御質疑のありました議案第26号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、提案理由は市長のほうからありましたように、今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限による措置の適正化を図るため、関係法律の整備に関する法律が、平成28年度に制定の法律によりまして、条例を改正するものでございますけれども、この法律は平成28年度に制定された成年後見制度の利用の促進に関する措置に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図ろうとすることを目的として、本年6月14日に公布されたものでございます。この法律によりまして、約180の法律について見直しが行われます。

地方公務員法におきましては、地方公務員法の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されまして、本年12月14日から施行されます。

これに伴いまして、枕崎職員の給与に関する条例におきましては、期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる職員として、6月と12月の基準日以前1カ月以内に成年被後見人、被保佐人となって失職した職員もその支給対象とすることが規定されておりますけれども、当該規定が不要となることから、関係規定の改正を行うほか、枕崎市旅費支給条例においては、地方公務員法の欠格条項から成年被後見人が削除されることに伴う条文整備でございます。

欠格条項の中から成年被後見人等が削除されるということで、期末手当等に影響が出るものではございません。

○**13番清水和弘議員** それとですね、議案第27号なんですけど、ここに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてなんですけど、ここに会計年度任用職員の任用等及び特別職非常勤職員等の任用要件に関する規定の整備がなされないことに伴い、関係条例の整備をしようとするものであるとありますけど、この施行期日はいつからなのかですね。それとまた、影響を受ける人数、影響額と任用職員数、特別非常勤数はどのぐらいになるのか、お尋ねいたします。

○**本田親行総務課長** 地方公務員法及び地方自治法の一部改正につきましては、施行期日は令和2年4月1日からでございます。そのことに伴いまして、新たに会計年度任用職員制度が創設され、会計年度任用職員には期末手当の支給が可能となるものでございます。

現在、本市におきましては、企業会計を除きまして85人の臨時非常勤職員が、1年間を通じて雇用される臨時非常勤の方々が85人、現段階でいらっしゃいます。

この方々が、そのまま会計年度任用職員に移行したと想定しまして、勤務条件等につきましても、今回の条例で大枠を定めるわけですけども、現在想定しております大枠に基づいて推計をいたしますと、約5,000万円の経費増になるものと考えております。

○**13番清水和弘議員** 次に、議案第28号なんですけど、枕崎市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定についてですけど、ここにですね、会計年度任用職員制度の創設に伴い、本市における会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する事項を定めるものであるとありますけど、この内容についてお伺いいたします。

○**本田親行総務課長** この条例につきましては、ただいま申しましたとおり、会計年度任用職員の給与でありますとか、勤務条件等についての大枠を定めるものでございます。個々の職についての報酬につきましては、今後、来年4月1日の採用に向けて公募を行う時期までに具体的に決定していくこととなります。

○**9番立石幸徳議員** 提案されました議案についてですね、質疑をいたします。

予算の関係では1点ほどですね、国保会計の補正なんですけど、ここでオンライン資格確認システム、こういったものを導入するということなんです。これは、さきの通常国会で成立しました国保法の改正の中でですね、被保険者の確認をするためのシステムであると、そういうふうに理

解しているんですけども、この事業の目的、意義、そういったものについてお尋ねをいたします。

それから、条例関係では幾つか答弁もありましたけれども、議案第25号の施行日ですね、これは令和元年11月5日と。それから、先ほどもありました議案第26号の施行日が令和元年12月14日と、節目の施行日ではないわけなんですけども、何が根拠になっているのかですね、施行日について説明をいただきたいと思います。

それから、今度の9月議会で一番大きな議案ではないかと思うんですが、議案第27号、28号についてですね、27号は地公法と自治法の改正の関連ですので、総務文教委員会で逐一関連の条例を審査をいたしますけれども、本会議の中では新制度に当たっての本市の対応、大きな要点部分について質疑をいたします。

私自身は、ちょうど1年前の昨年9月議会でですね、会計年度任用職員の件で一般質問をいたしました。

その際、本市の現状、30年4月1日現在の現状、先ほど総務課長が現時点での臨時職、特別職の非常勤職員85名と言われましたけども、30年4月1日現在では臨時職14名、特別職の非常勤職員69名ちゅうことで83名の人数だったんですね。

そこで、今度の制度改正で来年度以降、この臨時職、特別職の非常勤職員がどのようになるのか。条例改正の中では、例えば統計調査員、こういう専門性を有する者は特別職としてそのまま残すと。そのほかについては、全て一般職の非常勤職員になると、こういうふうに理解していいんですかね。この辺の関連の規則が出ていませんで、もうちょっと詳細に説明をいただきたいと思います。

それから、この関係の一番大きな注目点といいましょうか、期末手当を初め各種手当が増になっていくわけなんですけども、先ほど総務課長は5,000万円の増を見込んでいると、これはメディアによりますと、全国規模ではこの制度改正で1,000億円という数字が出されておりますよね。先ほどの5,000万円は、平年度最大を見て5,000万円という理解でいいんですかね。

それから3点目に、会計年度任用職員条例関連の関係規則、この辺の整備はどこまで進んでいるのか。以上、お尋ねをいたします。

○田中義文健康課長 私のほうからは、オンライン資格確認システムの目的、意義につきまして御説明をいたします。

このオンライン資格確認につきましては、全ての医療保険加入者が全国の保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所でマイナンバーか被保険者証を提示することにより、サービスを受けることができるという仕組みであります。

オンライン資格確認は、マイナンバーカードの普及と医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上を図るため、令和3年3月から本格運用しようとするものであります。

このオンライン資格確認を導入するメリットにつきましては、被保険者にとっては医療機関等における資格確認がシステム化されることにより、待ち時間が減少すること、限度額認定証など申請しなくても医療機関で適用区分が確認できること、資格喪失などによる医療機関等からの問い合わせの減少などが考えられております。

そのほか、自分の薬剤情報や特定健診データの閲覧が可能になることで、健康づくりや利便性の向上につながることを期待されております。

保険者にとりましては、資格確認が適正に行われることや限度額認定証などの交付申請事務の減少、保険証の発行・回収事務の減少、過誤請求の事務コストの削減などが考えられています。

医療機関にとっては、保険証確認による窓口の混乱の緩和、過誤請求の事務コストの削減などが期待されているところでございます。

○川崎満市民生活課長 私のほうからは、議案第25号の印鑑条例の一部改正の施行日が令和元

年11月5日になっている理由について説明いたします。

まず、この一部改正の内容について説明いたしますと、住民基本台帳法施行令の一部改正が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日に施行されます。

この住基法施行令の一部改正の内容は、本人の申し入れにより、住民票及びマイナンバーカードに旧氏を併記できるようになるというものであります。

この改正に伴い、印鑑登録事務においても住民票に旧氏の記録がある場合において、旧氏であらわした印鑑の登録ができるように印鑑条例の一部を改正するものであります。

このようなことで、住民基本台帳施行令の一部改正に伴い、印鑑条例の一部改正を行うことから、施行日を住民基本台帳施行令の施行日11月5日にあわせて施行するものであります。

○本田親行総務課長 議案第26号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の施行日が、本年12月14日からの施行ということについてのお尋ねでございますけれども、その改正のもととなる成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行が12月14日となっていることによります。

それから、現在の嘱託員等で特別職として残るのが統計調査員等ということになるのかという御質問でございますけれども、今回の会計年度任用職員の創設のもととなります地方公務員法の改正につきましては、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったことから、特別職非常勤職員及び臨時的任用の職員の任用要件を厳格化して、会計年度任用職員への移行を図るというものでございます。

ですので、特別職につきましては、議員から御指摘のありました統計調査員であるとか、学校医とか、専門的な見地を持たれる方のみとか、調査員とか、そういった方々になってまいります。

それから、影響額について最大5,000万円かというお尋ねでございましたけれども、自治法の改正によりまして、会計年度任用職員には期末手当の支給が可能となります。

会計年度任用職員の創設が来年4月1日からですので、6月1日に支払う期末手当につきましては、期間率が12月から5月末までの6カ月の勤務に対して6月の期末手当を支給するわけですが、4月からの勤務になりますので、初年度については期間率がかかると、それ以降の平年ベースで5,000万程度の影響が出るものと考えております。

それから、規則の想定でございますけれども、会計年度任用職員それぞれ職の勤務条件等について定めていくわけですが、現在、それを具体的に決定していくための勤務条件等の大枠について条例の制定をお願いしたところでございます。

影響額等々、条例を制定するに当たって試算する必要がございますので、現在の臨時非常勤職員等が在職する関係課等のヒアリングとそれから職員組合とも規則制定に向けて協議等を行っておりますけれども、公募を行う時期、はっきりと今、いつできるのかということについては申し上げられませんが、公募を行う必要がございますので、制定を行っていくということでございます。

○9番立石幸徳議員 今までの質疑で、大体の会計年度任用職員のですね、大枠については確認できたんですけども、そこで本市の対応なんです、本市は今度も決算を審査するわけですが、これまでも県下19市の中で本当に高い人件費比率なんです。そこへきて、今度また制度改正で人件費が5,000万円ぐらい上がると。

これまでも、この会計年度任用職員の質問、質疑の中で、ただ法に基づいて会計年度任用職員を導入するというんじゃなくて、各課の業務内容を見直し、あるいは業務の民間委託等の可能性、それから再任用制度の活用など多方面から検討をしていくと、もう1年以上前から説明をされているんですが、この民間委託などは具体的にです、予定されているのがあるのかどうかですね、この点についてお答えいただきたいと思っております。

それから、予算の関係では総務省の今回の制度改正のマニュアル、この中には会計年度任用職

員にかかわる給与費について、地方自治法施行規則の改正がなされているようであります。

予算書の中に、歳入歳出予算、款、項の区分及び目の区分についてフルタイム、パートタイムそれぞれについて細かく計上する必要があると、こういうふうなマニュアルになってるんですね。この点については、確認をされているんですかね。とりあえず2点、お尋ねをいたします。

○本田親行総務課長 ただいまありましたとおり、会計年度任用職員の移行については、民間委託の検討、それから嘱託員の活用等を行っていくということで一般質問でも答弁しております。

ただいま先ほど移行に当たって、現在、臨時・非常勤職員等が在職する課とヒアリングを行ったと申し上げましたが、これまで前年度からヒアリングを行ってきた、その際、業務を見直して委託等の検討も行うようにということを示し、ヒアリングを実施してきたわけですが、各課それぞれ民間委託等の検討も行ってもらいましたけれども、実際、企業等に見積書を出したけれども現在より経費が増になるとか、それから適当な引受業者がないとか、そういった理由で民間委託へ具体的な計画は現在ないところです。

再任用の活用につきましては、嘱託員を再任用で対応するといったようなことは、本年度から2件ほど行っているところでございます。

それから、給与費明細の記載への確認についてでございますけれども、御指摘のあったとおり、会計年度任用職員についての給与費明細の記載につきましては、自治法施行規則の予算に関する説明書の様式を基準に掲載する必要があるところでございますけれども、会計年度任用職員につきましては、フルタイムとパートタイムの職があるわけでございます。

本市が、来年度導入を予定している会計年度任用職員制度につきましては、現在の臨時・非常勤職員と同様に短時間勤務を想定しておりますので、給与費明細の記載に当たりましては、短時間勤務の再任用職員と同様に人数のみの記載となるものと考えております。

○9番立石幸徳議員 最後の本会議質疑ですので、市長にですね、この関係のことで見解をお尋ねをいたしますが、6月議会でも一般質問をした本市の第4次行財政改革推進計画ですね。この中でも民間委託等の推進項目、ここに新たなものは何もないんですよ、ゼロなんです。

当然、3月に発表した行財政の推進計画、ここは今出されている会計年度任用職員というのは、もう法そのものは29年5月に成立してますから、見通しをした上で対応しなけりゃならない。

非常に必要に迫られていることなんですけれども、総務課長答弁にあったようにですね、各課ヒアリングあるいは各課から何も上がってきません。

ただ、国のほうにはですよ、この件の地方財政措置を要望はしてるけども、あくまでも地財措置は標準的な対応しかできないわけですので、この行財政改革との関連の中でですね、これからどうやって、この人件費削減といましようか、ふえていく人件費を抑えるか。こういった面で見解を最後に聞いておきたいと思っております。

○前田祝成市長 ただいま議員からありました行財政改革、その中でも人件費っていうところのお話、そこを民間委託にっていうお話でありますけれども、今の現状については、先ほど総務課長から答弁があったとおりでございます。当然、人件費削減については前向きに努力しないといけないという部分があります。

民間委託についても、いろんな可能性を探っておりますが、その中でも例えば南浜館の運営であるとかですね、いろんな部分で可能性はあるとは思いますが、今のところは総務課長のほうからありましたように、実際、職員で運営するコストと民間委託のコストとのギャップによって、今のところはそういう判断をしているところです。

ただ、これに関しましては、私も同じように人件費あるいは民間委託というところについてのコスト意識っていうのは持ってやらないといけないというふうに思っております。この行財政改革の中でもそうなんですけれども、一方では来年度からの地方創生総合戦略の中でも、やっぱりそのあたりの民間を活用して何ができるかということについてはですね、問題意識を持ってやら

ないといけないという話は、既に各担当者のほうにもしておりますので、そこも含めた形でですね、やらないといけないなというふうに思います。

人件費削減についての課題、枕崎市が現状として19市の中でも高い人件費比率であるという現状の要因の中の一つには、やっぱり職員の平均年齢という部分もあろうかとは思いますが。

ただ、それだけではなくてですね、本当に施策としてやれるところで解決していくという部分も当然あると思いますので、そこについては前向きに努力していきたいなというふうに思っております。

あとですね、これまで検討しているところというのも含めるとですね、市立保育園や妙見の里の民営化だとか、給食センターの調理配送業務の民間委託とか、市立図書館の指定管理者制度とか、具体的にやってきている部分もありますので、それ以外に何かあるのかっていうところについてはですね、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

○6番城森史明議員 私は、日程15号の議案31号、そして日程24号の陳情3号について質疑をいたします。

まず、議案31号……（「陳情には質疑はできないんじゃないの」と言う者あり）それでは議案31号であります。今度、変更に伴ってですね、いろいろ変更されておりますが、それぞれについて目的、具体的にどういう事業を考えているのか質疑をしたいんですが、まず産業の振興、水利施設等保全高度化事業、それと漁港海岸整備事業、それとスポーツ交流拠点整備事業、交通通信体系の整備情報化及び施設間交流の促進、これについてはJ R指宿枕崎線利用促進事業、4番目の生活環境の整備、これに関しては公共下水道施設の整備、老朽化に伴う改築更新、消防施設、コミュニティ消防センター、それと高齢者の保健及び福祉の向上及び増進、交通弱者対策事業、市立病院医療機器整備事業、この点についてどのような具体的事業を想定しているのか、どういう目的によってそれをしているのか、説明をお願いしたいと思います。

○東中川徹企画調整課長 計画変更の追加部分について個々の質問であります。私のほうから全体的なことでは申し上げますと、具体的にはこの過疎地域自立促進計画について、今ありました産業の振興の分野などの現況と問題点、その対策に係る本文中の文言等の整理を行いますほか、事業計画に今ありました事業等について令和元年度の当初予算、それから6月補正で計上をして、本年度以降実施を予定する事業の13件を追加するとともに、事業の見直し等による文言整理等を行うものであります。

それから、今ありました個々の事業の部分でJ R指宿枕崎線利用促進事業については、私のほうから申し上げたいと思います。

本年度の当初予算で計上したものであります。指宿枕崎線、これが山川以南の利用の減少が著しくて、本路線の存続について危惧される状況にあります。これらの課題解決の一助とするために、市内の保育園、幼稚園、子供会、スポーツ少年団、小中学校のPTA等を対象にして、それぞれの団体が行います指宿枕崎線を利用した社会見学、スポーツ交流等の活動を支援するという事で、そのJ Rの運賃について助成を行う事業でございます。

○原田博明農政課長 水利施設等保全高度化事業につきましては、国営南薩農業水利事業により造成されました南薩畑かん水利管理システムの更新事業でございます。

平成30年から令和4年までの5年間で実施しますが、実質的には本年度から実施するという事で計画を立てているところでございます。

それから、下のほうの妙見センター改修工事等がスポーツ交流拠点整備事業と改められているのは、今後、総体的な施設の利用について検討していく中で、スポーツ交流拠点整備事業という形で今後計画していくということでございます。

○松田誠水道課長 公共下水道施設の整備についてでございますが、長寿命化計画に基づく下水道施設の整備、いわゆる交付金事業について、この過疎計画に掲載しておりましたけれども、今

後、老朽化が著しいために、突発的な修繕、長寿命化計画にはまだ記載していないけども、突発的な事故や修繕等が起きた場合に備えて、老朽化に伴う改築更新を追加したところでございます。

○**中原浩二消防長** コミュニティ消防センターにつきまして御説明いたします。

コミュニティ消防センターにつきましては、老朽化に伴う木原分団庫の消防センターを新築するために変更をお願いするものでございます。

○**山口英雄福祉課長** 交通弱者対策事業につきましては、本年10月から実施いたします75歳以上の高齢者あるいは障害をお持ちの方で運転免許を保持していない方に対するタクシー利用に係る助成事業について、過疎計画の事業として盛り込むものでございます。

○**高山京彦市立病院事務長** 現在、使用しております内視鏡システムの老朽化によりまして、本年度の器械備品購入費によりまして、内視鏡装置を新たに購入するために、今回、市立病院医療機器整備事業ということで追加したものでございます。

○**鮫島寿水文産商工課長** 県単の漁港整備事業の部分の追加であります、海岸整備事業の負担金に変更になっているところです。

これにつきましては、6月議会でも申し上げました台場沖の離岸堤の関係の負担金の変更でございます。

○**6番城森史明議員** 今、聞いていますと、要は水利組合のこの事業だけがですね、5カ年の中で計画されて、今年度これをやるというそういう説明でしたが、あとは全て単発なんですよ。

それで、例えば交通弱者対策等にしても指宿枕崎線にしても、ある程度の期間を設けて計画を組んで、それからその中でことしは何をするのかということで、そういう決め方をされるのが通常だと思うんですよ。

そういう意味で、この過疎債を活用するという事は非常にいいことで、本市も問題が山積しているわけですから、今後、こうしてこういう項目が付加されて改善されていくことは非常にいいと思うんですが、そういう意味でこの過疎計画のあり方、それはやっぱり3年なり5年なり計画に基づいてそういうのがされているのか、その辺をまず聞きたいということと。それと、例えば妙見センターのスポーツ交流拠点整備事業、そしたら具体的にスポーツとは何なのかですよ。

ちょっと妙見センターにスポーツ交流拠点を整備するちゅうのはちょっとびんとこないわけですよ。だって、あそこはグラウンドしかないし、体育館はあるんですが、大々的に使用されている施設がないわけですね。

だから、その辺のところとか、それとJR指宿枕崎線利用促進事業、これに関してもやっぱり市全体で3市と連携しながら進めていかなきゃ成果も出ないだろうし、そういう意味で枕崎の市としてどのように指宿圏促進協議会というのも実際に発足して、実際それがなされているのか。

それと交通弱者対策ですが、これは今度タクシーの乗車券のそういう制度が始まります。しかしながら、それはもう初めですから、今後どのようにステップアップするかということも必要なことで、それがこの中に加味されているのか。以上、質問いたします。

○**東中川徹企画調整課長** 今回、議員から個々の質問がありました13の事業を追加するわけなんです、この計画については平成28年度から平成32年度まで、令和2年度までの5年間を計画期間とする計画でございまして、今回13事業を追加いたしますが、当初計画に掲げた事業を含めると217の事業を掲げることになります。

それで、単発的な感じだというような御意見がございましたが、当初計画から盛り込んでまいります5年間の計画に盛り込んでまいりまして、それと新たに本年度実施するという事を決定した当初予算、また6月補正で掲げた事業を今回、変更という形で追加で提案したものでございます。

それから、JR指宿枕崎線の利用促進の補助事業でございしますが、これは確かに本市だけではなくJR沿線、南九州市、指宿市、鹿児島市まで含めた形で実施するという事は効果的である

とは思いますが。

ただ、これについてはJ R指宿枕崎線の期成会の中で、いろんな4市としての取り組みというのは検討しておりますが、まず枕崎市としてできることから始めようということで、今年度当初予算に制度を創設しまして、当初予算に計上させていただいたところでございます。

○山口英雄福祉課長 交通弱者対策事業につきましては、今回、今年度10月から、先ほど申しましたとおり、福祉的意味合いでとりあえず実施するというので、その交通弱者対策事業について今後のことも踏まえて計画に掲げているのかということにつきましては、もちろん今後も継続的に交通対策というのはとっていかないといけないですので、そういった視点から今後も過疎計画の中に盛り込んでいきたいというふうには考えているところでございます。

なお、これまで市長も答弁されたとおり、今回はとりあえず福祉的意味合いで事業を実施いたしますけれども、今後、実績等を見ながら本市に望ましい交通体系のあり方というものも含めて、今後検討していくこととしているところでございます。

○原田博明農政課長 妙見センターの改修工事が、スポーツ交流拠点整備事業ということで、今回変更しましたが、今年度妙見センター入り口のポーチ整備も実施します。

そういった形で、妙見センター並びに運動広場のほうの整備も今後検討していかないといけないというところでですね、今回、過疎計画に載せたところでございます。

○6番城森史明議員 私の言ったこととちょっとすれ違いがあったと思うんですけど、その過疎債の計画としてはそういうふうに組まれていくのはわかってるんですが、例えばJ R指宿線の活性化について考えた場合に、J R指宿線を活性化するために、ある程度の年度計画ちゅうのが、それを設定して1年目はこうやる、2年目はこうやる、3年目はこうやるというふうに、そして計画を立ててそれからフィードバックして、ことしはそしたら小学生に対する補助をやろうじゃないかとか、そういうふうになるべきと思っておりますので、そういう指宿枕崎線に対してそういう3年計画なり、5年計画なり、計画が立てられているのかっていうことです。要は、これ見るとどうも単発的に聞こえるというのはそういうことなんです。

ここに挙げられた部分が、そういう計画がある程度、概略的な計画がされているのかっていうことを言いたかったわけです。

それと、最後に妙見センターについて要望なんですけど、どう見てもあそこは農政課の持ち物なので、スポーツ交流拠点だったら塩浜があるじゃないか、深浦あるじゃないか、やはり農村施設なので、私はこの前一般質問をしましたが、農業の活性化をいかに図るかっていう観点でですね、そういう意味で、私はやっぱ、今やってる加工センターをもっと近代的に変えてですよ、6次産業化の活性化に持ってもらうとかそれをお願いしたいと思っておりますので、それは要望しておきます。

○東中川徹企画調整課長 J R指宿枕崎線の利用促進の関係で、計画的にやるべきではないかということでございます。

4市で組織しております期成会の中では、昨年度、観光関係でPR動画を作成した部分に強調した形で取り組みをしておりますが、3年計画、5年計画といった形でそういう事業計画というものを持ち合わせていないところでありまして、一方、市としても、これまでも利用促進ということで、いろいろ高校生の登下校に関する支援であるとか、そういったものも検討はしておりますが、まずは今回、将来に向けてですね、まずは子供たちにJ Rに親しんでいただきたいというようなことも含めて、今回、制度創設をしたものでありまして、確かに市としても、その計画的な何年計画というものはございませんでしたが、今回の利用促進策を契機にですね、その利用状況等を見ながら、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○佐藤祐司財政課長 先ほど各課のほうから答弁がございましたが、一部修正がございましたので、私のほうから申し上げたいと思います。

今回の過疎計画の変更につきましては、今年度の当初予算あるいは6月補正予算で予算計上し

たものについて変更をいたしているものでございまして、先ほど農政課長が申しあげましたスポーツ交流拠点整備事業につきましては、6月補正で補正をいたしました総合体育館の整備事業、これについての追記でございます。修正いたしたいと思っております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○7番豊留榮子議員 議案第29号の条例なんですけれども、特定教育と保育の無償化がうたわれているんですけれども、これはみんな保育料が無料になると思ってたんですね。そしたら、完全無償化ではなくて主食と副食は別だということで、給食費は負担しなければならないということなんですけれども、その辺のところをちょっと教えてください。

○山口英雄福祉課長 議案第29号に対しての質疑ということでございますが、今、議員が言われたとおり、この議案第29号の条例につきましては、本年10月から幼児教育の無償化が実施されることに伴いまして、関係政令、省令等が改正になりましたので、それに伴う改正をしようとするものでございます。

なお、幼児教育の無償化っていうのは、これまでもお答えしてきましたとおり、国のほうは3歳以上の児童、それから3歳未満の非課税世帯に属する子供の保育料等について無償化をすることでございましたけれども、ただ国の制度設計に関する検討の中で、主食とか副食とかを含めた給食費につきましては、それぞれ教育認定子供、保育認定子供、それから3歳未満児に関する部分のそういった給食費に関する負担の現状がそれぞれ異なることから、制度的な統一は無理だということで、その部分につきましては、今回の幼児教育無償化の対象外というふうになったところでございます。

そこにつきましては、国のほうの制度設計としましてはそういうことでございまして、本市につきましても、そこら辺のところについては、現在、他市の状況等を見ている状況でございます。

○7番豊留榮子議員 今、早々と市が補助をしようということで実施をされている市も今出てきていますけれども、例えば、もう一つの心配は、子供たちに児童手当というのが支給されますよね。給食費とか、そういうのを滞納すると、その児童手当を給食費に回してしまうという、そういうことも考えていると言うんですけれども、本市はどうでしょうか。

○山口英雄福祉課長 児童手当の関係でございますけれども、今現在ですね、保育料の中に例えば3歳以上の児童でしたら、副食費部分は保育料の中に入っておりますので、保育料として徴収しているわけなんですけれども、その部分、例えば、——どのように答えていかってというのがちょっとわかりませんが、例えば学校給食費などを滞納してる場合には、その給食費を滞納している方の児童に対して支給される児童手当から特別徴収、天引きができるという制度に、制度改正でそういうふうにはなっております。

ただ、私もはっきり覚えておりませんが、原則として、同意が必要であったのではないかとこのように思っております。

また、保育料についても同様に滞納した場合には、特別徴収ができるようにはなっているんですけれども、ただし、保育料につきましても、現在、保育料の滞納にかかる子供の児童手当から特別徴収できるというふうになっていますので、実際に児童手当の受給対象になっている子供の保育料を滞納している場合、現在、保育所に実際通所している場合に限られますので、実際にそういったことで事務的に福祉課のほうで特別徴収をしている事例はございません。

○7番豊留榮子議員 もう一点、気になることはですね、保育料でありますとか、給食費の徴収に市はタッチしないわけですよ。そうすると、保育園でありますとか幼稚園、その園が徴収すると今度は職員の負担もふえてくるわけですよ。そういう点はどのように考えてますか。

○山口英雄福祉課長 給食にかかわる食材費の徴収につきましては、今言われたとおり、公費負担から外されまして、その部分につきましては、各保育園のほうで徴収するということになります。

例えば、実際にかかる見込みの主食費が幾ら、副食費が幾らというのは、その園でも違いますので、そういった幾らを徴収するののかというのは、各園が保護者の方々に示さなければいけない事項というふうになっているところでございます。

各施設のほうには、そういった10月以降、給食に係る徴収部分につきましては、幾らかかるのか、それからそういった額の明示とかですね、そういったことはちゃんとしてくださいと伝えているところでございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を、また、決算関係議案については、議長及び監査委員である6番議員を除く全議員で構成する決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第25号から第27号までの3件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第32号から議案第34号までの人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

これら3件は、人権擁護委員牛山好治氏、池田良子氏及び中釜光子氏は、本年12月31日をもって任期が満了となりますが、牛山好治氏及び池田良子氏については引き続き両氏を、また中釜光子氏については、その後任として平田朝子氏をそれぞれ人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

まず、日程第25号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、7番豊留榮子議員、9番立石幸徳議員、10番下竹芳郎議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数13票。
これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成12票、反対1票。
以上のとおり、賛成多数であります。
よって、議案第32号は、同意することに決定いたしました。
次に、日程第26号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。
念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番永野慶一郎議員、12番東君子議員、13番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第33号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第27号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番眞茅弘美議員、3番上迫正幸議員、4番沖園強議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第34号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第28号から第30号までの3件について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項3件について報告いたします。

まず、報告事項第4号健全化判断比率について及び報告事項第5号資金不足比率につきましては、平成30年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

次の報告事項第6号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時8分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和元年 9 月 9 日)

令和元年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第2号）

令和元年9月9日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	清水 和 弘 議員（25ページ～36ページ）
		沖 園 強 議員（36ページ～46ページ）
		上 迫 正 幸 議員（46ページ～54ページ）
		東 君 子 議員（54ページ～59ページ）
		禰 占 通 男 議員（59ページ～70ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長
中 原 浩 二 消防長	松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番清水和弘議員、2番沖園強議員、3番上迫正幸議員、4番東君子議員、5番禰占通男議員、6番眞茅弘美議員、7番城森史明議員、8番豊留榮子議員、9番永野慶一郎議員、10番立石幸徳議員の順に行います。

まず、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 通告した次第に基づき質問してまいります。

市長が平成30年3月議会で所信表明している、枕崎をひとつにとの思いから組織の力に頼らずとあります。市民の多くは納得してないようです。

その一つに、裁判で棄却された土地の問題で、国土交通省より警告、口頭を含め3回受けたにもかかわらず、調停裁判は9月26日に開始すると聞いております。その内容は、構造撤去工事等調整請求調停事件で調停事項の価格は160万円となっておりますが、この内容について、また、なぜここまで時間を要したのか、その理由、それと現在のこの行政運営のあり方についてどのように判断しているのか、お尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま質問にございます、枕崎をひとつにとの思いから組織の力に頼らずということにつきましては、そのときの所信表明で、私は、出馬表明当初から今までの選挙とは違う戦い方を模索し、枕崎を何とかひとつにしたいとの思いから、組織の力に頼らず市民の皆様に直接、自身の政治姿勢を伝えてまいりましたと発言させていただきました。

枕崎をひとつにという思いは私が市長に挑戦した最も重要な思いの一つであります。組織の力に頼らずというのは、選挙戦において、その戦い方において組織、団体の応援、例えば政党の公認、推薦であるとか、企業、団体の推薦であるとかをいただくことなく草の根の戦いをしてきたということを組織の力に頼らずという言葉で表現いたしました。

市民の多くが納得していないということですが、そのことにつきましては真摯に受けとめ、今申し上げたようなことを、特に、枕崎をひとつにという思いを丁寧に市民の皆様にも伝えてまいりたいと考えております。

また、質問者がおっしゃいました案件につきましては、まず、解決に時間がかかっていることですが、私は就任後、この件に関しましての庁内でのヒアリング、意見調整を経て、昨年5月9日に相手方を訪問し、解決に向けての話し合いを開始いたしました。その後、昨年11回、ことしに入ってから12回、相手方を訪問して面会をさせていただいております。

その間、議会では、昨年9月議会、ことしの3月議会で相手方土地に残存する市の構造物撤去に関する予算を提案させていただき、3月議会で可決いただいた予算執行に向けて現在進めております。私は二十数回、担当職員についてはその何倍もの回数、相手方と面談をしながら進めているのが現状でございます。私としましても、この件に関しましてはできるだけ早い解決を望んでいるところです。

そのほかの質問に関しましては、担当課長のほうから答弁させます。

○原田博明農政課長 ただいま議員からありました構造物撤去工事等調整請求事件の調停事項の価額が160万円となっているとの御質問については、民事調停申立手数料の算定で調停事項の価額の算定が極めて困難な場合は、価額を160万円とみなすとなっていることから、あくまでも手数料の算定のための額ということになります。

○13番清水和弘議員 次にですね、やはりこの3月議会での所信表明のことについてなんです

けど、政治に携わる者に限らず、人は人生をかけて仕事に取り組むときその思いを覚悟に変えて取り組むものとあります。また、この議会に臨む全ての人が枕崎をもっとよい自治体にしようという思いで覚悟を持って臨んでいただきたいとあります。本市議会、行政職員の現況についてお伺いいたします。

○前田祝成市長 覚悟を持って臨むということですが、この覚悟を持って事に臨むというのは私の仕事に対する心の持ち方と御理解いただければというふうに思います。

ことしの7月26日と8月6日に、この春に新規採用した職員を中心に若手職員との語る会を実施いたしました。その会で仕事について彼らと意見交換をしたんですが、そのとき私は仕事と趣味の違いは何かという趣旨の質問を彼らに投げかけてみました。趣味は自分のためのもの、仕事は自分以外の誰かの役に立つことというのが私の答えだったのですが、みんなそれには共感してくれました。

そして、仕事で一番大切なものは目的を持つことだというふうに考えます。私たち枕崎市の行政に携わる者の目的は、枕崎をもっとよい自治体にしようということだと私は考えます。枕崎をもっとよい自治体にしようという思い、それを覚悟と述べたこと、まさに私たちのそれが目的であります。

昨年3月の定例会での所信表明では、その私たちの目的を覚悟という言葉で述べさせていただきました。覚悟を持ってというのは、常に目的を持って、目的を意識してということになります。

現在、その覚悟がもし感じられない、減っているということでしたら、改めまして我々の覚悟、目的を再確認する必要があるかというふうに思います。

我々の目的は、枕崎をもっとよい自治体にしようということです。それは私たちが持つべき覚悟でもあります。今回の定例会の一般質問の第1番目の質問者からこのような大変ありがたい御質問をいただいたことに感謝いたします。

○13番清水和弘議員 私はですね、この目的を持ってこれを達成するためにはですね、PDCAサイクル、政府がよう言うてますよ。そういうそのPDCAサイクルなるこの計画、何かつくっておられるんですか。

○前田祝成市長 私もPDCA、非常に大事なことだというふうに思っております。

チェックがあつて、次のアクションに進むということであると思えますし、まさにことしが最終年度になります地方創生総合戦略が5年計画で計画されております。そのチェック、それがことしやらなければならない、非常に重要な課題、ミッションだというふうに思っております。それを踏まえて、来年から始まります第2期の地方創生総合戦略を立てていくということに関しましては、庁内で各課長を初め、全ての職員に目的、枕崎をもっとよい自治体にする、2万人の幸せなまち、日本一幸せなまちにするという目的を確認してもらい、そして各関係部署から、そのための施策を出すということを既に指示をしております。その作業が年度いっぱい続くということになります。そして、来年度以降の第2期の地方創生総合戦略ができ上がっていくという形になります。

まさに、それがPDCAサイクルを回すということになるかというふうに思っております。

○13番清水和弘議員 それとですね、もう一点ですね、市長がこの3月議会で言うてるんですけどね、職員のこのスキルアップと述べておられるわけですね。

職員のこれまでの、市長が就任するまでのスキルと現在のスキル、これにおいては職員をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○前田祝成市長 スキルアップ、これは日常的にやっていただきたいということで、就任当初から常にそのあたりは意識しながらですね、毎週月曜日に定例課長会議があるんですけども、その中でもですね、直接、何のスキルを上げてくれということではありませんが、私自身のさまざまな施策に対する評価、考え方の話をしております。

その中で、彼らがどう、みずからの部門のレベルを上げていくかということに取り組んでくれているというふうに思っております。

就任前のスキルと今のスキルがどうかという部分についてはですね、それぞれ個々にあるかと思えます。

人事につきましては、私のほうで最適な人事体制、それが年に1回の定期人事異動で反映されていると思いますし、その人事異動が済んだ後に、その組織としての力が発揮されるか発揮されないか、組織としての力が効果的に出ているか出していないかというところを私なりに評価しながら、スキルアップが実現できているかどうかというところを評価したいというふうに思っております。

まだ、1年半という状況の中です、そのあたりは常に意識しながら彼らにそういう認識を持っていただくようにですね、そういう仕事の進め方をしているところでございます。

○13番清水和弘議員 今、市長が1年半と言われました。もうすぐ次の市長選も来ると思いますが、その辺を考慮してですね、頑張ってください。

次にですね、2番目に枕崎牛の不適正な表示について質問してまいります。

先般、南日本新聞で指摘されましたこの枕崎牛の賞味期限問題について、お魚センターと福岡県内の枕崎牛取扱会社との関係についてお尋ねしてまいります。

枕崎牛生産者の方々は、製造会社に集まったときですね、福岡県内の製造加工業者が、お魚センターの枕崎牛肉賞味期限表示の件について、突如話されてですね、内容は枕崎牛の賞味期限のことについては枕崎が責任を持つので製造加工会社のほうは賞味期限の表示はしなくてよいと言われたと言っておるんです。そのようなことはあったのかですね、その契約はいつしたのか、またその契約時の立会人は誰だったのか。そのときの契約書など明らかになるものがあれば、教えていただきたい。また提示していただきたい。

○前田祝成市長 まず、全員協議会でも報告いたしましたとおり、お魚センターで取り扱う枕崎牛について、食品表示に対する認識不足により、消費者の皆様方には適切でない方法で賞味期限の表示がなされた商品を販売していましたことにつきましては、おわび申し上げたいというふうに思えます。

また、市民の皆様、関係者の皆様に対しましても御心配をおかけしましたことを重ねておわび申し上げます。

枕崎お魚センターでは、10年ほど前から枕崎牛を製造する業者との取引を始めたという報告を受けております。賞味期限の表示に係る契約書はないということでありまして、口頭での確認によって平成26年度ごろからなされたものであるという報告を受けているところでございます。

○13番清水和弘議員 このような大事なことをですよ、契約書なしに今までも結んだ経験があるんですか。

○前田祝成市長 契約書なしにというのは、今回の件に関しましては、特にその取引の中で契約を交わしてそのようなことをお願いしたということではないという報告を受けておりまして、それ以外の取引についてはですね、ちょっと、私のほうで今確認がとれません。

○13番清水和弘議員 この件についてはですね、ちょっと時間がかかるので、もうやめて次の質問に移ります。

それとですね、私は、この問題はですよ、枕崎牛生産者、この人たちに対してすごく大きな影響があると思うんですよ。この人たちに対する影響をどのように判断してるのか、その辺はどうなんですか。

○前田祝成市長 お魚センターから報告がありましたように、全員協議会でも報告しましたが、超低温の冷凍庫での保存、これにより食品の安全性は保たれて、鮮度、品質ともに問題ないというものの、食品表示が適切な方法でなされていなかったことで、ふるさと納税返礼品としても

寄附者の皆様方に送らせていただいているわけですが、その枕崎市の信頼を損ねるばかりか本市の特産品のイメージダウンにもつながりかねない大きな問題であったというふうに考えております。

枕崎牛の生産者の皆様方、議員がおっしゃられるように非常に重要な問題だというふうに考えておまして、枕崎牛生産者に対しまして、今回の件で一番、御迷惑と御心配をおかけしたというふうに考えておるところでございます。

先般、枕崎牛生産者の皆様方の会合がございました。私も直接足を運ばせていただきまして、今回の件について、経緯の説明、そしておわびを申し上げたところでございます。

今後とも枕崎牛、これは本市のブランド品目として非常に大事なものでございますので、さまざまな機会を通していろいろ、こちらのほうとしても積極的に発信して、また生産活動においても支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○13番清水和弘議員 生産者の方々と直接話をしたと述べましたけどね、その方々からの意見は何かありましたか。

○前田祝成市長 生産者の方々とは私、以前からいろいろ意見交換等もさせていただいております。今回の件に関しましてはですね、賞味期限の件で大変御迷惑かけたというお話をさせていただいたところです。

生産者の方々からはですね、ぜひその辺は、しっかりと市のほうとしても対応してほしいということですね、直接、私のほうは聞いております。

○13番清水和弘議員 私もいろんな方々と生産者組合ですか、この人たちと話をさせてもらったんですけどね、すごく厳しいわけなんです。何でこの契約するとき市職員が立ち会いにならなかったのかとかですよ。

先ほど市長は述べませんでしたけど、次に移ります。そういう話があるということですよ。

次にですね、お魚センター副支配人からの賞味期限について、この不適切表示については支配人あるいは市長に対して進言があったわけですよ。これに対して、なぜ市長はすぐに対応しなかったのか。対応するまで1カ月以上たつと思うんですけど、その空白の期間というのは、なぜ発生したんですか。

○前田祝成市長 この件に関しましては、6月の時点でその報告を受けました。そして、私のほうとしてはその現状を全て把握したいということで、担当者に対しまして取引業者との事実関係の確認をさせました。その時間が若干かかったということになります。

そして、事実関係がはっきりわかった段階で、こちらのほうから保健所のほうに指導を仰いだというのが経緯でございます。

○13番清水和弘議員 この問題についてはですね、お魚センターの主任である参事についても報告があったと思いますよ。このとき、支配人はどのような対応をしたんですか。

○新屋敷増水産商工課参事 今回の事案が発生いたしましたのは、お魚センターの社員によってであります。令和元年6月11日であります。

このことにつきまして、私も報告を受けまして、販売スタッフのほうからすぐ製造業者のほうに連絡を入れまして、次回の仕入れからは、製造業者のほうから賞味期限の表示がされた形で改善はされているところでございます。

○13番清水和弘議員 支配人も就任してそんなに長くないと思うんですけどね。このことについて自分が確認とか、そういうことはしてませんか。

○新屋敷増水産商工課参事 今回のことにつきましては、私のほうでも社員のほうから全て報告を受けまして、社長のほうにも随時報告を入れまして、その後の対応は先日全員協議会でも御報告したとおりでございます。

○13番清水和弘議員 私が言うてるんはですね、御自身が就任したときにですよ、このことには気づいてなかったんかって聞いとるんですよ。それとまた、おたくの前任者との話はどのよう

な状況だったのか、そこを聞いてるんですよ。

○新屋敷増水産商工課参事 私が引き継ぎを受けていた時点では、経営の状況、組織体制のあり方、今後の経営の状況について引き継ぎを受けておりますけれども、その時点では、今回の事案はわかっておりませんでしたので、引き継ぎは受けておりません。

○13番清水和弘議員 この引き継ぎを受けていないということは、前任者も自覚をしていなかった、調査してなかったということなんでしょうけど、結局そのようなもんですよ。

なぜ、そこの支配人がですよ、自分の扱う品物についてチェックしないのか、そこが私はさっきから1番目に質問したスキルのアップとかですよ、スキルについて言うてるんですよ、市長。

だからその辺をですね、もっとこの責任を持った職員として、枕崎市職員としてですよ、住民の税金を預かっている職員としてもっと市民の立場で、一部の人の立場じゃないですよ。全体に市民の立場でやってほしいと私はこれをお願いしておきます。

次にですね、不適切とは、配慮を欠いて倫理的によくはない場合、取り扱いや対処の仕方がまずかった場合、事柄に対する配慮を欠けた場合と調べたらなっております。

枕崎牛の仕入れ先は同一といわれるAコープに尋ねに行ったんですよ。そしたらですね、Aコープのほうは廃品のロスをなくすために計画的に仕入れていると言われました。お魚センターの場合はどうだったんですか、仕入れについてですよ。

○新屋敷増水産商工課参事 お魚センターのほうでは、製造業者のほうからマイナス15度の要冷凍商品として仕入れておりました。そしてそれをマイナス50度の冷凍庫で保存しておりました。

今回、保健所のほうから指摘を受けましたのは、お魚センターがマイナス50度の冷凍庫で保存をして賞味期限を設定したわけでありましたが、その設定をするときに、お魚センター自身が客観的、合理的データに基づく根拠を持たないで表示をしたことについて、改善指導を受けたところでございます。

○13番清水和弘議員 加世田の保健所はですよ、どのようにしてそういうことを知ったんでしょうか。

○新屋敷増水産商工課参事 今回の事案につきまして、お魚センター側のほうで7月22日に保健所のほうへ報告をしたことで、保健所のほうが今回のことを確認することになりました。

○13番清水和弘議員 その7月22日、加世田保健所に報告した人は誰なんですか。

○新屋敷増水産商工課参事 副市長と水産商工課参事でございます。

○13番清水和弘議員 次にですね、これまでこの食品衛生法ではですね、先ほど参事が少し述べましたけど、流通段階で適切に保存方法を変更したものであって、この消費期限または賞味期限の表示の変更が必要となる場合は、適正な表示を確保する観点から変更された保存方法及びこれに基づく新たな期限を設定し、適切に表示しなければならないとなってるんですね。

なお、流通段階で食品を凍結する場合にあっては、食品などの製造業者等が責任を持って温度管理を実施すること等により、食品などの衛生上の危害を防止することが望まれるとあります。

そして、ここが問題ですね、保存温度を変更した理由が消費者にわかるように注意事項を記載するなどのことにより、誤解が生じないように注意する必要があるとも書いております。

なお、これらの期限の再設定は、科学的、合理的、今ここを参事も言いましたけど、合理的根拠をもって適正かつ客観的に行われた場合には、法令違反ではないともうたっております。

だから、私はここに加世田保健所が指摘したことはどのようなことだったんですか。そんなに難しいことはなかったんじゃないですか。

○小泉智資副市長 加世田保健所から、8月19日に食品衛生監視指導票が出されております。

その内容は、先ほどから参事が述べてますが、販売者が保存温度を変更した場合の賞味期限は、科学的、合理的根拠をもって適正に表示すること、それから賞味期限の記載がある食肉を仕入れ

ること、そして必要に応じて、不適切な表示があった食品について、消費者への対応をとることとなっているようであります。

この指導に対して、先日の全員協議会でも御報告したとおり、お魚センターとしては8月23日に再発防止策を提出しております。現在は、消費者の皆様への報告をお魚センター店内及びホームページ上で公開するとともに、販売は見合わせております。

○13番清水和弘議員 販売を見合わせておるということは、今、枕崎牛は販売してないということですよ、違いますか。

○新屋敷増水産商工課参事 はい、現在は販売しておりません。

○13番清水和弘議員 これまでですね、このふるさと納税返礼品で不適切表示の枕崎牛を購入した人は新聞によりますけど、延べ164人とあります。

ところがですね、2日、3日前にですよ、湧水町はですね、偽装品を受け取った方に商品を送るとあるんですけど、本市の場合はこの164名なのか、まだ多いのかわかりませんが、このような方に対してですね、どのような対応をしようと考えているのかですね、その辺はどう考えてるんですか。

○東中川徹企画調整課長 寄附者の皆様方への対応についてであります。まず本市がふるさと納税返礼事業を開始以降、今回の返礼品を発送した寄附者の数は、新聞報道にもありましたとおり延べ164名になります。重複する方もいらっしゃいますので、延べ164名であります。

この延べ164名の全員に対しましては、ふるさと納税返礼品の食品表示に関する御報告ということで、今回の事案の報告、それからおわびの報告とおわびの文書を全員協議会で29日に報告いたしました。8月30日付でお送りいたしております。

今後の問い合わせ等につきましても、丁寧に説明してまいりたいというふうに考えております。

○13番清水和弘議員 ということは、この偽装——偽装と言われたら何か苦情が来ると思います。

適切に表示しなかったものに対してですね、この164名、延べなんですけど、この方々に湧水町だったらですよ、商品を送ると言うわけですね。枕崎はそのようなことは考えていないというふうな理解でいいんですか。

○東中川徹企画調整課長 先ほどありましたように、お魚センターからの報告によりますと、食品の安全性が保たれておまして、商品については鮮度、品質ともに問題はないということでもありますけれども、枕崎市に温かい御寄附をお寄せいただいた皆様に対しては、後々になってからですね、このような報告をさせていただくことになって大変不快な思いをさせることになる、そういうことに対して深くおわびを申し上げるということで、食品の安全性ということは保たれているということですので、今ありました他町の案件とは若干異なるのかなというふうに考えております。

○13番清水和弘議員 このような事件が起きたことはですね、我々市議会議員にも大きな責任があると私は考えておるんですね。

なぜならばですね、お魚センターに対する経営健全化の自治法なんですけど、経営健全化のための損失補償や固定資産及び法人市民税の減免を実施してきたにもかかわらずですよ、枕崎市がしてきたわけですよ。

今回の事件について我々は知らなかった、またそれ以前に、市民の代表である我々議員は、質問したくてもできないと言われてきたわけですよ、今まで。そのようなことがですね、この今回の事件にもつながったと私は考えておるんですよ。

今後、この指導者やスタッフの認識不足から発生した事件ですけど、また我々議員も当局の言いなりになってやってきたことも本当に我々は情けなく思ってるんです。もうちょっと議員がですね、深くこのお魚センターの経営についても、深く追求すべきであると思うんですけど、市長はこの議員がこれまでお魚センターの経営に対して余り発言すると言われてきたんですけど、

そのことについてどう考えますか。

○前田祝成市長 今回の件に関しましては、お魚センターで取り扱う賞味期限が適切でない商品、これがあったということに対しましての指導を受けました。

そのことに対しまして、非常に大きな問題意識を持っておりまして、議員の皆様にも全員協議会で報告させていただいたところです。

お魚センターの経営に関しましては、毎年報告をさせていただいているわけですがけれども、基本的には第三セクターの民間企業ということですね、細かな企業内のいろんな施策であるとか人事であるとかですね、そういうものについてはなかなか踏み込んでっていう御報告というわけにはいかないという部分もございますので、今までがこのような形になっていたのかというふうには認識しております。

ただ、議員がおっしゃいますように、やはりお魚センターにつきましては、我々としても非常に枕崎市として大切な資産だというふうには考えております。

いろんな意味でですね、観光の拠点としての位置づけを持っておりますので、我々としてもできる限り、お魚センターでどういうことをやらなければいけないのか、どういうことがなされているのかという部分も含めてですね、御報告できるように努めてまいりたいというふうには思っております。

○13番清水和弘議員 答弁漏れがあるんですけどね、議員の発言についてはどうお考えなんですか。

○前田祝成市長 議員の皆様のお発言に関しましてはですね、我々としては、いただいた御発言なり質問なりに対して、真摯に答えていこうと思っております。

今、議員が御質問された議員の発言が立ち入れないというかですね、そういう部分につきましては、今申し上げましたとおり、お魚センターというのは非常に我々枕崎市民にとって大切な資産であると、そして、これからも発展させていかなければいけないという部分で、我々のほうがどちらかというところとやっぱりそれをどれだけオープンにですね、皆様に御紹介できるかというところにかかってくると思っておりますので、ふだんの営業活動の中でもですね、ぜひ、議員の皆様に限らず市民の皆様にもですね、状況をしっかりと伝えられるような、そういう情報発信はしていきたいと思っております。

そういうことをやっていくことで、こういう議会の中でのですね、議論も活発化していくのかなというふうには思いますので、その辺は、真摯に捉えてやっていこうというふうには思っております。

○13番清水和弘議員 少し前向きな答弁でですね、我々議員もですね、本当に枕崎が損失補填もしてるわけなんですからね。じゃんじゃん私は議員も活発な意見をやっていきたいと思っております。

次にですね、人口減少と空き家対策の関係について質問してまいります。

最近ですね、枕崎の若い人たちがですね、枕崎で働きたい、住みたくても土地が高いよと、また家賃も高い。しかし、給料が安いとの声が多くて若い人から私に聞こえてくるんですよ。

現在の枕崎市の人口は、外国人を除いてですね、年間330人程度減少していると思うんですけど、この状況を踏まえたときですね、我々議員は住民代表として、若い人たちの声に耳を傾けて応えていかなければならないと考えておるんです。

本市も最近、空き家バンク制度に登録しておりますけど、本年度から家財処分の費用が出るようになっている補助の要件はどのようになっているのか、また補助金はどのぐらいあるのかですね、それと、利用者、登録者はどのぐらいあるのか、お尋ねいたします。

○東中川徹企画調整課長 お尋ねの空き家バンク利用促進事業補助について申し上げます。

本市の空き家バンクについては、平成29年度に制度が始まりまして、空き家の有効活用に取り

り組んでまいりましたが、なかなか物件の登録が進まない中、市内にはいまだ有効活用がされていない空き家が存在しているものの、活用可能な空き家がそのまま放置されまして、経年劣化していくというような実情がございました。

空き家が放置されている理由の一つとして、空き家に残っております家財等の撤去にかかる費用負担が大きく、所有者が貸し出しとか売却をちゅうちょしているというケースもあるというようなことから、空き家バンクに登録された物件の所有者または入居者に対し、空き家内の家財道具等を処分するための費用の一部を支援することによって空き家バンクへの登録を促し、空き家等の活用の促進を図ることを目的としまして、本年度新たにこの事業を創設いたしました。

事業の内容としましては、空き家バンクの登録物件の所有者または登録物件への入居者が当該物件に残存する家財道具等の処分を行う場合の費用を補助対象経費としまして、10万円を限度として、その2分の1を助成しようとするものであります。

これまでの利用につきましては、市のホームページへの掲載のほか、空き家バンクの御案内ということで、空き家バンクへの登録の呼びかけでありますとか、家財等の処分への補助、これの紹介のチラシを作成いたしまして、6月の広報まくらざきに折り込みを行っております。しかし、現時点までこの補助金交付の実績はございません。

しかしながら、広報紙への折り込み以降、空き家バンク登録に関する相談、これが16件ほど寄せられておりまして、その中には、家財撤去に関するものも6件ほどまいっております。

そのようなことから、今後、利用につながっていくのではと考えております。

また、空き家バンクへの登録物件については、昨年度末、売買物件6件、そのうち3件が契約成立というような状況でありましたが、ただいま申し上げました広報紙へのチラシ折り込み以降、相談があった16件のうち、売買物件1件、賃貸物件1件の2件の新たな登録がなされているところであります。

○13番清水和弘議員 本市のですね、空き家情報については、ホームページで掲載しているのも私も見てますけど、他の手段でですね、情報提示は今やとること以外にですよ、他の方法での情報提示はしないのか。

例えばですね、空き家解決先進地の自治体を私、日本全国調べました。そしたらですね、ほかの自治体の不動産業者などに情報を開示することにより、不動産業の競争力が増加することが考えられると。そのことによってですね、この空き家バンク制度の活用、そしてまた空き家の解消につながっているらしいんですけど、本市が今、ほかの自治体でやっているこのようなことをですね、取り組まない理由、そのメリット、デメリットをどのように判断しとるんですか。

○東中川徹企画調整課長 本市の空き家バンクに係る情報発信につきましては、ただいま議員からありましたように、現在、市のホームページ上での掲載以外に他の方法では行っていないところであります。

今ありました他の自治体の不動産事業者等に情報開示ということがどういう手法というのかですね、ちょっと勉強不足、理解不足で申しわけありませんが、現在の市のホームページ上での情報発信によりまして、ホームページに掲載しますとすぐに問い合わせ等もまいります。

ホームページの空き家バンク部分の閲覧数というのを見ましても、平成29年度4,343件でしたのが平成30年度は1万8,792件とこのようにふえていることもございますので、今の時点では、この方法でですね、情報発信というのを続けてまいりたいというふうに考えております。

○13番清水和弘議員 次に、空き家解決先進地においてはですね、近隣自治体の不動産企業にも声をかけておるわけですね。そのことにより多くの空き地や空き家の解決につながっているようです。空き家バンク制度については、不動産業の立場は本当に重要ですよ、このことは。

それよりもですね、現在の枕崎の人口減少、どちらが大事なのか。人口が減少してきたらですよ、枕崎の税収も減少していくんですよ。そうすることによって、今度は枕崎の存続も本当に将

来的に考えなければならない。

そうした場合ですね、不動産業のほうに力を与えるのも大事ですけど、枕崎市住民、枕崎の存続を考えてですね、この不動産業界とのつながり、もっと外部のほうにも幅を広げていくということについては考えていないんですか。

○東中川徹企画調整課長 市内の事業者の方を登録しているということについては、6月議会でもその理由については答弁をいたしたところであります。

議員からありますように、他市の状況としては、宅地建物取引業者協会等と協定を締結いたしまして、協会等のほうで会員の中から物件の仲介等を行う事業者を選定している例はあるようですが、手続としては、所有者等から市への登録申し込み後にその事業者を選定されるというような流れになっているようであります。

これによってですね、物件の登録に効果が上がっているかどうかについては確認させていただきたいと思いますが、ただいま申し上げましたように、空き家バンクへの登録の呼びかけと家財等の処分への補助の紹介のチラシ、これの広報紙への折り込み以降ですね、登録に関する相談も多く寄せられていること、また登録されるとすぐに利用者からの問い合わせがあること、登録することで早い期間で契約成立につながっていくこと、こういったことを事業者の皆様方にももう少しアピールをしまして、登録物件の増が図られるような取り組みをしてみたいというふうを考えております。

○13番清水和弘議員 現在ですね、この枕崎の空き家バンク制度に登録している事業者、これは幾らあるんですか。

○東中川徹企画調整課長 たしか9事業者だったと思っております。

○13番清水和弘議員 このような方々にも迷惑をかけないような状況でですね、お互いフィフティー・フィフティーの関係でやっていただきたい。まず、考えることは枕崎の人口減少、これをいかにして防ぐかですよ。そのことを頭においてやっていただきたい。

次にですね、他市においてはですね、空き家バンクに登録した日から2年以上空き家バンクに登録した住民にですね、空き家登録物件に課税されてる固定資産税額を基準として、奨励金が交付されてるところもあるようであります。これは、空き家バンクへの物件登録を促進するための制度とあるんですけど、この制度について、当局はどのように考えてますか。

○東中川徹企画調整課長 議員からありますように、空き家バンクへの登録を促進するための奨励金交付の制度につきましては、他県において、空き家バンクに登録後継続して2年以上登録を続けることを要件としまして、登録物件に課税されている固定資産税額相当額を奨励金としまして物件登録時に1回に限り交付するといった制度を設けている自治体もあるようであります。

この制度導入によるメリット、デメリットをどう考えるかということでございますが、メリットとしては、奨励金の交付があることによって空き家バンクへの登録の検討のきっかけになるということはあるかと思えます。

しかし、その交付対象となる物件の状態、中身等もですね、状態をどのように考えるのか、登録するだけで奨励金を交付することでよいのか、また、その額が固定資産を所有する方の税の負担額、税の公平性という問題で、その税の負担額をもとに、それを奨励金の額としていいのか、そういった考えなければならない課題というの多いものというふうに考えます。

○13番清水和弘議員 今、企画課長が話してるのはですよ、本市の土地の価格が上がった場合だと思わんですよ。実際、本市の土地の価格が、評価価格が私は上がっているとは判断してないんですけどね。

実際、以前は枕崎市のほうは南薩ではですよ、枕崎市の土地が高かったわけなんですよ。最近では、もう南さつまのほうがずっと上になっております。

そしてまた、国が示す表示価格ちゅうんですかね、ああいうのを見ても、枕崎に、家を壊した

からいうて固定資産税が上がるというような地域がそんなにあるんですか。私は少ないと思うんですけど。

○東中川徹企画調整課長 土地の評価額というか、そういうことで申し上げたものではございませんで、奨励金を交付するときに、その奨励金の額のもととなるものを、公平性を保たない税の額、その額に求めていいのか、そういうのはしっかり検討しなければいけないですよということをお願いしているところでございます。

○13番清水和弘議員 私は、これによってですよ、枕崎市も損失は出ないと考えておるものですか。

それとですね、フラット35、これ民間の補助事業だと思うんですけど、フラット35子育て支援型及び地域活性化型による支援内容の対象となる住宅取得として、支援対象は1番目、若者子育て世帯による既存住宅の取得、2番目、若者子育て世帯・親世帯などによる同居・近居のための新築・既存住宅の取得、3番目、U I J ターンによる新築・既存住宅の取得、4番目、居住誘導区域内における新規・既存住宅の取得、5番目、空き家バンクに登録された住宅の取得など金利が0.25%になっているということがありますけど、この民間の制度を導入するとどのようなメリットがあって、どのようなデメリットがあるのか、どのように判断しとるんですか。

○東中川徹企画調整課長 まずこの制度について少し議員の質問とダブる部分もございしますが説明を申し上げます。

お尋ねのフラット35子育て支援型及び地域活性化型につきましては、地方創生等の推進に向けて子育て支援、U I J ターン等の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携しまして、地方公共団体による財政支援とあわせてフラット35の金利を引き下げることによって地方創生等を促進するための事業であります。

住宅金融支援機構の公募の内容等を見てみますと、対象となる地方公共団体の事業の要件の中には空き家の解消に資する取り組みを積極的に実施していることや、住宅の建設または購入に対して、一定の補助金等の財政支援を行うものであること等が掲げられ、住宅金融支援機構による支援内容としましては、ただいま議員からありました若者子育て世帯による既存住宅の取得、若者子育て世帯・親世帯等による同居・近居のための住宅取得、U I J ターンによる住宅取得、居住誘導区域内における住宅取得、これを行う場合におきまして、住宅ローンでありますフラット35の金利を他の制度と併用がない場合で、当初の5年間、年0.25%の引き下げによる支援を行うものであります。

なお、事業の実施に際しては、地方公共団体と住宅金融支援機構との間で協定を締結することとなっております。

この制度導入によるメリット、デメリットなどを検討したのかということではありますが、これまで具体的に検討は行っておりませんが、実際に本市においても、本年度新たに移住者住宅確保支援補助金の交付による支援制度も設けておりまして、事業の要件としては満たしているものと考えられますし、特にデメリットというものもございません。そのようなことから、今後、協定の締結に向けて前向きに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○13番清水和弘議員 次にですね、本市の場合、平成30年3月、枕崎市空家等対策計画書に記載されている不良度ランキングに判定されている、特別問題がなくおおむね現況のまま利用可能な空き家件数は882件となっております。また、管理が行き届いていないが、比較的小規模の修繕で利用可能な空き家が116件となっている状況にあると思います。

現在の枕崎市の人口減少や、20年後の枕崎市の人口状況を空き家所有の方々にですね、説明して、どうしても活用させていただけないかと、そのような話をしようとは考えていないんですか。

○東中川徹企画調整課長 ただいま議員からありました数値等についてはですね、ただいま議員

からあったとおりであります。

これらの空き家の所有者等に対して、空き家バンクへの登録を促していくべきではないのかということが質問の主旨であるということで、お答えを申し上げます。

ただいま議員からありましたように、不良度ランクがおおむね現況のまま利用可能とされた物件は882件、管理が行き届いていないが比較的小規模な修繕で利用可能とされた物件は116件でございますが、これは委託先であります民間の住宅地図会社による外観調査に基づくものでありまして、建物の内部まで詳しく調査をしているものではございません。

また、地域や道路の状況、駐車スペース等を加味した市場性まで考慮いたしますと、実際にその件数が直ちに賃貸等につながるのかというのは断定しきれないところであります。

また、私どもが市内の不動産事業者の方々を空き家バンクに関する協力依頼に回った際に、事業者の皆様方とお話をする中で、手を入れないで実際にそのままで賃貸できるような物件というのはなかなかないよということもお聞きしております。

これらの物件の所有者の皆様方に、個々に説明すべきではということについては、先ほど申し上げましたように、チラシ折り込み等によりまして相談件数も徐々にふえてきておりますし、また、物件といえますか、あくまでも個人の所有に係るものでございますので、それぞれの事情等もあるかと思えます。

そのようなことから、市のほうから若干踏み込んで、個々に説明というよりも、広く呼びかけていく取り組みというのを続けてまいりたいと思っております。

○13番清水和弘議員 空き家っていうのはですよ、今ここに書いてる882件と116件というのは、やぶとか何かにはなっていないから、そんなに害はないとは思いますが、まず最初に考えなければならないのは、私が言いたいのはですよ、枕崎の人口は、あと25年かそのぐらいしたら1万5,000人を切ると私は思うんですよ。

社会人研どこだったですか、あそこは発表しとるじゃないですか。

その辺を考えたらですね、これは市の職員がこういうことに口を突っ込むべきじゃないみたいなことを言う場合じゃないんですよ、これ。もうちょっとしっかりと自分たちも認識してですね、人口減少についてですよ、財政がもたないんですから、人口が減ってきたらですね。その辺を真剣に考えていただきたい。

次にですね、平成30年、同じなんですけど、計画書に記載された市場性ランキング判定結果によればですね、Aランク売却・賃貸の期待性が高いものが16件、Bランク売却・賃貸の期待性がやや高い物件が35件となっております。

これら物件の所有者に相談、先ほどと一緒なんですけど、やっぱりこの答弁も同じなんですか。所有者に対してですよ。

○東中川徹企画調整課長 先ほどの答弁と重なりますけど、今申し上げましたチラシ折り込みのほかにも、今年度、担当者のほうで機会がある場合には自治公民館のほうに出向きまして、区域内に存在する物件の空き家バンクへの登録の呼びかけも行ってもらうようお願いなども行っております。

そのようなこともあって、本年度に入りましてから相談件数もふえてきているということで、ちょっと答弁は重なる部分がございますが、あくまでも個人の所有に係るものでありますので、ただいま申し上げました担当者の取り組み等を含めてですね、広く呼びかけを行っていく取り組みを進めていきたいと思っております。

○13番清水和弘議員 次にですね、選挙期間中も私も聞きに行ったんですけど、市長は選挙期間中にですね、人口2万人の幸せなまちと何回か私も聞きました。

最近5カ年の枕崎市の死亡者数は年間どれぐらいになってるんですか。また、先ほど私がちょっと述べました30年後の枕崎市の人口の推計をどのぐらいと考えているのか。市長が述べまし

た人口2万人の幸せなまちをつくるその計画はどのような状況で進めようとしているのかをお伺いいたします。

○前田祝成市長 過去5年間の死亡者数、そして30年後の人口推移について、これは、私の答弁の後に担当参事に答弁させますが、人口動態については、毎月、市内社会経済情勢報告、これを政策推進係から受けておりますので、その中で把握しているところでございます。

それと日本一幸せな2万人のまちというフレーズ、これは選挙期間に限らず、先ほども申し上げましたが、今でも職員、そして市民の皆様にも広く伝えていくものと思っておりますし、本市の目指すべき未来像として、事あるごとに話しているところでございます。

また、それをどう実現するかというところなんですけれども、そこにつきましては先ほども申し上げましたが私は、地方創生総合戦略というのは非常に重要な戦略だというふうに思っております。これはまさに我々行政の仕事の多くはここからスタートするべきだなというふうに考えておまして、ことし最終年度になります。

今までの5年間の地方創生総合戦略の施策、戦略立案がどうだったのかっていうのは、非常にやっぱり私は厳しく見ないといけないなというふうに思います。それはなぜかという、全国的に見ても総合戦略自体がやっぱり人口問題、その国の人口政策の非常に主たるものとして掲げられたにもかかわらず、東京一極集中は、この5年間で、ますます進んでいて、地方の人口減は進んでいるという状況があります。それは枕崎も一緒です。

ですので、その政策をしっかりと検討し、検証し直すということがまず第一、そして、次には、これから先の来年から始まる5年間をしっかりと実のある戦略を立てていくということが大事だというふうに思っておりますので、それで何とか実現していくということになるかと思っております。

その中で特に私が重視しているのは、ゼロ歳から18歳までの枕崎での生活、子供たちですね、生活の中でいかに枕崎に愛着を持ってもらうことができるかということを第一に考えております。

子供たちが18歳になったときに、枕崎から離れていくという事実がもう現実としてあります。それはどういうことかという、都会で暮らす若者たちは自分のキャリアのために選択肢として東京を中心とした都会でしか実現できないことにチャレンジしているという側面が大きいかと思います。若者の夢をかなえるための選択という意味では選択肢が多いということで都会を志向する部分もあるかと思っております。

それでも、ゼロ歳から18歳までの枕崎での生活の中で、いかに枕崎に愛着を持ってもらうことができるかということをしっかりやっていく、その後、都会に出たとしても、将来、枕崎に戻って来たいと思ってくれるような、そういうまちづくりが必要だと認識してます。

暮らしの面からいうと、ただいま議員から言われますように、空き家対策、これも重要な施策の一つではないかというふうに考えているところです。

○中原重信議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○4番沖園強議員 2番目の質問者となりました。しばらくの間、お付き合いのほど、お願い申し上げます。

枕崎市誌に明和4年の「鹿籠名数記」が紹介されております。

「湊に二浦あり、枕崎浦、白沢浦これなり。浦水主317人、惣船170余艘、専ら心掛けて鯉を

釣り節に調う」、これは当時から枕崎のかつおぶし製造が盛んに行われていたことを裏づける252年前の資料でございます。

310余年前、紀州の森弥兵衛によって製造法が伝えられた枕崎のかつおぶしは、明治時代は漁民による沖イデ、島イデの方法で製造されていた。

大正14年に漁業と製造が分離されてから、その品質が飛躍的に向上して、改良に改良を重ね、全国的に枕崎ぶしと名声を博し、現在の隆盛に至っていると枕崎市誌に紹介されております。

漁業に始まるかつおぶしの製造には、水揚荷役業、製造加工業のほか、整形加工業、カビづけ加工業、まきを切り出す山林業、梱包業、運送業など、さまざまな分野で多くの市民がかかわり生産されている。まさしく、本市の基幹産業であると言えます。

本市の主要産業である水産加工業界において、近い将来、食品製造業が届け出制から許可制となる予定である、衛生管理型工場を検討するが、用途地域制度により増改築ができない。本市主要産業の振興のために用途地域の見直しを検討してほしいと以前から強い要望があることは皆さん御承知のことでございます。

このような現状の中で、市長は3月議会の施政方針において、枕崎空港の閉鎖に至る経緯など平成における市政の変遷に触れた上で、急激な人口減少に伴う労働人口減少など、全国的な現状を正しく分析し、持続可能な目標設定のもとに、本市主要産業の持続可能な開発、計画の策定が求められており、持続可能な施策の推進が次代を担う我々に課された課題であると述べられております。後継者はいるけれど増改築ができない水産加工業界の現状をどのように分析されているのか、まずもって市長の御見解をお聞きいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま御質問いただきました水産加工業の現状、そして将来ということですが、現在、市街地にあります水産加工場の多くが、用途地域の住居系の第一種住居地域に点在している状況でございます。もちろん、郊外のほうに進出している水産加工場も多くあるところでございます。

この第一種住居地域につきましては、住居の環境を保護するための地域として設定しております。環境影響の小さいごく小規模な50平米以下の工場しか建てられないというような状況でございます。

多くの水産加工場は、昭和49年に用途地域が制定される以前から存在しており、現行法には適合しない既存不適格建築物というような状況になっております。よって、同規模の工場の建てかえについては現実的には不可能で、既存工場内の増築につきましては、床面積、原動機等に規制があり、また建築基準法や消防法等の現行法に適合しなければなりません。

このような状況の中で、増改築を行うためには用途地域の見直し、これが必要になってまいります。現在の住居系の地域、これは住居の環境を保護するための地域として設定されておりますので、住居系の地域から工業系の地域への見直しにつきましては、さまざまな状況を踏まえたと厳しい状況にあることは事実でございます。

しかしながら、全国的な例を見ますと、特別用途地区という制度もございます。なかなかハードルの高い点が多々あるとは思いますが、今後、これからの課題として研究を進めていく、そのような所存でございます。

○4番沖園強議員 確かに今、御答弁にあられたように非常に厳しい状況下にあると思うんですよ。今、市長、これからの課題として研究をしていくと、裏を返せば現状は分析できているが、まだ市長の言われる目標の設定はできていないということですよ。

市長、私、議員歴ちょっと長いんですけど、ちょうど平成3年に議員になりました。平成の初め、バブルがはじけるころですかね、本市では大型プロジェクト、空港あるいは臨空工業団地、立神中学校、お魚センター、市長が触れられている大型プロジェクトがひしめいておったわけで

す。そしてまた、災害対策事業、そういったものがめじろ押しでございました。

当時、港大橋、そしてまた、人工海浜、火之神公園に、そういったプロジェクトも浮上してきました。我々は非常に大型プロジェクトによる財政難、そういったものを踏まえて、議会としてちょっとブレーキをかけたことがございます。

そして、そのころ加工団地の話もございました。その中で、当局は当時どういった答弁をされておったかちゅうと、かつおぶし工場、イデ小屋ですね。市民生活と共存共栄してきたと、自宅から通える工場であると、雇用の場であると。

それと、生活の環境が当然、混在しておりましたので、環境を優先して公共下水道にいち早く取り組んできた。そういった見方と見解と、それと行政の財政事情が悪化傾向にあったものから、自然に加工団地は用地の選定といった事情が絡んで立ち消えになってしまったという記憶がございます。

その後、今、現状はどうなっているかといいますと、業界の皆様は、先ほど市長の答弁にもございましたが、下水道使用料あるいは下水道負担金の問題、そして用途地域の問題が複雑に絡み合ってますね、都市計画区域外農村部へ水産加工業界の一部の方々が出ていかれるようになった。その結果、何が生まれたかという生処理、イデ小屋と焙乾、燻乾の乾燥施設の工場が別々になっている。非常に作業効率の悪い状況を強いられている。そしてまた、農村部に進出した関係で汚水処理の問題、そういった新たな課題が生じていると私は思っています。

これは当時のまちづくり施策、政策、市長の言われる施策の推進においてですね、当時、現状の分析、そしてまた目標の設定を見誤ったといえ、ちょっと語弊がございますが、かみ合わなかったと、こう私は思っております。

そこでお聞きしますけど、水産加工業界の皆さんからの用途地域の見直しの要望は、文書による申し出の相談なのか、口頭での相談なのか、どちらなのか教えていただけないでしょうか。

○松崎信二建設課長 用途地域の見直しについての要望につきましては、工場の増築等の関係で3件ほど水産加工場関係者から口頭によりまして相談を受けたことがあります。

○4番沖園強議員 口頭で3件ほど増築の相談があったと、口頭で。

用途地域の見直しというプロセスについては、皆さん御存じのとおりなんですけど、まず住民から要望が上がって申し入れですかね。それから、都市計画基礎調査等を実施いたしまして、住民への周知、徹底を図るパブリックコメントとございまして、都市計画案の作成と、そのあと都市計画審議会等に付議したり、10回ほどの工程があるんですけど、そうすると業界の要望が口頭での相談であったために、都市計画基礎調査や都市計画審議会への諮問までは至っていないと。こう理解してよろしいんでしょうか。

○松崎信二建設課長 用途地域変更の計画がありませんので、用途を見直すための基礎調査や都市計画審議会への諮問も行っていない状況でございます。

○4番沖園強議員 用途地域を見直すための都市計画調査には至っていないと。

再度お聞きしますが、一般的に相談は口頭ですよ。口頭であったために至っていない、それだけのことなんですか。

○松崎信二建設課長 はい、そのとおりであります。

○4番沖園強議員 せっかくですね、いろんな相談が来てですね、どの程度相談に乗ってあげたのかわかりませんが、ちょっと向き合っていないような気がするんですけど。それで駅前開発の許認可の手続についてお聞きしますけど、駅前開発では建築基準法第48条に基づいて、県の建築審査会等の手続を経て、第一種住居地域に用途地域内の建築制限が許可され、大規模商業施設が建設されたと認識しているんですけど、その駅前開発における許認可手続の流れを教えてくださいたいと思います。

○松崎信二建設課長 駅前開発の許認可手続の流れにつきましては、まず1番目に県及び市に事

前相談、2番目に県へ許可申請書の提出、諸条件として市の意見書の添付、周囲50メートル以内の住民同意が必要、3番目に県が公聴会の開催、4番目に県建築審査会の開催、5番目に許可、6番目に確認申請後に工事着手となっております。

駅前開発の許可の場合は、敷地周辺50メートル以内の土地及び建物所有者全ての同意や交通問題、営業時間、騒音関係、排水関係等の対策を解決して、許可申請の受理となっております。

また、駅前開発の大規模商業施設は、住居系の第二種住居地域に建築可能であることも考慮され、許可に至っております。

○4番沖園強議員 駅前においては、事前相談等を踏まえて第一種住居地域であったけど、建築基準法のただし書きを準用して、第二種住居地域を引用したということですが、その許可申請を提出するに当たって事前相談が前提であるということですか。事前相談は、誰がどこに相談したんですか。

○松崎信二建設課長 事前相談につきましては、事業者が県へ直接、事前相談を行うこととなりますが、今回の駅前開発では、事業者より委託を受けた代理人の建築コンサルタントが県へ事前相談を行っております。

この用途許可につきましては、建築基準法第48条に基づいたただし書きにありますとおり、各用途地域における住居の環境を害するおそれがないことや、公益上やむを得ないと認められて許可されているものであります。

駅前開発の場合は、駅前の大型スーパー新築の建設規模は3,000平方メートルを超える面積で計画されていましたが、当該建設地域は第一種住居地域に指定されていたため、3,000平方メートル以下の店舗の建設しかできなかったために、第48条第5項ただし書きに基づく申請が行われました。

水産加工場の場合は工場になりますので、駅前開発の諸条件と比べますと、住居の環境を害するおそれがないという点で条件に若干の相違があることからハードルは高くなると考えております。

○4番沖園強議員 そうすると、駅前開発で事業者がコンサルを介して県に直接相談されたという御答弁だったんですが、市はどういった関与をされたんですか。

○松崎信二建設課長 業者のほうに県に提出する前に、市のほうにも来て相談を受けまして、県との連絡調整をとっております。

○4番沖園強議員 駅前開発では、業者がコンサルを介して県に直接相談するときに、市は連絡調整等に携わったということですか。

そうすると、水産加工業界の場合は、先ほど非常にハードルが高いと、住環境の関係で。水産加工業界、一般の事業者の場合は、建築基準法の48条に基づいて申請する場合、駅前開発では市もかかわっておいりましたから、市もそういう窓口相談にある程度、お手伝いといえいいんですかね、されたんでしょうけど、その連絡調整、水産加工業界の場合もコンサル等を介して直接業者が県に申請するわけですか、手続の流れからいえば。

そうすると、市はどういった立ち位置で相談の窓口とか、そういったものはされるんですか。

○松崎信二建設課長 申請の前に、まず事前相談が必要になると思います。

水産加工業者の工場を住居系の地域に建築するとなると、住環境への影響が懸念されることから、建物計画の可能性を確認する意味でも事前相談が重要になると思います。

水産加工業界が、事前相談を行う窓口につきましては、県の建築課になりますが、市の建設課建築係では県への連絡調整や提出書類等の事前確認を行います。

なお、一般的には事業者の代理人として建築コンサルタント等が相談をすることになります。

○4番沖園強議員 そうすると、以前3件の御相談があったということなんですけど、そのときはそういった手続は踏まなかったんですか。

○松崎信二建設課長 前回、3件相談があったときには、そこまでの突っ込んだ相談ではなかったものですから、手続とかは県のほうには問い合わせせておりますが、要望のあった事業者の方とそこまで突っ込んだ話はしておりません。

○4番沖園強議員 ただいま非常に厳しいハードルがあるということで御答弁いただいたんですが、市長の答弁にもあったように、イデ小屋の場合はですね、第一種住居地域に点在していると。新用途地域制度では、先ほどからの御答弁もありますように、第一種住居地域で3,000平方メートル、第二種住居地域で1万平方メートルとなっているわけですね。一定条件の店舗や事務所、ごく小規模な工場、先ほど市長答弁であった50平米ですかね。

そういうことですが、例えばですね、水産加工施設に隣接する土地を購入して、既設の工場と間仕切りなり、そういったものを接続して建築するというか、そういった場合は、増築とみなすのかですね。そしてまた、切り離して倉庫なり、あるいは事務所なりを建設した場合は、それも一定条件を満たさないといけないのか、どちらなんですか。

○松崎信二建設課長 既設の工場と壁で仕切りをしていても、既設に接続していれば増築となります。

また、切り離して建てた倉庫につきましては、新築となるため、自家用で危険物を貯蔵しないものに限り、第一種住居地域では3,000平方メートル以下の倉庫の建築が可能になります。

○4番沖園強議員 倉庫は可能ということですよ。せんだって私、ちょっとほかの公務があつて出会できなかったんですけど、業界と議会との意見交換会で、業界のほうから事務所も建てることのできないといった御意見もあったようなんですけど、工場と併設といえいいんですかね、事務所は増設になるんですかね、どちらになるんですか。

○松崎信二建設課長 事務所については、ちょっと資料を持ってきておりませんので、回答を控えさせていただきます。

○4番沖園強議員 先ほど切り離した場合は、倉庫なら3,000平方メートルまでは可能だと、倉庫なら一定の条件を満たせば。

事務所の場合は、特に今の現状を見た場合に、今の工場脇に増築みたいな形で作られる方も、つくりたいといえいいのかな、建設したいという方もいらっしゃるかと思いますので、後もってまたそれは教えていただければと思います。

平成10年の法改正により、用途地域内における特別の用途に対して、先ほど市長の答弁でもございましたが、地方公共団体が用途制限の規制緩和を行うよう定めた特別用途地区の種類を自由に定めることができるようになっております。

本市では、特別用途地区の可能性について御検討されたことがあるんですか。

○松崎信二建設課長 特別用途地区につきましては、用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区になります。

他市の例を確認したところ、特別工業地区の設定で用途地域の制限を緩和する地場産業保護型という地区を指定した埼玉県川口市の事例もあるようであります。

目的や諸条件等が異なり、ハードルは高くなると思いますが、市としましても、特別用途地区の指定の可能性について研究を進めてまいります。

○4番沖園強議員 先ほど冒頭も研究を進める、研究を進めて目的を設定するということですかね。

○松崎信二建設課長 はい、そのとおりであります。

○4番沖園強議員 ありがとうございます。研究だけでも、目的を設定してその施策の推進につなげんといかんということですので、できるなら目的を設定すると御答弁いただきましたんですけど。

今、埼玉県川口市の例等が出てきたんですが、全国ではいろんな事例がございます。

例えば、京都市では伝統産業を保護、育成するための特別地区の指定地域を設けております。東京都ではレジャー施設等の特別地区を設けている例もございます。

今、枕崎の現状といえいいか、代々引き継いできた工場、それを増改築ができない。後継者は生まれるんだが、その士気をそがれるというのが今の現状だと私は思っております。

ですから、組合の皆さんもハードルは高いけど御相談に来られるんだらうと。法の縛りで難しいと一言で片づけられる問題ではないと。市長の言われる本市主要産業の振興、そういった観点からいけば避けて通れない課題ではなかろうかなと思います。

最後にお聞きしますけど、本市では建築基準法第48条に基づく事前相談を行いやすいような環境をつくる必要はないのか、市長の御見解をお聞きします。

○前田祝成市長 ただいまの質問にお答えいたします。

建築基準法第48条に基づく事前相談ということにつきましては、今、御質問、答弁のやりとり等ございましたが、やはりその中身を業界の中にお伝えするということがまず第一かなというふうに考えます。

できるのか、できないのか、可能性があるのか、ないのかっていうところをまずお示しすると。その中で、この場合は事業者がっていうことですので、個々の事業者のいろんな経営判断の中で、それにチャレンジするかどうかというところの判断になろうかと思えます。そこについてのですね、我々としては窓口を決して閉ざす必要は全くないというふうに考えます。

それと、もう一つのその特別用途地区ですね、こちらにつきましては、まさに先ほど質問者のほうから過去の本市の政策のいろんな歴史、そしてその中での判断を見誤ったというお言葉もありましたけれども、そのあたりもあつたとは思いますが、用途地域に関しましては地域としてどう取り組むかというところになってくると思えます。

ですので、一事業者とではなくて、やっぱり業界と加工組合のほうとですね、そのあたりをどう取り組んでいくかというところをやはり密に話をしながらですね、検討していくという必要があろうかと思えます。

いずれにしても、我々も当然その産業を活性化させるという大目標がございます。そして、加工組合のほうもですね、この伝統を守り続け、そしてまた発展させるという組合としての指針もあろうかと思えます。

その中で、実際もう既に積極的に投資をされて外に動かれたっていう部分もございますので、そのあたりも加工組合の中のコンセンサスというのにも必要になってくるかと思えますので、そのあたりも含めましてですね、総合的にやりとりをさせていただき、そして検討を続けてまいりたいとそうように考えます。

○4番沖園強議員 そういう業界と当局と色々な可能性を探ってですね、進めていただきたいと。立神北町ですかね、あそこは第一種住居地域なんですけど、どういったいきさつであそこに新工場が建設できたのか過去の経緯は私知らないんですけど、例えば岩戸地区のああいった工場が固まっているところとか新町地区とか、あるいは火之神公園の手前の養豚場の後のああいった県営住宅の敷地とか、そういったものを探っていただきたいなというふうに御要望申し上げておきたいと思えます。

そしてまた、今、市長から前向きな御答弁をいただいたんですが、業界の皆さんとぜひ協議の場を再三再四設けていただきたいなと思えます。

次の質問に移ります。

7月の広報まくらぎの折り込みと8月のお知らせ版等において、事業主を対象にした償却資産の申告を促すチラシが入りました。償却資産は御存じのとおり、家屋や土地と違い申告制であることを案内する周知文書でございました。

3月議会では、29年度における調査で太陽光発電事業者の申告漏れが確認できたため、申告憑文書を発送し申告課税を促したと。そして、30年度は法人における確定申告や税務署の書類調査を実施して、申告漏れのあった事業者に申告憑文書を発送して申告課税を促したということでした。

その平成30年度における法人の事業所数、それと申告憑を行った法人の件数、そのうち申告した事業者の件数と未申告の件数の状況はどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

○神園信二税務課長 平成30年度の本市の法人事業所数でございますが、これは471社でございます。

昨年度行いました法人所有の償却資産申告の憑件数は104社でございますが、このうち95社の申告をいただきました。

なお、この95社のうち78社が課税標準額の合計額が地方税法に定める150万円を超えていないという申告でございましたので、課税対象とはなっておりません。

残る9社につきましては、いまだ申告をいただけていない状況でございます。

○4番沖園強議員 申告憑を実施したが、いまだ申告がないものが9件ということですが、未申告者の課税標準額を把握するにはですね、実態調査が当然必要になってくるわけですね。その現地調査は行っているのでしょうか。また、再度の未申告者への催告といえいいんですか、それはどうなってるんですか。

○神園信二税務課長 今回の償却資産申告の憑に当たりましては、税務署に出向きまして、法人確定申告書の閲覧を行った上で、本市の償却資産課税台帳との照合を行って申告が行われていない法人の洗い出しを徹底的に行ったところでございます。

先ほど申し上げました9社の未申告法人のうち、2社につきましては現在、税理士と協議中であるという御連絡をいただいておりますので、協議が終了次第御提出いただけるものと考えております。

ほかの7社につきましては、今後も再三の提出要請を行って、何とか自主的な提出というところにこぎつけたいと考えておりますが、万一提出をいただけない場合には事業所を訪問し、現地調査を行った上で、申告書の提出を受けたいと考えておりますが、正当な理由なく申告を拒否する場合、これにつきましては条例に基づきまして過料の適用も考えざるを得ないものというふうに考えております。

○4番沖園強議員 そうすると、先ほど御答弁があった課税標準額の合計額が150万未満、課税対象外ですよ、判断された事業所数が78件ということですが、その場合、自己申告による書類調査だけで把握は可能なんですかね。

あれはまた現地調査をされるということなんですけど、事業者の中で損金計上していない事業用の資産が確認できた場合、課税台帳に登録はされるんですか。

○神園信二税務課長 今回申告をいただきました95社のうち78社は、先ほど申し上げましたとおり、150万円未満ということで課税対象外となっております。

しかし、今回、税務署の調査によりまして、私どもが収集しました償却額のデータと照合して、申告額が少ないという場合は、申告した法人に対して、まずは聞き取り調査ということで修正申告をいただくべきものは修正をいただき、税額更正等という手続を行いたいと考えております。

なお、聞き取り調査に応じない事業所、また税務署データと大きく相違する事業所につきましては、こちらから事業所に出向きまして、申告書内容と現状の照合、検証を行う場合もあるというふうに考えております。

それと、損金計上していない事業用の資産につきましては、その資産の状況、これを現地で調査をしないと登録すべきものかどうかということがわかりませんので、現地調査をしまして、課

税台帳に登録すべきものと判断いたしましたときには、登録をいたしまして税額更正の手続を行いたいというふうに考えております。

○4番沖園強議員 今、御答弁いただいたような感じで、いろいろ調査した上で申告を催告するというでないと、真面目に申告された方々がばかを見るわけですよ。

その95法人のうち150万以下の課税対象外があったわけですが、その課税対象となった17法人だったですかね、17法人の影響額はどんぐらいあったですか。

それと、申しわけないですけど、29年度の太陽光の場合で影響額は幾らあったんでしょうか。

○神園信二税務課長 年度の古いほうから太陽光発電の影響額、これは遡及分も含めると、1,526万円程度というふうな影響額でございます。それから、法人17が課税業者となっておりますが、こちらの影響額が255万円程度というふうなところでございます。

○4番沖園強議員 これだけの未申告者等を調査によって、課税額に1,800万程度の影響額があったということですよ。そうすると、今年度は個人事業者の調査を実施予定ということでしたが、法人で申告態勢が必要な未申告は104件あったと。

今回の個人事業者、農家を含めてですよ、ほとんどの方々は損金計上はしてるんだけど、トラクターなどの機械類、備品類、そういったものが償却資産であるということ自体を御存じでないという方々が申告をしていないと思われるんですが、その今年度の調査で申告態勢が必要な個人事業者の件数は幾らぐらいだったのか、またそのうちの農家の件数は幾らぐらいあったもんですか。

○神園信二税務課長 個人事業者につきましては、税務署の確定申告に限らず住民税の申告をされる方もいらっしゃいます。住民税申告を行った方の償却資産の計算というものをリストアップしております。また、確定申告を行ってる方もいらっしゃいますので、そちらのほうもリストアップをさせていただいております。

この両方のリストと本市の課税台帳を照合して申告態勢が必要だなということの準備をしております。加えて、農業収入、営業収入、不動産収入、雑収入を申告された方で収支内訳書に償却資産の計上もない方もいらっしゃるんですけども、その収入を得るのに機械、器具、備品等を使って事業を行っている可能性がございます。その方々にも申告態勢の準備を行っております。

これらの方々の合計数が1,194人ということでございまして、お尋ねのうち農業収入をお持ちの方というところは、そのうち435人ということでございます。

○4番沖園強議員 今の御答弁で申告態勢が必要な方が1,194件、そのうち農家が435件ということなんですが、このことは先ほども申したんですが、償却資産の調査と申しますか、未申告者の調査、また申告態勢のそういった態勢を行ってこなかった行政とまた申告義務である納税義務を怠ってきた納税者の認識不足と申しますか、双方の認識不足だと思うんですよ。

そうすると、償却資産の未申告のこういった調査等を県内ではどういった調査の方法でやられているんですか、ほかの団体では。

○神園信二税務課長 近隣市の取り組み状況から御紹介を申し上げます。

まず、指宿市につきましては、合併前の旧市分につきましては、調査申告態勢は行われておりましたけれども、合併時に旧町分の償却資産について本市と同様に、個人、法人の未申告の一斉洗い出しと申告態勢及び賦課を行っております。

南九州市につきましては、平成27年度に本市と同じ調査を行ったものの、申告態勢等の措置までは行ってないようです。南さつま市は、取り組みの事例はないようでございます。

なお、市長におかれましては、南九州市長、南さつま市長と会議をともにされた際、本市の取り組みを説明して足並みをそろえて同様の取り組みをお願いしたいというふうな要望をお伝えいただきました。

県下19市の状況で申し上げますと、薩摩川内市が平成27年、28年におきまして、本市と同様

の取り組みを行っております。

過去に申告義務を実施したことがある市を含め、13市が法人、個人の償却資産の未申告への対応を行っております。

○4番沖園強議員 ほかの町とちょっと足並みがそろっていないようなんですけど、そうすると本市では申告義務によって申告された場合、過料、延滞金の免除と分納での対応という措置はとっているんですけど、ほかの市ではどのような対応をとっているんですか。

○神園信二税務課長 本市の税条例第75条に固定資産に係る不申告に関する過料の規定がありますが、この第2項には情状により市長が定めると規定されております。

また、今回の申告義務に伴いまして申告書を提出していただいた方々に事情をお聞きすると、皆さんやはり御存じなかったということですので、過料は科さないという考えでございます。

延滞金につきましても、地方税法第368条第3項にやむを得ない事由があると認める場合においては、延滞金額を減免することができるという規定がございますので、過料と同様に延滞金額を免じる考えでございます。

なお、県下19市に、ちょっと問い合わせをしたところでございますが、19市も私どもと同じ取り扱い、過料、延滞金は科さないという判断でございます。

○4番沖園強議員 そうすると、延滞金等は19市とも足並みをそろえるということなんですけど、今回、申告義務に基づいて申告された方々に5年遡及課税が来ました。

申告義務を知らなかった、先ほども申しましたが申告義務を知らなかったと言えいいんですかね、そういった農家の方々がですね、突然、5年遡及課税というそういった通知が来た場合、驚くことはもう容易に推察できるんですが、個人の場合でも法人と同じく5年遡及と考えておられるのか。また、先ほどの御答弁で課税強化を実施している13市の中で4市は遡及してないということになりますよね、4市は遡及課税をしていないと。

そうすると、その遡及課税についても過料、延滞金と同様に情状により市長が遡及期間の短縮や減免ができるもんなんですとか、その4市の対応はどうなってるんですか。

○神園信二税務課長 提出をいただきました申告書をもとに、過去5年間にわたってその償却資産の課税標準の合計額が150万円以上である場合、本市の税条例第72条、それから地方税法第368条の規定に基づきまして、遡及して賦課徴収を行わせていただく考えでございます。

遡及期間につきましては、地方税法第17条の5の規定に基づきまして固定資産税は5年となっております。

この遡及課税の規定は、既に申告、納税を自主的に行ってらっしゃる方、この方々との納税の公平確保の措置でございますので御理解をいただきたいというふうにお願い申し上げます。

また、最後のところで4市がどうなのかと、遡及してないじゃないかというふうなお話でございますが、ただいま御紹介いたしました地方税法等の規定を読みますと、それぞれの自治体の御判断でございますので、私どものほうでなかなか言及しにくいところがございますので、その4市についての言及につきましては、御容赦をいただきたいと思っております。

○4番沖園強議員 言及はできないということですが、4市については遡及課税を行っていないと。ということは、情状により市長の判断でできるのかどうか、その辺は市長どうなんですか。

○前田祝成市長 ただいま税務課長のほうから答弁があったとおり、法律上は5年間の遡及課税につきましては、いただくということになっておりますので、その辺につきましては、既に納税していただいている方々との公平確保ということですので、お願いせざるを得ないのかなという判断をしているところでございます。

○4番沖園強議員 大分、時間が押しておりますので、ちょっとはしよりますけど、そうすると固定資産評価額に不服申し出があった場合、固定資産評価審査委員会で審議しなければならないと、本市条例でもそうですよね。今までそういった事例があるんですか。

○**神園信二** 税務課長 本市の固定資産評価審査委員会の開催例といたしましては、平成22年度に宅地及び建物の評価額に関して不服を申し立てられて、これを開催した事例がございます。

○**4番沖園強** 議員 あらゆることを想定しないと、あり得るかもしれんですよね、こういった急遽、降って湧いたような話ですから。

もう一遍、次に地方税法第349条の3に規定する課税標準額の特例、いわゆるわがまち特例ですよね。全国各地が実施しているんですけど、鹿児島市では、例えば平成30年度地方税法の改正によって、中小事業者に対して令和3年3月末までに取得した先端技術に係る資機材に対して課税標準額の特例を制定していると。そうすると、本市におけるわがまち特例はどうなってるんですか。

○**神園信二** 税務課長 本市が規定しますわがまち特例は、ただいま議員から御紹介いただきました中小企業者等が認定先端設備等導入計画で取得した先端設備等の償却資産に係る課税標準の特例という事例を初め、なじみの深いところでは、再生可能エネルギー発電施設に係る部分等、本市で10項目の規定を設けてございます。

ちなみに、議員から御紹介いただきました先端設備等の償却資産に係る適用件数、現在計画中のものを含め6件になる予定でございます。ほかにも特例の適用事例はございます。

○**4番沖園強** 議員 本市で、わがまち特例の適用が6件あるということだったんですが、それをどういった形でそう知り得るのかですね、事業者の方々がね。そこはちょっと気になるんですけど、いろいろ質疑を重ねてまいりましたんですが、私は今回こうして29年度から重い腰を上げたといえいいのかな、取り組んだということは高く評価しなければいけないのかなというふうに思っております。

ただし、この広報折り込み、そしてまたホームページ等での紹介を拝見したときにですね、もう少し踏み込んだ内容の広報が必要かなと、啓発が必要かなと思います。

例えば、申告態態に従わない未申告者に対する過料のこととか、申告態態により申告した場合の延滞金免除のこととか、過料、延滞金の免除のこととか、5年遡及課税のこと、わがまち特例の窓口の窓口とか、そういったものもホームページあるいは啓発文書等で載せるべきじゃないかなと思っております。

今後、どういった形で啓発活動を行っていくのかお聞きしておきます。

○**神園信二** 税務課長 今回の取り組みで一番重要なのは、市民の皆さんへの理解であるということとは十分承知しております。

さらに今後、態態文書等が発送されていきますけれども、発送後におきましても、議員から御指摘いただきましたところを踏まえまして、十分な広報となりますように努めていきたいと考えております。

○**4番沖園強** 議員 御答弁でもはっきりしてきたんですが、南さつま市が実施していないという状況でございますので、隣のまちと足並みをそろえて、市長は会合等でお話をされたようですが協力してもらわないとですね、隣のまちは償却資産の調査はないと市民からですよ、枕崎は小さな機械まで固定資産税を賦課されたと。そして、徴税が厳しいと枕崎は。あるいは、わがまち特例の案内がない、そういったような啓発活動の徹底を近隣市とですね、足並みをそろえてやっていかないと、そういった市民の曲解した批判が出るかもしれません。

最後に、市長にお聞きしますが、商標登録の「蒲郡みかん」の産地、愛知県蒲郡市では、市職員や農家の双方がビニールハウスが償却資産であることを認識していなかったと。実に2,000件以上の申告漏れがあることを議会に指摘されたと。

市では、実態調査を実施して未申告が確認されたビニールハウス等に対して5年の遡及課税をしたと。しかし一方で、稲葉市長は課税によって農家の負担がふえることを考慮して、過料、延滞金の免除のほかに農家の支援策を追加で講じる検討をしていると。こういった情報がございま

す。ネット情報なんですけど。

本市でも先ほど申しました個人事業者が1,194人、そして農家だけでも435人ということがわかりました。

市長は、本市の主要産業の産業振興のために、農家などの個人事業者の支援策を今後検討する考えはないのかお聞きしときます。

○前田祝成市長 今回の件に関しましては、新たな取り組みということで進めさせていただいております。

近隣市との足並みをそろえるということに関しましてはですね、早くから南九州市長、南さつま市長に直接話をしまして、枕崎はこういう取り組みをやると、ぜひ足並みをそろえてほしいという話をしています。

税務課長のほうも南薩振興局での会合等でですね、そういう話も近隣市の代表と話をさせていただいております。そこについては、丁寧にやっていかないといけない。そしてもう一つは広報です。

やはり、今議員から御提案があったように、きめ細かなですね、どういうものがあるんだということを細かくですね、お伝えするっていうことも必要だということで、私のほうも広報紙、そしてお知らせ版等で毎月やってくださいということを指示しております。

そして、11月に予定されております語る会の中でもですね、ぜひそういう意見交換をさせていただきたいというふうに思います。

また、農業を初めとした各個人事業者への支援策というところでもございますけれども、当然、償却資産課税、これは他の固定資産税と違まして償却資産を持って事業をされてる方に限定して賦課する、徴収するということでありますので、いただいた償却資産課税分、これにつきましては、農家を含めました個人事業者の皆様方にしっかりと再配分できるように配慮しないといけないものだというふうに認識しております。

納税に対する御理解をいただけるように、我々としてもしっかりと意を配ってまいりたい、そのように考えております。

具体的な内容につきましては、徴収額等のこともございますので、来年度予算にしっかりと組み込んでいけるように、それをしっかりとお示しできるように、取り組んでまいりたいとそのように考えております。

○中原重信議長 以上で、沖園強議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時8分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上迫正幸議員。

[上迫正幸議員 登壇]

○3番上迫正幸議員 午後1番目の質問者となりました。

昼食後で眠たくなる時間ではありますが、おつき合いをお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

近年、列島各地で自然災害が多数発生しております。過去を振り返りましても、東日本大震災を初め、たび重なる台風、豪雨災害、また各地で発生する地震などで住民の生命は脅かされております。

そこで、枕崎市で大規模災害が発生した場合、それによって市の機能が完全に失われた場合の市としてはどのように対応するのかをお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本日も関東のほうでは、かなり大きな台風が上陸したということで、被害も出ているようでございます。

今、御質問にございました大規模災害時の本市の対応ということにつきまして、答弁させていただきたいと思っております。

今年の8月28日、九州北部を襲った記録的な豪雨、気象庁は数十年に一度の災害発生のおそれがあるとして、福岡、佐賀、長崎の3県に大雨特別警報を発令し、各県において甚大な被害が発生したところでございます。

このような大規模な災害が発生した場合または発生するおそれがある場合において、被災者の救援に全力を挙げて対応するために、本市及び関係機関等はそれぞれの防災活動体制を確立させるとともに、迅速かつ的確に災害応急対策を実施することが重要であると考えております。

そのためには、災害発生直後の初動段階での活動体制の早期確立が必要不可欠であります。このため、災害対応の基本でございます枕崎市地域防災計画及び枕崎市業務継続計画（BCP）に基づき、各種災害に対応することとなります。

枕崎市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき作成された計画であり、災害に対しての災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としておりますので、当該計画を基軸として、防災活動及び災害対応を実施してまいりたいとそのように考えているところでございます。

○3番上迫正幸議員 次に、災害時についてお尋ねします。

地震などの災害で津波等が発生した場合、災害対策本部はどこに開設するのかをお尋ねします。

○田中幸喜総務課参事 災害対応につきましては、基本的に枕崎市地域防災計画に基づいて対応いたしますが、大規模な災害等が発生した場合または発生するおそれがある場合において、災害の規模や種類、施設状況等を考慮して拠点施設を決定し、枕崎市災害対策本部を設置することとなります。

ただいまお尋ねの地震及び津波災害等につきましては、鹿児島県が地震等災害による予測被害調査を実施し、平成26年2月に鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書概要版が公表されております。

このことにより、本市に甚大な被害を及ぼす影響が最も大きいと考えられるケースとして最大震度につきましては、種子島東方沖地震で最大震度5強が想定されており、津波につきましては、南海トラフ巨大地震で最大津波高3.79メートルが想定されております。

このため、想定される最大クラスの震度5強の地震が発生した場合、庁舎本館におきましては、平成28年度に耐震補強工事を実施しており、本庁舎には甚大な被害は発生しないものと考えております。

また、津波に関しましても、本庁舎は標高が9.1メートルであることから、あくまでも数字の上での判断とはなりますが、庁舎本館に枕崎市災害対策本部を設置することを想定しております。

しかしながら、本庁舎が著しい損害を受けた場合や、津波の高さにおいては、発表される津波の高さより陸や河川への遡上などの要因で、数倍の高さとなることなども想定されるため、地域防災計画に定められた災害対応業務等について、緊急時における業務の範囲と優先順位を定めた枕崎市業務継続計画（BCP）に基づき、庁舎本館の利用が不可能な場合の代替庁舎施設として、第1候補に市民会館、これ管理棟側でございます。第2候補として妙見センター、研修施設側でございます。第3候補としてサン・フレッシュ枕崎の施設等を代替拠点施設として計画しております。

また、災害対策本部を設置した場合の組織構成につきましては、本部長には市長を、副本部長を副市長とし、その下に12の対策部を設け、各所掌事務に基づき災害対応に従事することとなります。

○3番上迫正幸議員 当然、そういう災害が起こった場合、市民に避難指示をする場合、防災無線での避難を呼びかけるようになってきていると思いますが、国外から枕崎に来られている方、または外国人研修生への周知、伝達の方法はどのようになっているのか伺います。

○田中幸喜総務課参事 避難情報等を発令する場合の情報伝達手段といたしましては、今、議員がおっしゃったとおり、防災行政無線及び車両による広報活動や関係機関及び各公民館長宅への電話連絡などにより周知を図っております。

また、本市が発令した避難情報等を鹿児島県総合防災システムへ入力を行うことによりまして、テレビ、ラジオなどの報道機関やインターネット事業者及び携帯電話事業者へ情報が一斉に伝達されます。

これらによりまして、戸別受信機への情報提供や携帯電話への緊急エリアメールにより強制的に情報提供を行っているところでございます。

今、お尋ねの外国人等への避難情報などの伝達方法につきましては、具体的な取り組みは行っておりませんが、本市において、中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン、カンボジアなどの国から300名程度の外国人技能実習生が就業していると承知しております。

この方々に対しまして、先般、一般財団法人消防防災科学センターが外国人向けの防災啓発資料として作成いたしました防災冊子が提供されておりますので、各受入団体等への配付をたいた計画しております。

また、各受入団体から消防本部に対しまして、新規実習生を対象として防災及び救急・火災予防に関する指導依頼が定期的にあるため、火災・地震時の行動など基礎的な対応や知識については、講話等により周知が図られていると考えております。

今後は、避難情報の周知や避難方法などについても、ただいま申し上げました講話メニューに取り入れていただくことも予定しているところでございます。

また、今年度におきまして、枕崎市総合防災マップ作成委託業務により、防災マップ更新作業を行っている段階でございます。マップ内に外国語3カ国語程度の防災情報や避難に関する情報などを翻訳した解説用ページを設けることとしております。

このため、更新作成した総合防災マップを外国人技能実習生が就業している各事業所等へ配付することや講話時において有効活用し、周知徹底を積極的に図ってまいりたいと考えております。

○3番上迫正幸議員 次に、災害発生時の各消防分団と消防団員の役割について伺います。

○松田正知消防総務課長 消防団は地域に密着し、多くの団員を動員して迅速に災害対応ができることから、地域の安全確保に不可欠な存在でございます。

お尋ねの災害発生時の活動といたしましては、消防団員は地域の実情に精通していることから、住民の避難誘導や災害の防御などを主な役割として担っております。

○3番上迫正幸議員 そのときの避難困窮者の対策はどのようになっているのかをお尋ねします。

○田中幸喜総務課参事 災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、防災対策の推進に当たっては、総合的な取り組みが重要であると考えております。

中でも、高齢者や障害者など特に配慮を必要とする方、いわゆる要配慮者の避難支援対策は大きな課題となっているところでございます。

ただいま議員が御指摘の避難困窮者については、要配慮者のことだと思ってお話をさせていただきます。

本市におきましては、要配慮者の全体把握に努めるとともに災害が発生した場合などに、みずから避難することが困難な方である避難行動要支援者の避難支援体制の確立に努めているところでございます。

避難行動要支援者の避難支援体制の整備につきましては、自助、共助による必要な支援が受けられない高齢者などのうち、他者による支援がなければ避難できない方を把握し、避難行動要支

援者名簿を作成しており、そのうち支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意を得られた方だけの情報を避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行い、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援等に活用するものでございます。

避難支援等関係者につきましては、民生委員及び協力員による日ごろの見守り活動などや、公民館及び自主防災組織による日ごろの地域活動を通じての役割、消防本部及び消防団による防災意識啓発と避難行動要支援者の安否確認と避難誘導など、各関係者の役割分担により円滑な支援体制が確立されるものであります。

今後も、避難行動要支援者の定期的な把握に努め、名簿等の提供など避難支援等関係者との連携強化を図り、避難行動要支援者へのさらなる避難支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○3番上迫正幸議員 次に、消防団についてお伺いします。

消防団員の方々には、日ごろより市民の安心安全のため活躍されていることに対しまして敬意を表します。

そこで、本年度の新入団員の状況はどのようになっているのかをお聞きいたします。

○松田正知消防総務課長 平成31年度の新入団員は15名でございます。

また、過去5年では中途入団者も含めまして、平成27年度11名、平成28年度14名、平成29年度21名、平成30年度21名、平成31年度15名となっているところでございます。

○3番上迫正幸議員 次に、団員の高齢化対策と団員の確保についてお伺いします。

分団によっては、団員が高齢になっても人がいなくてやめられないといった実態がありますが、そのことについての把握はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○松田正知消防総務課長 新入団員の確保につきましては、本市におきましても、少子高齢化により団員の確保が厳しい状況にありますが、地縁や自治公民館などの御協力により、条例定数を確保しているところでございます。

平成30年4月1日現在、県内43市町村で、条例定数を確保しているのは本市のみでございますが、今後は消防団員のサラリーマン化が進んでいくと考えておりますので、これからの新入団員確保には、事業所の消防団活動への協力と御理解が最重要課題と考え、平成28年に消防団協力事業所表示制度を導入し、現在、市内4事業所に認定証を交付しておりまして、団員の確保に御尽力いただいているところでございます。

次に、団員の高齢化につきましては、少子高齢化に伴い、団員の高齢化も進むことが考えられますが、平成25年に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立により、消防団は将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であると位置づけられておりますので、高齢な団員につきましても、防火指導など適材適所に活躍できる環境の整備を進めるとともに、消防団員の処遇及び装備の充実を図り、若年層が入団しやすい魅力ある消防団となるよう、高齢化対策に取り組んでまいります。

○3番上迫正幸議員 本市だけ定数を満たしているということですが、今後は定数を減らそうという考えはないのかお聞きいたします。

○松田正知消防総務課長 現在のところでは考えておりません。

○3番上迫正幸議員 先ほどは災害時の消防団員の役割を聞きました。ここでは、ふだんの消防団員の活動内容はどのようなものがあるのかをお聞きします。

○松田正知消防総務課長 消防団員は地域の住民で構成され、地域の実情を把握し、専門的な知識及び技術を有しており、地域防災の中心的な役割を果たしております。

平時の消防団活動といたしましては、地域防災力の中核として地域の安全を確保するため、ひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問や、地域の防災訓練及び火災予防啓発などを通じて、災害に強いまちづくりに取り組むことを任務としております。

災害時におきましては、武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律では、消防団は住民の避難誘導などが想定されており、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御などの任務を主に担うこととなります。

先ほども述べましたが、消防団は将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることから、本市といたしましても、消防団活動の充実強化に向けまして全力で取り組んでまいります。

○3番上迫正幸議員 消防団員は、必要不可欠な役割を担っていると、今の御説明でわかりました。

団員のふだんの頑張りに対しまして、何か福利厚生的なものはないのかということをお伺いします。

○松田正知消防総務課長 消防団の優遇措置といたしましては、県におきましては、鹿児島県建設工事入札参加資格における格付基準におきまして、消防団員の雇用状況が加点事項となっております。

また、全国消防協会が推進いたします飲食店及び理髪店などを消防団員が利用する際、割引などの優遇措置が受けられます。消防団員応援の店を現在、県内5市で実施しておりますが、本市におきましても、今後、導入に向けて研究してまいりたいと考えているところでございます。

○3番上迫正幸議員 次に、少子高齢化についてです。

今、本市の小学校の児童数、中学校の生徒数は減少傾向にあります。平成30年度の各小学校の児童数の現状と、5年後はどうなっているのかについてお伺いいたします。

○益満裕美学校教育課長 小学校の児童数につきましては、令和元年5月1日現在で、枕崎小学校411名、桜山小学校145名、別府小学校122名、立神小学校242名で合計920名です。

5年後の児童数の見込みにつきましては、令和元年5月1日現在の推計で、枕崎小学校の児童数は364名、桜山小学校は173名、別府小学校は127名、立神小学校は180名の予定です。

5年後の児童数の合計は844名で、現在よりも76名の減少となる見込みです。

○3番上迫正幸議員 小学校の児童数は、少しずつ減少してくるわけです。

では、中学校の生徒数はどうでしょう。ある中学校では、単独で部活動のチームが組めない現状と聞きます。合同チームをつくっても、練習のため遠征しなければならない。そうすると、送迎などで保護者には大変な負担になると聞いておりますが、本市の現状と対応策についてお伺いします。

○益満裕美学校教育課長 中学校の生徒数につきましては、令和元年5月1日現在で、枕崎中学校230名、桜山中学校79名、別府中学校59名、立神中学校113名で合計481名です。

5年後の生徒数の見込みにつきましては、令和元年5月1日現在の推計で、枕崎中学校の生徒数は195名、桜山中学校は72名、別府中学校は53名、立神中学校は112名の予定です。

5年後の生徒数の合計は432名となり、現在よりも49名の減少となる見込みです。

○豊留信一保健体育課長 本市の部活動の状況についてでございますが、9月現在、運動部では新チームで活動しておりますが、中学校の一部の部活動では、部活動が単独で編成できない学校があります。

具体的に申し上げますと、桜山中学校と別府中学校の野球部、桜山中学校と立神中学校のサッカー部です。

このことについての対応については、鹿児島県中学校体育連盟の複数校合同チーム編成規定にのっとり、合同チームを結成して大会に出場しております。

現在、学校によっては部活動数の精選に努めておりますが、今後も単独で編成できない場合は、現在のような合同チームを結成して、大会等に出場するものと考えております。

○3番上迫正幸議員 次に、市内の高校への進学状況はどうでしょう。

○益満裕美学校教育課長 本市の中学生の枕崎高校への入学者数は、平成27年度が36名、平成28年度が35名、平成29年度が37名、平成30年度が24名、平成31年度が21名です。

鹿児島水産高校への入学者数は、平成27年度が32名、平成28年度が37名、平成29年度が38名、平成30年度が37名、平成31年度が28名です。

○3番上迫正幸議員 過去5年間の統計を見ると、高校の進学率は90%後半なのですが、市内高校への進学率は30%台後半で推移しているようです。

中学校における進路指導のあり方はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○益満裕美学校教育課長 現在、中学校で行っている進路指導は生徒がみずからの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自分の意思と責任で進路を選択、決定する能力・態度を身につけることができるよう、各学校の進路指導年間計画に基づき、中学校3カ年間を通して計画的に行っています。

一般的な学習として、1、2年生では、職業調べや、かつおぶし工場などの各事業所で行う職場体験学習を行っております。3年生では、高校説明会や高校での体験入学等を通じた進路指導を行っております。

○3番上迫正幸議員 次に、本市では、シニア世代を中心にグラウンドゴルフ等が盛んに行われております。健康で体を動かせるシニアの方なら参加できるわけですが、体の弱い方やスポーツが苦手な方々は尻込みする方もいらっしゃるかもしれません。そういう方々のために、憩いの場というか、語らいの場的なものは計画されていないのかをお伺いします。

○堂園力郎地域包括ケア推進課長 少子高齢化についてのシニア世代の憩いの場についてですけれども、シニア世代という言葉自体には明確な年齢の定義がありません。スポーツ大会や民間事業者等のサービスで使われている場合が多いようです。

厚生労働省では、65歳以上を高齢者と呼ぶ一方で、さまざまな競技や文化活動等を発表する場として、年1回主催し、各県持ち回りで開催される全国福祉健康まつり、通称ねりんピックでは参加要件を60歳以上としていることから、おおむねこの世代を想定した取り組みを説明いたします。

一般的に現役世代として働いている時期は外部との交流も多いわけですが、定年期を迎え加齢による体力や気力が低下する中で自然と外出の機会も減り、結果として自宅で過ごす時間がふえるこの悪循環に陥りやすい状態を閉じこもりとも言われており、ひきこもりや介護状態へのリスクがあると言われております。

御質問にあります憩いの場については、いわゆるくつろぎという意味で考えれば家庭が基本になると考えますが、地域包括ケア推進課では、高齢者が自宅に閉じこもることなく地域の中で生き生きと暮らしていただくため、介護予防を目的に、てげてげ広場事業を実施しており、無理なく体力づくりを行うてんとう虫体操や、気軽にお茶飲みを行うサロン活動を支援しております。

これらの活動は、主に高齢者が対象ですが、実施に当たっては広報紙等で活動の紹介と募集を行い、実施する公民館では民生委員や在宅福祉アドバイザーの協力を得ながら、まず地域内を点検する目的で、支え愛マップをつくり、気になる方への声かけを行っており、65歳未満の方も参加し交流を行っている地区もあります。

また、楽しみながら活動が続けられるように、これらの活動は高齢者元気度アップ・ポイント事業の対象となっており、65歳以上の方にはポイントが付与されます。

さらに、高齢者への声かけ、見守り活動や子供たちとの交流、そして誰でも気軽に立ち寄れる場所の運営などを団体として取り組めば、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業のポイントが付与されることから、活動のさらなる活性化が図られているところです。

これらのほかにも、健康づくりに特化した筋トレサロンやサン・フレッシュ枕崎、各地区公民館等で取り組まれております文化的なサークル活動などもあり、お知らせ版等に紹介してござい

すので、閉じこもりで気になる方がいた場合や相談があった場合は、市役所や各地区公民館へ御案内をお願いいたします。

○3番上迫正幸議員 次に、耕作放棄地についてお尋ねします。

高齢化と鳥獣被害により、市内の田畑は耕作放棄地がふえているように思います。

現在の耕作放棄地の面積と、それを減らす対策はとられていないのかをお伺いいたします。

○下山健一農委事務局長 農業委員会では、毎年1回、市内の全農地の利用状況調査及び荒廃農地の調査を行い、現状の把握に努めております。

この調査では、現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃している農地のうち、再生利用が可能な農地をA分類、再生利用が困難と見込まれる農地をB分類として、面積の集計を行っております。

本市の平成30年度の荒廃農地面積は、A分類が99.7ヘクタール、B分類が34.8ヘクタール、合計134.5ヘクタールで、市全体の耕地面積1,490ヘクタールとの合計面積に占める割合は8.3%となっています。

次に、耕作放棄地の解消対策について申し上げます。

農業委員会では、耕作放棄地の解消対策として、先ほど申しました農地の利用状況調査のほか、この調査で新規にA分類と判断された農地の所有者に対する利用意向調査を行い、遊休農地の再生利用を促しています。

また、利用状況調査において、再生利用が困難と見込まれるB分類に仕分けた農地については、農業委員会総会において非農地判断を行い、荒廃農地の解消に努めております。

○原田博明農政課長 耕作放棄地の主な発生原因は、農業従事者の高齢化、後継者・担い手の減少、鳥獣被害による耕作意欲の減退、耕作しやすい優良農地への移行など、さまざまな要因が上げられます。

農地は、一旦、耕作をやめると、雑草や樹木が生い茂り、草刈りや耕うんなど、小規模な農家では手に負えなくなり、再生利用するためには大きな重機やトラクターなどでの作業を要するなど、多額の経費と労力が必要になってきます。

このため、農家の方々は、耕作しやすい農地へ移行するなど、多額の経費や労力を使ってまで、耕作放棄地を再生して耕作しようとしなないのが現状でございます。

今後の対策としては、耕作放棄地を再生利用して減らすということより、現在、耕作している農地を耕作放棄地にしない、させない対策に取り組むことが重要であると考えているところです。

○3番上迫正幸議員 その耕作放棄地の発生防止策はどのようなものがあるのかをお尋ねします。

○下山健一農委事務局長 農業委員会では農業委員、農地利用最適化推進員が日常行う活動の中で、担当区域の農地パトロールを行い、遊休農地や耕作放棄のおそれのある農地の早期発見に努めるとともに、所有者等への農地活用の働きかけや貸借等の相談を行っております。

また、貸し付けを希望する農地については、受け手の発掘や利用権設定等のあっせんを行い、担い手への農地利用の集積・集約化を促進しています。

さらに、平成30年7月からは、市内の農家及び土地持ち非農家を対象として、農地「貸したい」「借りたい」総点検活動に取り組んでいます。この活動は、農業委員、推進委員が戸別訪問により農地所有者の近い将来における農地の利用意向等を把握し、農地の貸し借りの合意形成につなげるとともに、得た情報をもとに地域での話し合い等において活用することにより、農地の永続的な有効利用を図っていかうとするものです。

そのほか、年2回発行する農業委員会だよりにおいて、農地の適正な管理と有効利用に努めていただくよう広報し、耕作放棄地の発生防止に努めています。

○原田博明農政課長 耕作放棄地の発生防止対策としては、日本型直接支払制度である、中山間地域における農業生産活動を維持する活動を支援する中山間地域等直接支払交付金や多面的機能

を支える共同活動を支援する多面的機能支払交付金を活用して、地域ぐるみで農地を守っていくという取り組みがあります。

各地域においては、今まで主に農業を営んでいた方や兼業で農業に取り組んでいた方々の高齢化や、その方々の後継者の流出、中核的担い手農家の減少などが進んできていることから、専業農家と非農家が共同で農地や農業用施設、また地域を守っていくということが必要となってきます。

このため、地域の農業・農地・農家が厳しい状況に直面している中で、持続可能な地域農業を実現するため、地域での話し合いを行い、問題解決する人・農地プランを作成し、地域の未来図（マスタープラン）を立てることが重要であります。

市といたしましては、県、農業委員会、JAなどと連携して地域での話し合いを実施しながら、耕作放棄地の発生防止を含めて取り組んでいきたいと考えているところです。

○3番上迫正幸議員 次に、山間部とは限りませんが、近年、イノシシ等による被害が増加してきています。

市としても、電柵を使った補助事業を県と連携し取り組みを行っておりますが、鳥獣の年度別捕獲数の推移はどのようになっているのか、また過去の鳥獣捕獲頭数の推移についてお伺いします。

○原田博明農政課長 先ほど答弁いたしました但、鳥獣被害が原因で耕作放棄地になった農地は多数あると考えております。鳥獣被害が原因で耕作放棄地になった農地の面積というのはまだ把握してないところでございます。

今、議員が説明いたしました鳥獣被害対策で実施している電気柵の設置補助の実績でございますが、市の単独補助で行っているのが、平成28年度は10件で5.7ヘクタール、平成29年度は20件で5.5ヘクタール、平成30年度は17件で4.8ヘクタール、令和元年度の現在までで20件で5.1ヘクタールとなっております。合計で67件、21.1ヘクタールの実績でございます。

また、県の補助事業による実績につきましては、平成28年度が12戸の11.3ヘクタール、平成29年度が5戸の3.2ヘクタール、平成30年度が6戸の4.7ヘクタールとなっております。合計で23戸の19.2ヘクタールとなっております。

それぞれの事業による電気柵の設置面積につきましては、40.3ヘクタールであります。これらの事業によって、ある程度、耕作放棄地の発生抑制対策にもなっていると考えております。

あと、狩猟期間中の捕獲数につきましては、狩猟期間というのが、シカ・イノシシが11月1日から3月15日まで、アナグマ・タヌキ・カラスが11月15日から2月15日までが狩猟期間となっております。

狩猟期間中の捕獲数につきましては、県の南薩地域振興局へ狩猟登録や捕獲数が報告されるということから、県から報告を受けた数字で説明いたします。

過去3年間の捕獲数につきましては、平成28年度がイノシシ83頭、タヌキ・アナグマ3頭、平成29年度がイノシシ79頭、タヌキ・アナグマ4頭、平成30年度がイノシシ118頭、タヌキ・アナグマ5頭となっております。3年間の合計でイノシシ280頭、タヌキ・アナグマ12頭となっております。

狩猟期間中以外の有害鳥獣捕獲指示のあったときの捕獲実績でございますが、これも過去3年で申し上げますと、平成28年度がイノシシ56頭、タヌキ・アナグマ153頭、カラス479羽、平成29年度がイノシシ81頭、タヌキ・アナグマ145頭、カラス318羽、平成30年度がイノシシ96頭、タヌキ・アナグマ109頭、カラス124羽となっております。3年間の合計でイノシシ233頭、タヌキ・アナグマ407頭、カラス921羽となっております。

参考までに、今年度につきましては、8月31日現在でイノシシ112頭、タヌキ・アナグマ102頭、カラス93羽となっております。

○3番上迫正幸議員 最近、狩猟免許の試験があったと聞きます。

何人の方が新しく狩猟免許を取られたのか、また現在、枕崎には何人の猟友会会員がいらっしゃるのかをお伺いします。

○原田博明農政課長 狩猟免許の取得状況につきましては、平成28年度がわな猟免許2名、平成29年度が第一種銃猟免許2名、これは鉄砲の免許でございます、わな猟免許2名、平成30年度がわな猟免許10名となっております。令和元年度9月現在で、わな猟免許の取得が5名いらっしゃるということです。

現在、猟友会員数につきましては、9月1日現在で35名となっております。その内訳としては、第一種銃猟免許が16名、わな猟免許が29名ということで、重複する方が10名となっております。

○3番上迫正幸議員 近隣の市町村の猟友会と共同で圏域を越えた捕獲、駆除を行ったことがあると聞いておりますが、今後はどのような計画があるのかを伺います。

○原田博明農政課長 有害鳥獣捕獲については、捕獲指示を行う市の行政区域内でしか捕獲ができません。このため、市境を越えての捕獲が難しい状況でありました。

このため、平成29年度に県に要望を行い、振興局を中心に協議した結果、協議の整った市同士での乗り入れや共猟を実施しております。

平成29年度は、本市から南さつま市坊津町への乗り入れを行いましたが、期間も短かったため捕獲には至っておりませんでした。

平成30年度は、坊津町と中山地区に9月から10月までの2カ月間実施した結果、1頭を捕獲いたしております。

南さつま市、南九州市からの本市への乗り入れはなかったところでございます。今後も近隣市と協議を行いながら捕獲を実施していきたいと考えているところです。

○3番上迫正幸議員 最後に、災害に強いまちづくり、また市民が安心安全に暮らしていけるまちづくりを心より願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○中原重信議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時7分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 通告に従い一般質問を行います。

6月の一般質問以後、たくさんの市民の方々から声をかけていただくことが多くなり、議員としてのやりがいを強く感じているところでございます。

しかし、関係者の中から、4年後はないぞという厳しい意見も突きつけられました。

そもそも、4年後に保険を掛け、言わなければならないことも言えない臆病者に成り下がる気はさらさらございません。改革のスピードを速めたいと思います。

三権分立、国家権力を立法、行政、司法、それぞれの独立した機関に担当させることにより、権力の乱用を防ぎ、国民の権利、自由を確保しようとする原理であります。

教育委員会と市役所、なぜ建物が別なのか。市役所内、せっかく仕事になれたのに、なぜ異動があるのか。身近な例をとっても基本中の基本がちゃんと守られています。

優秀な人材が集まる大企業でも、1人の人に幾つもの力を持たせ過ぎたあげく、周りの人は何も言えず、逆らえず、ふたをあけてみたら、会社がひっくり返るぐらいの事態になっていたという話は幾らでもあります。

多くの場合がお金の流れです。ほかの人に気づかれてはいけないと、自分の今座っている椅子を他人に譲ることは大変都合の悪いことなのです。

三権分立、決まりを守ることがいかに大切か、多くの市民の方々からは枕崎は大丈夫なのか、心配の声が上がっています。

一部の人間の都合のみで全てが動かされている気がしてならない。一度、再確認すべきだと市民の方々には強く強く感じております。

先日、知り合いの方に枕崎市民憲章を読んだことがありますか、市役所の入り口に掲げてありますよねと声をかけられました。

もし、一人一人が市民憲章を守ることができていたなら、また違った枕崎だったのかもしれないね。

しかし、今の時代にそぐわない言い回しなど気になりました。市民憲章3番目の「わたしたちは、こぞって勤勉な市民になります。」の「こぞって」だそうです。

そこでお尋ねいたします。新しく令和の時代のための市民憲章につくりかえる計画はないのでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 市民憲章は、市制施行30周年記念事業として、市の木ツバキ、市の花菊とともに、昭和54年9月1日に制定されました。40年前でございます。

この市民憲章には、市民の願い、決まり、誓い、願望、約束などが盛り込まれており、人間性豊かな活力みなぎる枕崎市をつくるための実践目標として、長年、市民生活の中で親しまれ、生かされてきております。

また、市民憲章の制定に当たりましては、市民の声が十分に反映され、広く市民に親しまれるものとなるよう、全市民を対象としたアンケート調査を実施し、同時に選定委員会を設置して、一つ、わたしたちは、心もからだも健康な市民になります。

一つ、わたしたちは、お互いにきまりを守る市民になります。

一つ、わたしたちは、こぞって勤勉な市民になります。

一つ、わたしたちは、誰にでも親切な市民になります。

一つ、わたしたちは、すすんで教養を高める市民になります。

この5本の柱が選定されております。

1つ目の柱として、心もからだも健康な市民となることを目標に定めておりますが、心身の健康は私たち市民の幸福の源であり、また普遍的な願いでもありますことから、現在、本市におきましては、健康なまちづくりを主要施策に掲げ積極的に推進しており、今回の市制施行70周年記念事業につきましても、大切な命をテーマに各事業を実施しているところでございます。

枕崎市制施行70周年を記念して市民憲章を新しくつくりかえることはできないのかとお尋ねでございますけれども、市民憲章は制定から40年が経過しておりますが、心身の健康を初め、市民憲章のどの柱を見ましても、現在の目標とすべきまちづくりの方向性にも合致するものでありますので、今後ともこの市民憲章をまちづくりの実践目標として、日本一幸せな2万人のまちを目指して、精いっぱい取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○12番東君子議員 私も初めて、こういった声をいただいて一つ一つ確認をしながら読んでみました。そうすると、読めば読むほど意義深く、大変重みのある市民憲章だなと思いました。市民の1人として、忠実にこれを守っていきたいと思います。

次に進みたいと思います。地域活性化対策についてでございます。

枕崎に住んでいて一番多く聞かれることなんですが、海もあって、眺めもよくて、夜景もきれい、食べ物もおいしい、温泉もあって住んでいる皆さんも元気がある。このすばらしい枕崎を何でもっと生かし切れていないのか。

遊びに来た県外の友人は、もっと汽笛が聞けるかと思った、非常に残念、海に動きがない。

例えば、想像してみてください。体の不自由な方が家で過ごすことが大変多くなり、枕崎の様子がわからない。でも、汽笛がぼっぼーと聞こえたなら、ベッドに横になっていても海の様子、そして潮の香りまで感じられるかもしれません。

それから、観光客の方々が最初に目にするのは、そのまちの看板だと思います。観光PRのための新しい看板の設置は、今後どのように考えていらっしゃいますか、お尋ねいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 観光をPRする看板としましては、国道225号の峯尾峠に枕崎市観光協会が設置した「ようこそ枕崎へ」の観光看板がありますが、今のところ市として新たに観光看板を設置する計画はないところです。また、観光協会や、ほかの団体で観光PRのための観光看板設置の具体的な計画はないと伺っています。

なお、観光PRの手段としましては、市や観光協会のホームページを活用するとともに、観光協会が運営するフェイスブックやツイッターでの情報発信、また今年度から観光協会に派遣している地域おこし協力隊によるインスタグラムでの情報発信など、SNSを介したタイムリーな情報発信にも努めているところです。

また、市内の観光施設や鹿児島空港、鹿児島中央駅など観光客が多く集まる場所には、本市の観光パンフレットも配置し、観光情報の発信を行い、観光客の誘引を図っているところです。

○12番東君子議員 古びた看板がたくさん目立つようになってきています。

特にですね、私のところに、こうしたらいんじゃないかっていう看板は国道225線、カツオのですね、あれが色あせていて、せっかくのカツオがとっても元気がないようだということです。

今後、国道225線、これに対して何らかの対応は考えていらっしゃいますか。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの峯尾峠の観光看板につきましては、老朽化してるということは承知してるところです。

枕崎市観光協会におきまして、令和元年度中に看板の両面をリニューアルする計画があると伺っております。現在、看板の設置箇所付近は国道225号の道路視距改良工事が進められておりまして、移設も含めリニューアルする時期の調整を行っているところです。

○12番東君子議員 看板が元気ないと、負のイメージがどうしても強くなってしまいます。どうか生き生きとした色艶のある看板を期待しております。

次に入ります。

海がある観光地でにぎわっているところでは、Wi-Fi環境とバーベキュー施設が整っている場所が多いという話をよく耳にします。

枕崎市の観光施設の拠点となっていますお魚センターで、新たにバーベキューができる場所をつくる計画はないのでしょうか。そして、Wi-Fi環境は整っていますか。

○鮫島寿文水産商工課長 枕崎市でバーベキュー施設をつくる計画はないところですが、海の見える環境で似たような施設としまして、火之神公園の芝生広場を利用されている方が多くいらっしゃいます。

ことしの夏やゴールデンウィークにおいて、バーベキューを楽しんでいるキャンプ客などの姿が多数見受けられたところです。

お魚センター内ということではありますが、現在、ことしの4月に海鮮つば焼きの店舗が、市の補助事業であるチャレンジショップ促進事業を活用してオープンしております。

行政でバーベキュー施設の計画はありませんが、チャレンジショップ促進事業、また商店等新規出店支援事業の利活用で、そのような施設、店舗出店については支援してまいりたいと考えているところです。

Wi-Fi環境につきましては、もう既にお魚センター内では環境を整えているところです。

また、主要な観光施設等におきましても、そのような取り組みを進めて、外国人の方、また観

光客の方がそういった情報を入手したり、情報発信ができるように環境整備には今後も努めてまいりたいと考えております。

○12番東君子議員 今まで、お魚センターに行っても自分が気に入った商品を買って帰るということが多かったんですが、今回、隅々まで見てみますと、新しいお店や新しい商品に出会うことができました。これからは、ゆったりとした気持ちで時間を持って楽しみたいと思います。

次に、わら焼きタタキなんですけれども、これがとっても評判がいいんですね、地元の方にも観光客の方にも。そして、私もよく食べますが、実はお魚センターの横を車で走っていたときに、すごくにぎわっている場所があって、何だろうと思って集まっている場所に行ってみました。

そうすると、それがわら焼きタタキを実演しているところだったんですね。観光客の方々が、もうすごきゃっきゃ、きゃっきゃはしゃいで、焼いていらっしゃる方と会話を楽しんで、その場所だけは、これからの枕崎の希望の場所に見えました。

観光客の方々はですね、こんなおいしいものがあるのに、もっとPRしたらいいのについていうふうにおっしゃっていたのを耳にしました。

今後、わら焼きタタキを活用して、市のPRに取り組んでみてはいかがでしょうか。

○新屋敷増水産商工課参事 わら焼きタタキ体験につきましては、お魚センターにおける目玉の体験型観光メニューとして好評を博している取り組みであります。

こうした中、市では本年度、お魚センターと委託契約をしております国内外観光客誘客事業におきまして、さらにわら焼きタタキの体験の充実を図るため、老朽化しているわら焼き体験小屋並びに体験のための備品等を一新し、観光客のおもてなし度の向上に努めてまいりたいと考えております。

今、議員のほうから、わら焼きタタキの魅力を十分伝えていただきまして、ありがとうございます。

これまでもですね、過去にはイベントでの実演、振る舞いを行ったり、本年度も開催予定の子供カツオマイスターで、子供たちにも体験をさせるなどPRに努めてまいりたいと思っておりますが、今後は観光協会等にも相談しながら、より効果的なPR方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

○12番東君子議員 タマネギとネギのトッピングが絶妙なバランスで、カツオのうまみを引き立たせてます。すごく食欲をそそります。

あと先日ですね、水産加工業の方々と意見交換会のときに、私は本当に強く感じたのが、内からあふれるエネルギーがすごくて、これはやっぱりカツオを食べているからだなと思いました。

これからも、やはり枕崎といえばカツオですので、カツオを前面に出して観光PRに力を注いでいただきたいと思います。

次に入らせていただきます。LGBTについて質問をさせていただきます。

もし、ここにいる皆さんの中で、LGBTは枕崎は全く関係のないことだと思っただけの方がいらっしゃいましたら、これはもう大問題です。短い時間ではありますが、全神経を集中させて聞いていただきたいと思います。

まず、市の職員の方々の勉強会や研修など行われているのでしょうか。

○堂原耕一企画調整課参事 性のあり方は多様で、一人一人が持つ個性と言えますが、LGBTとは、Lが女性の同性愛者であるレズビアン、Gが男性の同性愛者であるゲイ、Bが両性愛者であるバイセクシャル、そしてTが心の性と体の性と不一致を指すトランスジェンダーの頭文字からつくられた言葉であり、性的少数者の総称として用いられております。

性のあり方は、個人の人格の一部であり、他者から強制されたり奪われたりするものではなく、本人が自身の性のあり方についてどう感じているかが大切であり、一人一人の性のあり方を尊重することが重要であります。

市として、LGBTをめぐるさまざまな課題に適切に対応するためには、職員がLGBTに関する正しい知識を持つことが大切です。

本市では、ことし6月に実施いたしました「障害者差別解消法の理解と実践・認知症サポーター養成講座」と題した職員研修の中で、テーマの一つとして「LGBTとは何か」について取り上げており、この研修に参加した参加者の性的少数者に対する理解が深まったものと考えております。

○12番東君子議員 現在、子供たちの会話やテレビなどでは、自然にLGBTというのは語られています。

しかし、私たちが子供のころ、自分でしたら50年前ですね。性別は男か女、これ当たり前のことで、こういう言葉もなかったわけですが、しかし、昔も心の性と体の性が違った子供たちもいたはずなんですよね。これ相当苦しかったと思いますよ。

今回ですね、直接、トランスジェンダーの方に話を聞くことができました。

まず、学校で一番恐怖だったのがアンケートなど、あなたは男ですか、女ですか、普通でしたらさっさとどっちかに丸をして終わりなんですけど、どっちに丸をしていいのか、その時点ですごく悩む。なぜなら、見た目は女性、心は男性。子供ながらに見た目が女性なので、それを貫き通そうとするのですが、心はいつも悲鳴を上げていたそうです。大人になり、LGBTという言葉に出会って、すごく救われましたというお話でございました。

現在、教育現場での小学校、中学校への今の授業の内容というものはどういうものなのでしょうか。

○豊留信一保健体育課長 現在、学校教育におきましては、平成29年度に告示された学習指導要領に基づいて教育活動が展開されております。

現行の学習指導要領には、小学校3年生、4年生の保健領域での異性への関心が芽生えるという内容の学習をいたします。また、中学校の保健領域でも、身体の機能の成熟とともに異性への関心についての学習をいたします。

現行の学習指導要領では、LGBT、性的少数者に対する内容は取り扱われていないことから、保健領域での指導は行っておりません。

しかし、道徳やほかの教育活動において、人権尊重の理念に基づいた多様性を尊重し合うということの指導について実施しております。

○12番東君子議員 自分たちが子供のときと比べまして、本当に学校の授業の内容も変わったんだなと思います。

次の補足の質問でございます。

長年、学校の教育現場で子供たちと長い時間一緒に過ごしてこられた元中学校の先生、女性の方からの質問です。

以前は、男、女、名簿は分かれていました。今は男女別なんでしょうか、それとも一緒になっていますかという御質問でございます。

○益満裕美学校教育課長 本市の小中学校で、男女混合名簿を使用している学校は6校ございます。

○12番東君子議員 私たちの小学校・中学校時代、今振り返るとですね、当たり前のように男子が先、女子は後、いろんな場面で区別をされていたと思います。

そんな様子を見ていて、学校の先生なんかも、あれというふうに悩んでいた方もいらっしまったのではないのでしょうか。

次は、市民の方から何度か聞かれたことがあるんですが、孫がLG云々とまるでみんな知って当たり前という感じで話をしていました。このLGBTが一体何なのか、誰にも聞くに聞けない、一体、LGBTとは何なのかと小声で私に尋ねてこられました。

市が、市民に対して正しく理解をしてもらうために取り組んでいることはありますか。

○堂原耕一企画調整課参事 市民に対しまして、LGBTとは何かについて正しく理解してもらうための取り組みといたしましては、性的少数者と人権について触れている県が策定いたしました人権問題に関するパンフレットや、県が開催するLGBT理解講座への参加案内リーフレットを市民ホールなどに設置し、市民へのLGBTに関する啓発に努めております。

LGBTの方々に対する偏見、不当な差別を解消するためには、社会全体がLGBTに対する正しい知識を持ち理解することが大切であります。

今後も、市として市民に対するLGBTに対する啓発活動にどのような形で取り組んでいくべきかについて研究していきたいと考えております。

○12番東君子議員 テレビとかを見ててもわかるんですけど、LGBTも少しずつ変化をしてきたり、カミングアウト、いろんな例が出てきたりですね、時代の流れによって変化もしてきております。

今後、新たにですね、何か特別、枕崎で計画しているイベント、行事などがありましたら教えてください。

○堂原耕一企画調整課参事 大変申しわけございませんが、現在のところ、LGBTに関するイベントや行事の実施について具体的予定はございません。

ただ、性的少数者の方々が生活のさまざまな場面で困難を抱え、生きにくいと感じる大きな要因の一つが、社会において性の多様性について理解が浸透しておらず、性的少数者への偏見や差別があるためだと考えます。

LGBTについて、最近の国の動きとしては、男女雇用機会均等法に基づく改正セクハラ指針において、性的指向や性自認にかかわらず、職場におけるセクハラが対象となることが明記されたほか、いじめ防止対策推進法に基づく基本方針が改定され、LGBTへの対応が盛り込まれるなどしております。

また、法務省の人権擁護機関では、性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう、性自認を理由とする偏見や差別をなくそうを強調事項として掲げ、啓発活動を実施しているところです。

このような国の動き、また県や近隣市町村の取り組みを参考にして、人権擁護の観点からも職員を初め、住民の方々がLGBTに関する正しい知識を持てるようなイベント等の開催について、今後も研究してまいります。

○12番東君子議員 私が、この問題を取り上げたのには大きな理由があります。

鹿児島市内の公の機関に行ったときなんですが、担当の方がトランスジェンダーの方だったんですね。大変説明もわかりやすく、すごく助かりました。

しかし、ふと、この状態っていうのは、枕崎ではあり得る光景だろうかと疑問に思いました。これから先ですね、市の職員の採用試験などいろいろあると思うんですが、面接の段階でLGBTをカミングアウトした結果、それによって不合格になったということにならないように、我々がきちんとLGBTを理解していくことが大事なことだと思います。

最後になりますが、人にやさしい枕崎、差別のない枕崎、自分らしく生きることができる枕崎であってほしいという願いを込めまして、私の一般質問とさせていただきます。

○中原重信議長 以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時45分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番 禰占通男議員 本日の最後の質問となりましたが、よろしくお願ひいたします。

先月の8月29日の全協で、お魚センターで取り扱う枕崎牛の食品表示についての報告は受けたところであります。

今回の質問では、午前中に同じような質問があり、重複すると思いますが、よろしくお願ひいたします。

行政計画については、第3次集中改革プランは一定の財政効果を上げてきて、継続を推進するというようになっておりますが、今回の質問において、3次計画プランの検証、また新たな行財政改革推進計画について質問いたします。

まず、ふるさと納税返礼品の賞味期限について、枕崎牛の容器包装に関する表示の考えについてお願ひいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 午前中もございましたけれども、枕崎お魚センターで取り扱う枕崎牛の食品表示に関する指導をいただいたということに関しての御質問かというふうに考えます。

午前中の一般質問の中でもお答えいたしましたように、まずはお魚センターで取り扱う枕崎牛について、食品表示に対する認識不足により、消費者の皆様方に適切でない方法で賞味期限の表示がなされた、そういう商品を販売してしましたことに対しまして改めましておわび申し上げたいと思います。

また、市民の皆様、関係者の皆様に対しても、御心配をおかけしましたことを重ねておわび申し上げます。

内容につきましては、全員協議会で報告したとおりでございます。その後の対処に関しましても、保健所にこちらのほうから相談させていただき、保健所からの指導に従って適正な形で再発防止策を出させていただいたというのが経緯でございます。

○5番 禰占通男議員 全員協議会では、お魚センターからの連絡ということだったと思いますが、お魚センターのほうからの連絡ということでも参事も担当ということなんだけど、これはそもそも誰が、午前中もちょっとありましたけど、参事は自分が担当になったころから、それは疑問に思ってたなかったという午前中の答弁もありましたが、そもそもこれだめですよとか、これは何かおかしいんじゃないですかちゅう提案者は誰なんですか。

賞味期限についての今お魚センターがやっていることに対して、これはおかしいんじゃないのっていうそういう提案というか、提言か、した方は。

○前田祝成市長 提案者という、要するにそこを気づいた方っていうことでよろしいんですか。

(「はい、そうです」と言う者あり)それは、元社員です。

○5番 禰占通男議員 今、元社員と言いましたが、その方は今はどうなってるんですか。

○前田祝成市長 元社員ということですので、退職しています。

○5番 禰占通男議員 私もこれを最初聞いたときに、7月に伺ったんだけど、これを全員協議会でも平成26年度から令和まで、ことしまでそういう作業が続いていたという説明がありました。

それで、その元社員がですよ、短期間でこれはこの業務、表示の仕方はおかしいんじゃないかち私は、何か物すごく知識が相当あって前の質問にもありましたけど、この危機管理ちゅうことに物すごく素質を持った方じゃないかと思ってるんですけど、市長、副市長にもお尋ねしますが、そういう方の待遇ちゅうことはどう思われますか。やめたい、やめる、いろんな方法があったと思うけど、いいことだと思うんだけど、こういうことは。

一番問題になってくるのが、今の社会ですよ、内部告発ちゅうことがありますよ。自分の職を捨ててもと、会社のために人のためにち、午前中も、前の質問でもそういう言葉が出てきたけど、それについての考えはどうなんですか。

○前田祝成市長 ちょっと質問の意図というところをはかりかねる部分はありますけれども、今、

直接、こういう形で御迷惑をおかけしてることに關しまして、おわびを申し上げております。

ただ、その製造業者と先方の、現地の保健所のことに關しましては、我々がどうのこの確認するというよりもですね、それはもう製造業者のほうでされることというふうに認識しておりますので、そこについて細かく我々が御報告を受けるとか、その辺について我々がそういうのをお願いするということではなくて、製造業者のほうから何らかの報告があるのかどうか、そこについては製造業者の御判断になろうかというふうに思っております。

○5番 禰占通男議員 企画課長も納税者への対応は一応、済ましてるということなんですけど、朝も出ました湧水町の件、あれは産地偽装ということなんだけど、福岡県の古賀市、あそこも賞味期限のことで、うちがどうのこのちそういう前に新聞沙汰になってるんだけど、それは簡単に言えば、製造業者の賞味期限が済んだものを納税者の方に返礼として送った。そこまではよかったんだけど、製造業者の賞味期限が、医者にかかるようなことがあったら連絡してくださいという、何か不適切な連絡があったということで、そのふるさと納税の経緯について、その市の市長が、おわびのコメントを出してるんですよ。

うちのお魚センターが出したああいう小さい文字じゃなくてすぐわかるような大きなもので。

私もダウンロードして、それは持ってますけど、そういうことに対して今、市長も市民の方へも何か迷惑をかけてるということもありますけど、生産者に対してはいろいろな話もしたと午前中にもありましたけど、市民へのこの対応というのはどうなさるんですか、今後。大きな問題だと思うんだけど。

○前田祝成市長 まず、質問にございました他市の状況につきましては、さまざまあろうかと思えます。

そして、寄附者ですね、枕崎に対しまして善意の心で御寄附をいただいた方に対しまして、そのような形で事後に今回の件を報告しないといけないことに關しましては、午前中、企画調整課長のほうからもありましたけれども、お一人お一人に対して事情を説明する文書、おわび文をお送りさせていただいているところでございます。ここについてはそういう対処をさせていただきました。

枕崎市民についていうお話ですけれども、そこに關しましても、今回の事実関係をしっかり明らかにするというのが大事であろうかと思えます。

今、店頭で実際、枕崎牛をお買い上げいただいた方に対しましては、店頭での告知ということでお知らせをさせていただいております。そして、ホームページのほうで、おわび文というか、現状を報告する文書を出させていただいていると、それが今の実情でございます。

先般の全員協議会、そして、きょうの一般質問の中でもそのような御質問をいただいておりますので、そこに対しましては市民の多くの皆様方に御迷惑をおかけしたということでおわびしているところでございます。

○5番 禰占通男議員 改めてそういうことはしないということですか。今からでもまだ可能性は残るちことですか。

○東中川徹企画調整課長 ふるさと納税の返礼品の担当をしてるということで私のほうから申し上げますと、寄附者の方々へは通知をいたしました。それでお魚センターにも指導をいたしました。

それから、ふるさと納税返礼品の食肉表示に関する御報告ということで、市のホームページで、ふるさと納税のページといいますか、そこに御報告ということで、このようなお魚センターのほうから報告を受けたということで、市としましては今後、返礼品の取り扱いに関する指導を一層徹底してまいりますということで、ふるさと納税のページで公表している部分はございます。

○5番 禰占通男議員 本当にふるさと納税が今、30年度の決算に入ってるわけなんですけど、8億0,700万という額が入ってますよね。

そして、この一般質問をするに当たり、財政課長ともいろいろ話したんですけど、やはり標準財政規模ということで、私は今回これは質問しなかったんですけど、その中に臨時財政対策債というのが含まれております。それが約3億ぐらいだと思います。

このふるさと納税の今8億、経費を差し引き5億ちょっと残ってるように決算にも載ってますよ。そしたら、簡単に言えば、臨時財政対策債を組まなくても、うまく使ったらですよ、賄える額ですよ、十分余る額ですよ。それを審議会とかそこら辺では提言していると思うんですよ。

私は、その審議会の面々と、顔は大体半分ぐらいはわかっただけ、話さないけど、やはりこれは重要ですよ。

そして、先ほど70周年という言葉もありましたけど、近畿、東海、東京枕崎会の方とその日にちょっと話す機会がありまして、ふるさと納税が今、8億超したぐらいで、うちとしては物すごく助かってると言ったんですが、ある会長からふるさと納税に頼るのはいかんよという忠告も受けたんですよ。本当はそうなんですよ。

だけど、税収が伸びない中で、今こうして8億以上の寄附をもらえることは、私はこの枕崎の財政に本当にもう、なくてはならない財源だと思うんですよ。

そしたら、今皆さんがどう考えてるかわからないけど、ただ微々たる、そのレッテルの張り方が悪かった、表示の仕方が悪かったじゃなくて、真摯に受けとめて、この事業をですよ、ほかに誇れるものにしてもらいたい。

これについても、次の審議会の面で言いますけど、ふるさと納税については、ほかの市町村と違ったやり方をしてくれ審議会でも言ってるんですよ。

そしたら、今の状態だと悪いほうを一生懸命持ち上げてるような感じですよ。だから、そこを本当に真摯に受けとめて、行政のためのふるさと納税じゃないですよ。市民のもですよ、一番大事なことは。答えはいりませんが、そこをお願いいたします。

次の質問にまいります。行政改革推進計画について質問いたします。

行政改革推進計画に対する推進委員会の提言は、どのような内容であったのかをお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 平成31年3月19日に開催いたしました枕崎市行政改革推進委員会では、第3次枕崎市行財政集中改革プランの取り組み成果についてと、新たな行財政改革の取り組みとして、枕崎市行財政改革推進計画に関する説明を行い、委員の皆様から審議をいただき、その結果、平成31年3月25日付で7項目からなる提言をいただいております。

この7項目とは、1、住民サービスの向上について、2、職員の適正配置及び人件費の見直しについて、3、意見聴取の場について、4、第三セクターの経営健全化について、5、水道課と下水道課の統合について、6、人事評価制度について、7、ふるさと応援寄附の推進についてとなっております。

○5番禰占通男議員 今、説明もらったんですけど、この7項目の中で、3次改革プランと大きく違うところは何かね。

○堂原耕一企画調整課参事 提言の内容につきましては、第3次集中改革プランか枕崎市行財政改革推進計画かの違いによるというよりも、そのときの市が抱える行財政に関する課題ですとか、そのときの時代背景などに沿って、委員の皆様から提言をいただいているものかと考えます。

今お尋ねの、今までの提言と異なった視点、異なった内容の提言といたしましては、まず、提言の3、意見聴取の場についてにおいて、企業・団体の代表者だけでなく、雇用者を含めたさまざまな立場の方々の意見を聞けるような意見聴取の機会の確保に努めるようにとの提言をいただいております。

また、提言の5、水道課と下水道課の統合についてにおきまして、今年度実施いたしました水道課と下水道課の統合について、法改正や人口減少等による事業の収束化など、現状を踏まえ実

施するようにとの肯定的な提言をいただいております。

また、これまでにいただいた提言と異なった視点の提言といたしましては、提言の2職員の適正配置及び人件費の見直しについての中で、人員配置や課を越えた協力体制の構築等について取り組むようにとの提言をいただいておりますが、これにつきましては、人口減少に伴う市民生活の変化や職員の減少も見込まれる中で、適正かつ効率的な組織機構のあり方について留意するようにとの御意見をいただいたものと考えております。

○5番 禰占通男議員 説明がありましたけども、職員の適性配備、それから意見聴取と、それとあと水道課と下水道課はもう合併というか統合されておりますし、人事評価制度についても、議会のたびに総務課長の説明があって、着手するというので、ほとんど3つ、4つ実行に移される段階ですけど、もう第三セクターについては、前の質問とふるさと納税についての質問で省きますが、1番目の項目で、住民サービスの向上ちゅうのはどの辺の住民サービスということについて考えているんですか。

○堂原耕一 企画調整課参事 どの分野と申しますか、さまざまな分野にわたってになるかと思いますが、それぞれの分野で優先度ですとか、現在の財源の状況ですとか、などを勘案して、どのような施策を行うべきなのかというところをきちんと協議して実行するようにとの提言であると受けとめております。

これにつきましては、今年度策定する予定の次期総合戦略におきましては、例えば、市長と語る会の場ですとか、アンケートなどによって住民の皆様方からのいろいろな御意見なども伺った上で、例えば、若い世代が暮らしやすく、子育てがしやすいまちづくりですとか、産業振興などに資するような施策の構築が必要なものと考えているところでございます。

○5番 禰占通男議員 住民へのサービスということは、私もこれが一番大事だろうと思って、今この行財政改革について一番最後の目をお願いしようかと思っておりますので、今ここでは省いて、計画書の冒頭のいろんなものに、この言葉が決算書なんかにも出てるんですけど、本市において厳しい財政状況というのは、私が議員になってからずっとこの言葉が続いてるんですけど、厳しい財政状況のレベルですよ。これは、この言葉を使わなくていい財政状況ということは、どの程度のことを指してるんですか。

○佐藤祐司 財政課長 主要財政指標の改善を目標数値として掲げて、第3次プランでは改善を進めてまいりました。その結果、市債残高については目標値を達成することはできませんでしたが、その他の指標については目標値を達成してきております。

しかしながら、実質公債費比率、将来負担比率については、平成29年度までの数値については19市中19番目という値になっております。

しかしながら、それまで断トツでびりといえますか、大きく比率は悪かったわけですが、その差については、徐々に縮まってきております。

確定数値ではありませんが、平成30年度決算数値においては、実質公債費比率については、枕崎市よりも比率の悪い団体が出てきております。19市中19番目という状況は脱しております。

しかしながら、あとの市債残高のところでも御説明いたしたいと思いますが、本市は、平成26年度から交付税措置率の高い過疎対策事業債を活用できるようになりましたけれども、それ以前は、事業の推進に当たりましては、交付税措置のない事業債を活用しながら進めてきた経緯がございます。そういう点で実質公債費比率、将来負担比率が高かった状況でございます。

26年以降、過疎対策事業債を活用するに従って、残高に占める交付税措置の割合もだんだん高くなってきておりまして、比率の改善も進んできておりますが、先ほど申しましたように、まだ19市の中では、下位のほうという状況でございますので、依然として厳しい財政状況という表現を使っている状況でございます。

○5番 禰占通男議員 今、財政課長がおっしゃられるように、過疎債の影響もあるんでしょうけ

ど、26年度からすると財政力指数も相当0.37から0.41といい改善がありますし、あと公債費においても、13億台から11億台へと減ってきておりますから、その効果は今現在続いておりますので、引き続き緊縮に取り組んでもらいたいと思います。

次に、歳出抑制策はどう進めるのかについてお伺いしますが、定員管理の適正化ということで、人件費削減はどのような考えで進めるのかについてお伺いたします。

○**本田親行総務課長** 今回の行財政集中改革プランにおきましては、職員給与の独自カットということで示しておりましたが、人件費に係る削減ということで、適正な定員管理を図っていくことで、人件費の削減に努めていきたいと考えております。

○**5番禰占通男議員** 今回、条例でも、提案の中でも、いろいろ質疑でもありましたけど、会計年度任用制度についてもまた新たな取り組みで5,000万ほど費用もかかるという説明もありました。

その中で、今までは行革の3次プランの中には市長等の給与の削減、職員給料月額を削減の項目があったんですけど、今回の行財政改革プランの中には、この項目がないんですけど、それほど財政が好転したのかどうかということで、この3次プランのKPIの検証というのはどのようになされたんですか。

○**本田親行総務課長** 本市におきましては、厳しい財政状況によりまして、職員給与の独自カットを平成16年10月から平成30年3月まで実施してまいりました。

この職員給与の独自カットは、管理職以外の職員につきましては、平成26年3月をもって廃止いたしました。管理職については、その後も継続し平成30年3月まで実施してきたもので、その削減総額は約11億円となり、第1次から第3次までの行財政集中改革プランにおける財政効果の大きなものとなったところであります。

平成30年度に策定いたしました行財政改革推進計画における歳出削減の実施項目として、職員給与の独自カットを掲げてはいないところでありますが、このことにつきましては、本市の厳しい財政状況により、職員の理解を得る中で平成16年10月から平成29年度まで13年以上継続して職員給与の独自カットを実施し、その影響額も大きかったこと。

また、平成27年から見直し前の給料を3年間保障する激変緩和措置を行う中で、給料表の水準を平均で2%、50歳台後半層の職員が多く在職する号給については、最大4%引き下げる給与制度の総合的見直しが行われましたが、この激変緩和措置が平成30年3月31日をもって廃止され、給与制度の総合的見直しが完全実施されたこと。

さらには、国家公務員の給与との比較により、各自治体の給与水準の状況を示すラスパイレス指数についても、平成29年度は98.0で県内19市においても、高いほうから12番目と、国、県から給与水準について指導を受けるような水準にはなかったことなど、ただいま申しましたことを総合的に判断し、平成30年3月をもって職員給与の独自カットを廃止したことによりまして、今回の計画には計上していないところでございます。

職員給与の独自カットをせざるを得なかった大きな理由としましては、本市の厳しい財政状況にあったわけですが、財政調整基金の残高について、独自カットを開始した平成16年度末の残高と平成30年度末の残高を比べてみますと、約9億3,000万円増加するなど財政状況も一定の改善は図られているものの、財政課長からもありましたとおり、大変厳しい状況にあるということは現在においても変わらないことから、今後も全職員が一丸となって財政健全化の推進に取り組んでいかなければならないと考えております。

ただいま申しましたことは、一般職についてでございますけども、市長、副市長、教育長の特別職につきましては、市長就任のときに在職中に限りカットを継続するというところで、三役については給与の減額が継続されているところでございます。

○**5番禰占通男議員** 今、総務課長からいろいろ給料に関しての国の指導とかに引っかからない

程度ということなんですけど、今までは国は地方財政計画で人件費の圧縮が国の方針だったわけですよ。

今、国の方針はどのように変わってきてるんですか。だって、あっちこっち見てもこの国の方針の人件費の圧縮というのは、言葉が見られないんですけど、今の現状でどのようになっているのかをお伺いいたします。

○本田親行総務課長 国の方針といたしまして、人件費の抑制につながるわけですけども、職員数の削減ということにつきましては、行財政集中改革プランの策定を求めて地方公務員で約10%、全体ですすね、削減されてきた経緯がございます。

地方公務員の給与そのものにつきましては、地方公務員法を根本基準として、各地方公共団体の条例に基づいて定められております。

給与水準につきましては、地方公務員法第24条第2項で、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと、均衡の原則とありますが、法で定められて、条例で定めているというところでございます。

○5番禰占通男議員 人口でもですけど、課長と話す機会があったときに和歌山県のことを話しましたけど。

人口が少ない村があるんですけど、半数が村役場職員、そのあとが村議会に入るとして、それで村の存続が続いているということをおある方の後援会で伺って、実際それでも村を維持するにはいいかなと、それも課長とも話したんですけど、実際、枕崎市が財政が豊かであれば、今本市の316人の目標設定が2021年でされていますけど、この人口と税収のこれかなえればですよ、市職員が多いの少ないのということはないと思うんですよ。

朝もちょっと質問者が人口をどうするかについてということもありましたけど、今後の課題として、大きな問題となると思いますけど、この人口に対する職員数ということでお伺いしますが、本市は市立病院、下水道、消防があるから、結局300人を超しているということなんですけど、この人口に対する職員数ということで、適正という数でいうならどのくらいが適正なんですか、今現状では。

○本田親行総務課長 本市の人口に対して職員数が適切であるかというようなお尋ねでございしますが、人口に対して、どの程度の職員数が適正であるかというような指標自体もございません。

それぞれの団体において、人口規模や産業構造等も異なりまして、また公営企業の実施状況、一部事務組合の加入状況等も異なりますので、人口規模のみをもって職員数が適正であるかを判断することは非常に難しいところでございます。

しかしながら、定員管理の手法の一つといたしまして、人口1万人当たりの一般行政部門の職員数を人口や産業構造の類似した類似団体と比較することなどで、職員総数の相対的妥当性を検証することは可能だと考えております。

県内19市のうち、本市と人口や産業構造が類似する類似団体、人口5万人未満、産業構造Ⅱ次、Ⅲ次90%未満かつⅢ次55%以上の団体でございますけれども、南さつま市や指宿市、阿久根市、垂水市など本市を含めて9市でございます。

平成30年4月1日現在における教育部門、消防部門、公営企業等を除いた本市の一般行政部門の職員数は170人で、人口1万人当たりでは77.96人となっております。

この本市の人口1万人当たりの一般行政部門の職員数77.96人は、県内の類似団体9市の中で少ないほうから4番目となっております。

また、全国には本市と同じグループに属する類似団体が127団体ございますけれども、平成30年4月1日現在におきまして、その類似団体における人口1万人当たりの一般行政部門の職員数の平均は77.60人となっており、本市の77.96人とほぼ同程度となっております。

これらのことから、本市の職員数が人口に対して、必ずしも多い状況にあるとは考えておりませんが、引き続き少子高齢化や多様化する市民ニーズ等に適正に対応しつつ、職員数の削減が住民サービスの低下につながることはないよう配慮しながら、市職員が担うべき役割や直接行うべき業務を整理、見直しを行った上で、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や民間委託等の活用、さらには市民協働を推進して年次的な職員数の削減に努めていかなければならないものと考えております。

○5番 禰占通男議員 次の、あんまり時間がないので……15分か、市債残高の縮減についてですけど、ずっと100億を23年度から見ても111億、109億というこの数字が100億を超してるんですけど、この市債残高の額ということ、これ100億を切るのはいつなんですか。

○佐藤祐司財政課長 以前も申し上げたことがあります、以前は単年度の元金償還額というのが12億、13億ございました。今年度の当初予算等でも見ていただければわかるとおり、元金償還額は単年度で10億円です。ですから、10億円以上単年度で借りてしまえば残高はふえるということになります。

先ほど質問者からも出ました普通交付税が平成13年度から臨時財政対策債という地方で直接借金しなさいという形に変わっております。その金額は3億円ほどございます。

ですから、もし残高を減らすとすれば、臨時財政対策債を含めて10億以内の借り入れにとどめなければならないということになります。

そうしますと、10億から3億を差し引くと、事業に使える地方債というのが7億程度というふうになります。そしたら、今年度は14億の借り入れです。7億の借り入れで毎年の投資事業を行っていけるかというふうに考えれば、私は厳しいものと考えております。

今現在、市内の公共施設につきましても老朽化対策については計画的に進めなければなりませんし、そのような状況からいけば、単年度10億を超える借り入れについては生じるものと考えております。

しかしながら、残高というのが問題ではなくて、先ほどちょっと申し上げましたが、残高に占める実質負担額の割合、ですから交付税措置の割合をふやすことによって、実質負担額は減少してきている。平成19年度に算出したとき、55.8%の交付税措置率がありました。平成30年度ではその数値が70.3%になっております。

ですから、残高が同じだとしても、その割合がふえたことによって、実質の負担額については減少してきている。このところに着目をしながら、なるべく有利な地方債を活用しながら事業を進めていく、そして交付税措置のないものについては借り入れを自粛するといった措置をとりながら、いろんな比率については改善していくように努めているところでございます。

質問者が言われるとおり、100億を残高が切るとするのは、私は難しいものと思っております。

○5番 禰占通男議員 積立金現在高も19市の中では少ないほうですけど、いろいろな事業をする上で、不安はないんですかね。

○佐藤祐司財政課長 積立金の現在高につきましては、以前からの推移の表も持っておりますが、財政調整基金の残高1億を切っていた時代もございます。

しかしながら、平成30年度末では11億7,500万ということになっております。

私自身は残高としては、安定して財政調整基金単独で12億という数字を確保できればなというふうに思っております。

この根拠といたしましては、以前も申し上げたことがあります、標準財政規模の2割程度、60億が枕崎市の標準財政規模ですから、その2割程度で12億という数字を持っておるんですが、ただ当初予算の段階では、どうしても市税とか普通交付税とかをかたく見る傾向にございます。

ということもありまして、2億近くの財政調整基金の繰り入れを計上しなければ予算を組めな

い状況でございますので、安定して12億というのは14億程度あれば、安心かなというふうには思っております。

現状のところ、毎年度、投資事業を行いながらも、将来に備えて持続可能な財政運営を進めていくために、そこを目標に考えているところでございます。

○5番 禰占通男議員 次に、普通交付税の推移についてお伺いしますが、この交付税はもう年々減少しているような、多少の上下はありますが、上下してるように思うんですが、この要因は何なんですか。

また、ほかの自治体も本市と同じような推移をたどってるんですかね。

○佐藤祐司財政課長 普通交付税につきましては、計算上、基準財政需要額と基準財政収入額との差額でございます。

増減理由につきましては、ここ数年、基準財政収入額については大きく増減しておりませんので、基準財政需要額の増減の影響がそのまま普通交付税の増減に出てきているものでございます。

28年度から、27年に実施された国勢調査人口を使って算定されるようになりました。その結果、27年度から28年度につきましては、減少をいたしております。

数値急減補正がございましたけれども、27年度から28年度で4,800万円程度の減、これは人口減の影響でそれだけ出ていると。そして、毎年度の人口急減補正の減少によりまして、29年度でさらに1,500万円程度の減、30年度でさらに1,300万円程度の減となってきております。

ちなみに、令和元年度につきましては、その影響で1,500万程度の減が生じております。

これら人口の減少による影響というのは、他団体でも当然、それぞれ大小あるところでございます。そして、その他の影響としましては、公債費の交付税措置分の影響というのも大きいところでございます。

28年度は7,600万円程度の減、29年度は1億0,600万円程度の減、平成30年度は過疎対策事業債の元金償還が始まったことから増減が相殺をされまして、600万円程度の減にとどまっております。

当然に、この間には歳出の公債費の一般財源の交付税措置分の減少よりも大きく減少しておりますので、公債費の交付税措置分の影響で減少した分は、減少額としては大きいわけですが、毎年度の財政運営に悪影響を及ぼしているわけではなくて、公債費のほうが大きく減少しているため、むしろ好影響になっております。実質公債費比率等の改善状況を見ていただければわかると思います。

そのようなことで、交付税措置の影響というのが非常に大きいところなんですけど、財政運営には関係がないというか、むしろ好影響であるということを押さえていただければというふうに思います。

○5番 禰占通男議員 次に、基準財政需要額の推移についてお伺いしたいんですけど、本市の現状はどのような状況なのかについてお伺いいたします。

○佐藤祐司財政課長 ただいま、普通交付税の算定について、その差額であるということと、基準財政収入額の増減が大きくないので、普通交付税の増減については基準財政需要額の増減によると申し上げました。

そして、その基準財政需要額の増減理由については、今、普通交付税のところでも申し上げたとおりです。

具体的な数字で申し上げますと、ここ3年間の臨時財政対策債振りかえ後の基準財政需要額の推移を申し上げますと、28年度が52億8,500万円程度、29年度が51億2,600万円程度、30年度が51億5,000万円程度というところでございます。

○5番 禰占通男議員 次の質問ですけど、基準財政需要額の推移についてですけど、今一番問題になるのは人口減による影響と税収の推移だと思うんですけど、本市の状況というのはここ二、

三年の影響についてはどうなってるんですか。

○佐藤祐司財政課長 市税の動向については、また後もって税務課長のほうがお答えすると思いますが、人口減の影響につきましては、先ほど申し上げましたように、5年に一遍の国勢調査人口で、基準財政需要額の測定単位というのは算定される、その数値を使うことになっております。

今現在、平成27年の国勢調査人口で28年度から5年間、令和2年度までその数値を使います。そして令和2年に行われます国勢調査によりまして、また、人口の増減があったときにその数値を使って、令和3年度からの基準財政需要額の算定に使われるということになります。

先ほど、数値の人口減の影響について申し上げましたが、平成22年から27年までで1,600人程度、多分減少していたと思いますが、その影響で、先ほど申し上げた人口減の影響の数値ということになりました。

今後の人口減がどの程度になるかわかりませんが、同じような現象だとすれば、同じような減少、影響というふうになるのではないかと考えております。

○神園信二税務課長 過去3カ年程度の普通税収入済額の推移について申し上げます。

平成28年度収入済額約22億1,347万円、平成29年度収入済額約22億4,696万円、平成30年度収入済額22億1,543万円、平成30年度に対前年度比1.40ポイント程度落としておりますけれども、これは普通税収入の傾向でございます、3年に1回の固定資産税の評価がえ、この年に普通税の収入の約50%を固定資産税が占めますことから、この評価がえの年に3年ごとにぽんっと対前年度比が落ちるというふうな傾向を示しているところが大きなところでございます。

○5番禰占通男議員 次に、留保財源について質問したいんですが、これは本市の独自政策の財源であるということで、この主な使い道、また公債費についてどのように活用されてるのかについてお伺いいたします。

○佐藤祐司財政課長 留保財源とは、基準財政収入額と標準税収入額との差であります、その額はここ3年間とも5億7,000万円程度でございます。

標準財政規模という指標がございますが、標準的な状態での団体の経常一般財源の規模をあらわした指標でございます。

これは、普通交付税の交付団体におきましては、標準税収入額と普通交付税額の合計額でもありますが、基準財政需要額と留保財源との合計額でもございます。

基準財政需要額で、全ての経費の一般財源が賄えるわけではないので、留保財源がないと必要経費を賄えません。

わかりやすい例では、公債費の交付税措置は有利な地方債である過疎対策事業債でも70%であり、100%が基準財政需要額に算入されるわけではないので、30%分は留保財源で対応せざるを得ません。

それでは、留保財源が具体的に何に使われているのかという点では、そもそも市税等でございます、今申し上げた公債費の交付税措置以外の部分など、基準財政需要額を上回って支出する部分が充てられている経費に該当すると思われませんが、一般財源でございますため特定財源と違い、細かく充当先を検証することはないので、ピンポイントでこの経費にどれだけ充てているというふうには申し上げられないところでございます。

先ほど質問者が申しましたように、公債費の状況ということでございますが、参考として留保財源と実質公債費比率の分子である一般会計の元利償還金や公共下水道事業等の公営企業の準元利償還金のうち、交付税措置以外の負担額、これを実質一般財源負担額といたしますが、との比較を申し上げますと、平成27年度までは実質一般財源負担額は留保財源を上回っておりまして、留保財源以上に公債費等の実質負担があり、実態として実質的な借金返済額が大きいという厳しい状況が続いておりましたが、これまでの計画的な借り入れや繰り上げ償還等による市債残高の縮減、過疎対策事業債等の交付税措置率の高い有利な地方債の借り入れを続けてきたことにより

まして、平成28年度に均衡がとれ、その後平成29、30年度と公債費以外の行政経費に回せる財源がふえてきております。

しかしながら、一般財源であるため何に使われているとは申し上げられない状況でございます。

○**中原重信議長** 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時48分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和元年 9 月 10 日)

令和元年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第3号）

令和元年9月10日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	眞 茅 弘 美 議員（73ページ～80ページ）
		城 森 史 明 議員（80ページ～89ページ）
		豊 留 榮 子 議員（89ページ～95ページ）
		永 野 慶一郎 議員（95ページ～105ページ）
		立 石 幸 徳 議員（105ページ～115ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 吉 嶺 周 作 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10 番 下 竹 芳 郎 議員
11 番 永 野 慶一郎 議員	12 番 東 君 子 議員
13 番 清 水 和 弘 議員	14 番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長	松 田 章 子 書記
田 代 勝 義 書記	溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長
中 原 浩 二 消防長	松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○2番眞茅弘美議員 4月の市議会議員選挙で議席をいただきました眞茅弘美です。

無投票という結果ではございましたが、市会議員という自覚を忘れず、誠意を持って1期4年間、職責を全うしたいと存じます。

去る7月15日、海の日に環境美化活動が行われました。本市では、海の恩恵に感謝するため、海の日に市内各関係団体や学生、またボランティアの皆様方によりまして、漁港周辺や海岸などの清掃が行われております。1,000人程度の参加者だと聞いております。

漁港のまち枕崎として、1年に1度ではございますが、この取り組みは素晴らしいことだと思います。

また、一昨日9月8日にも観光協会主催の火之神公園周辺の環境美化活動が行われました。海岸を中心に行われたのですが、ペットボトルの廃プラや流木などがたくさん散在しておりまして、驚いたところです。こういう清掃活動に参加してくださった皆様方に感謝いたします。

それでは、現在、世界中で問題になっております海洋汚染マイクロプラスチックについて、通告に従いまして質問させていただきます。

2018年、日本の廃プラスチック輸出量は、約100万トンとされています。日本が輸出した廃プラスチックの50%以上が東南アジアへ輸出されていましたが、東南アジア諸国が廃プラ輸入規制を強化し、日本の輸出量が減少、しかし、国内での処理では追いつかず、日本での廃プラは行き場を失いつつあるのが現状です。

8月、大変心を痛めるニュースが流れました。タイで絶滅が危惧されておりますジュゴンの赤ちゃんが、手当てのいかいもむなく、わずか8カ月で死んでしまいました。何と、母乳でしか育たないであろうジュゴンの腸からは、たくさんのプラスチックごみが出てきたのです。

私たちの毎日の生活に、プラスチック製品は不可欠です。便利、簡単、使いやすい、どれくらいお世話になっているかはわかり知れませんが、長い間、私たちの便利で快適な生活を支えてきましたが、その裏側にある醜い現実が隠せなくなっています。自然界に存在しなかった物質が、自然界を包囲し人間の手に負えなくなってきました。

特に、劣化したプラスチックが砕けてできる微粒子マイクロプラスチックは、回収困難な上に有害な化学物質を吸着する性質があるため、誤飲した魚を通じて人間の健康に悪影響を与える、また、生態系に影響を及ぼすとの指摘がございます。このままでは、30年後にはプラスチックごみが、魚の量を上回るとも言われています。

本市にとっても、海洋マイクロプラスチック問題は深刻だと思いますが、この現状をどのように考えますか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま眞茅議員からございました海洋マイクロプラスチックごみ汚染問題について回答したいと思います。

市の考え方及び国の動向、そして海洋マイクロプラスチック問題の現状等について説明させていただきます。

海からの大きな恩恵を受けて、かつおのまちとして発展してきました本市にとりまして、海洋マイクロプラスチックを含めた海洋ごみにつきましては、極めて重要な問題であると認識しております。

国際的な関心が高まっている中で、その対策を講じていくことは、海洋生態系の保全や資源保護はもとより、本市の基幹産業であります水産業、水産加工業の振興に不可欠であると考えております。

海洋プラスチックごみ問題は、さきの6月の20カ国・地域首脳会議、G20大阪サミットで、プラスチックごみによる新たな海洋汚染を2050年までにゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、非常に高い目標が示されております。

このことを踏まえまして、環境省は2020年度予算概算要求で、海洋プラスチックごみ対策に重点的に配分し、海洋ごみを回収、処理する自治体への補助金事業を盛り込んだほか、高効率なプラスチックリサイクル施設の導入支援などで予算を大幅に拡充する方針が示されました。

本市といたしましても、全国市長会水産都市協議会や全国水産都市三団体連絡協議会を通じ、漁業者や自治体が行う海洋ごみの回収、処理についての支援や財政措置の拡充などについて、農林水産省、水産庁、財務省、地元選出国會議員に対しまして要望活動を行ってきたところでございます。今後も関係自治体などと連携しながら、引き続き要望活動を行ってまいります。

海洋マイクロプラスチック問題の現状、そしてプラスチックごみの発生を防止していくための施策につきましては、市民生活課参事に答弁させます。

○日渡輝明市民生活課参事 プラスチックは、軽くて丈夫で持ち運びがしやすいことや加工が容易で安価な素材であることから、さまざまな製品に使用されています。

その中には、レジ袋やペットボトル、食品容器やストローなど、使い捨てに使用されるものが多くあります。そのようなプラスチックごみが、ポイ捨てされたり屋外に放置されたりしたものが、雨や風によって、やがては河川から海へ流れ出てしまいます。

この海洋プラスチックで、特に問題となっているのがマイクロプラスチックで、波の力や紫外線の影響などで細かく砕け、5ミリ以下になったものが、マイクロプラスチックと呼ばれています。

また、洗顔料や化粧品、歯磨き粉などに使用されている小さなプラスチック粒子、マイクロビーズも排水処理施設を通じて海洋へ流れ込んでいると言われております。

このマイクロプラスチックは、自然に分解されることはなく、半永久的にたまり続ける可能性があることや海水中の有害物質を吸着しやすい性質があると言われており、このことが生物にどのような影響を与えるのか、研究の途上で具体的なことはよくわかっていないようですが、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっているところです。

プラスチックごみの発生を防止していくためには、ごみを減らすリデュース、使い続けるリユース、再利用するリサイクルの3Rの取り組みが不可欠と考えております。

使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らしていくことが重要であり、買い物の際にマイバック持参によるレジ袋削減や文房具、台所用品などの詰めかえ製品の使用など、市民の皆様にごみの発生抑制や周知、啓発に引き続き取り組んでまいります。

また、本市では生活環境保全事業による不法投棄防止パトロール、海岸漂着物地域対策推進事業を活用した海洋ごみの回収、処理や発生抑制対策事業を実施しており、今後も積極的に推進してまいります。

これまでも、市民ボランティアによる清掃活動なども行われており、今後とも御協力をお願いしていきたいと考えております。引き続き、枕崎市衛生自治団体連合会と連携をしながら、ごみ分別のマナー向上に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

○2番眞茅弘美議員 さまざまな理解や認識がされているようで安心しました。

それでは、本市でも資源ごみ回収が行われていますが、ペットボトルやトレイなどの廃プラのリサイクル量を過去3年分教えてください。

○日渡輝明市民生活課参事 ペットボトルと廃プラスチックについては、分別収集されたものを

内鍋清掃センターで仕分けした後、再商品化可能なものを容器包装リサイクル協会の委託業者に引き渡しをしております。

ペットボトルについては、平成30年度6万1,660キログラム、平成29年度5万8,540キログラム、平成28年度5万7,330キログラムとなっており、引き渡しされた数量は増加傾向となっております。

廃プラスチックについては、平成30年度5万0,920キログラム、平成29年度5万0,910キログラム、平成28年度6万3,540キログラムで、ここ2年の引き渡し数量は同程度となっております。

○2番眞茅弘美議員 ペットボトルは現在、ふたとラベルを取り外して、その取り外したものは分別して出すようになっていきますよね。この方法が始まった時期を教えてください。そして、このふたとラベルの取り外しという取り組みは守られていますか。

○日渡輝明市民生活課参事 現在、ペットボトル等の資源ごみを出す場合は、ラベルを剥がしていただき、剥がしたラベルはプラマーク表示されたその他のプラスチック容器、包装紙と一緒に資源ごみとして分別をお願いしております。

容器包装リサイクル協会によるペットボトルの引き取り品質ガイドラインの変更により、平成30年4月1日より現在の分別方法へ変更を行いました。移行期間を1年設けたこともあり、市民の協力のもと、市内全域でスムーズに分別が行われております。

○2番眞茅弘美議員 次に、海にごみを流れ込ませないために何か対策をされているかお聞きしたいのですが、先ほど冒頭で出ました海の日美化活動で集まったごみの量を教えてください。

○鮫島寿文水産商工課長 水産商工課の関係で申し上げますと、海の日に枕崎港国際化対策推進協議会主催により、海の日環境美化活動を実施しています。

ことし7月15日に実施したこの活動では、枕崎港や白沢津港を初め、火之神から岩戸の海岸線を中心に清掃を行いました。プラスチックごみを含めたごみの収集量が2トントラック13台分、流木が10トンダンプ1台分、廃タイヤが軽トラック1台分を回収し、ごみの総量約5トンを内鍋清掃センターと枕崎リサイクルセンターで処理したところです。

一昨日、9月8日の日曜日に実施されました枕崎市観光協会主催の火之神公園の美化活動におきましても、海岸に打ち上げられましたごみの回収を行ったところです。そのときは2トントラック1台、軽トラック2台の漂着ごみの回収を行ったところです。

今後も、このような海の環境保全や環境美化を推進していくための活動を継続して取り組んでまいりたいと考えているところです。

○2番眞茅弘美議員 わかりやすい御回答ありがとうございます。

海の日のごみ清掃や火之神公園のごみ清掃に私も参加しておりますが、先日、シルバー人材センターの方から11月中旬から12月にかけて海岸線の清掃を行うと聞きました。

枕崎の海岸線は、16キロメートルありますが、人が入れない海岸もたくさんございます。シルバー人材センターの方々も、とにかく海岸線をずっと清掃していかれるそうです。ごみの量を聞きますと、かなりの量だそうです。特に、板敷の海岸が多く、ハンゲル文字と思わしいペットボトルもたくさん流れてきているそうです。

ということは、不法投棄もあると思いますが、放流物もかなりあるということですね。海は、世界中とつながっており、これはどうすることもできません。この流れてきた放流物は、人の手で拾うしかないと考えますが、川や海の清掃活動は、年に何回程度行われていますか。

○日渡輝明市民生活課参事 鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会では、海岸漂着物対策の一環として、6月1日から8月31日を海岸等清掃活動の重点実施期間と定め、その間に実施される活動を「かごしまクリーンアップキャンペーン～きれいな海をかごしまから～」と位置づけ、各地域で海岸及び河川において活動が実施されております。

本市においては、枕崎市環境保全促進事業により環境保全活動が推進されております。昨年度

は、森林、河川、海岸等の生物の調査保護活動分野で2団体が活動を行い、環境美化事業の分野において、河川、海岸等の清掃活動を4団体が実施しております。そのほか、ウミガメが上陸する海岸の清掃活動なども行われております。

海岸漂着物地域対策推進事業も実施しており、平成30年度においては、海洋ごみの回収、処理事業を行っており、流木など約18.2トン回収、処理を行っております。

また、発生抑制対策として台場公園へ啓発看板2基を設置したところでございます。

○2番眞茅弘美議員 今、ウミガメっていう話が出たんですけども、東白沢のほうにもウミガメが産卵時期に来ていたそうなんですけども、保全活動をされていた方の話によりますと、2年ぐらい前までは来てたんですけども、現在はもうウミガメも産卵に来なくなったっていう話を聞いております。

次に、不法投棄の防止対策は何をされていますか。

○日渡輝明市民生活課参事 本市の実施している事業として、年間を通して生活環境保全事業による不法投棄防止パトロールの実施に取り組んでおります。

また、枕崎市民の環境を守る条例、枕崎市の河川をきれいにする条例に基づき、自然保護監視員、河川浄化推進員を各校区より1名お願いし、良好な環境及び河川浄化の推進について連携を図りながら取り組みを進めております。

不法投棄などの事案が判明した場合など、直接指導を行っており、今後とも不法投棄撲滅に向けた取り組みを進めながら、市民の皆様にごみの発生抑制やごみ出しルールの周知、啓発に取り組んでまいります。

○2番眞茅弘美議員 さまざまな美化活動や河川の清掃が行われているんですね。これからも続けてもらいたい気持ちと、やはり限られた方ではなく、みんなで海を守りきれいにするという気持ちも持ってみたいです。清掃活動が行われないと、結局、これだけのごみが大海原へ流れ込んでしまい海洋汚染となるのです。

これまで同様、河川の清掃に参加して下さっている住民の方々に協力をもらい、また、この取り組みの輪が広がるといいなと希望します。

最後に、令和に入り6月15日、G20が大阪で開かれ、ここで日本もレジ袋有料化が2020年4月1日より実施と表明されました。

これは、コンビニやスーパーのレジ袋有料化を来年4月からスタートする見通しで決定はされていませんが、これまで無料だと遠慮なくもっていた人も、有料になるとレジ袋の利用量を減らしたり、マイバッグを持つことになると考えます。

レジ袋の有料化は、プラスチックごみの削減化にもつながりますので、ぜひ本市でも進めていただきたいと強く希望しますが、ごみのリサイクル分別やマイバッグについて、市民への啓発活動など何か対策をとられていますか、お聞かせください。

○日渡輝明市民生活課参事 レジ袋の有料義務化は、プラスチックごみの流出による海洋汚染防止などが目的で、政府が5月末にまとめた資源循環戦略に明記されており、来年4月にも一律に実施する方向で検討が進められております。

レジ袋の削減を含むごみの減量化については、重要な課題であり積極的に取り組んでいかなければなりません。本年度を枕エコ元年として、毎月広報紙を通して御家庭で無理なく取り組める活動を紹介し、ごみ減量化への気運が高まるよう努めております。

また、買い物の際にマイバッグを利用していただくための施策として、エコバッグ1,000枚を作成、配布し、利用促進を図るための準備を進めております。取り組みを進めるに当たり、枕エコサポーターを募集し、いろいろなアイデアをいただきながら、連携した取り組みができるよう体制づくりを進めているところでございます。

施策が継続し成果につながる体制を整えながら、市民、事業者、行政が連携し、取り組んでま

いりたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 今、エコバッグを1,000枚配布するという話でしたけども、とてもすばらしい取り組みだと思います。

現在、自然に戻るバイオプラスチックですね、これが研究、開発されつつありますが、これを待っていてもプラスチックごみはふえるばかりでございます。海洋汚染問題は、本当に世界中で問題になっています。

世界から見ると枕崎は小さいまちですけど、一人一人の心がけ、そして意識改革が大事だと思います。まずは地方からだと考えます。

私が、本日、すごいな、できるんだなと思ったことが、ペットボトルのラベル外しとキャップの取り外しです。これがほぼきちんとされているのでしたら、本市の皆さんの意識改革は早いかもしれません。

とはいえ、私も心がけてはいても、まだまだマイバッグを忘れることがあります。習慣化することはなかなかです。スーパーなどへの周知方法を図るなど、市民への啓発活動をよろしく願います。

次の質問に移ります。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が平成27年8月28日に国会で成立し、平成28年4月1日から施行されています。

鹿児島県では、平成28年10月、初の女性副知事が誕生し、後任もまた女性副知事が任命され活躍されています。6月、鹿児島県男女共同参画社会基本法制定から20年を迎えるということでシンポジウムがあり、私はこれに参加してまいりました。

このシンポジウムで、三反園知事が挨拶されまして、鹿児島県は副知事を初め、弁護士会会長、青年会議所の理事長、鹿児島県農業経営者協会の代表を女性が務められ活躍されているという話でした。

枕崎では、女性としては九州初であります枕崎商工会議所の中村みほり専務理事が登用され活躍されております。本市として、女性の活躍をどう推進してまいりますか、お尋ねします。

○堂原耕一企画調整課参事 ただいま議員からも御紹介のありました女性活躍推進法におきましては、女性の職業生活に関する機会の提供と、職業生活と家庭生活との両立のため、女性の職業生活における活躍の推進に対しまして、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るために必要な啓発活動を行うよう努めることなどとともに、事業主に対しましては、女性職員の採用割合や管理職に占める割合について定めた事業主行動計画の策定を求めています。

この事業主行動計画につきましては、国及び地方公共団体（特定事業主）と、101人以上を雇用する民間事業主（一般事業主）に策定が義務づけられております。

本市といたしましては、事業主の立場といたしまして、平成28年4月に策定した枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画において、女性の採用比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、女性管理職比率等の現状の把握と分析を踏まえて、改善すべき課題と考えられるものから優先的に数値目標を設定し、目標達成に向けて取り組みを進めております。

また、市民の皆様に対しましては、男女の均等な機会と待遇を確保する就労環境の整備や育児休業制度の推進などについて、情報提供や啓発活動を行うなど働き方や意識の改革を行い、男女ともに働きやすい職場を目指すとともに、男性の家庭生活への参画を促進していくなど女性活躍の機運醸成に努めてまいります。

○2番眞茅弘美議員 男女共同参画社会基本法が公布、施行されてちょうど20年になります。

そして、枕崎は平成14年3月に枕崎市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の推進に取り組んできたと思えます。

女性が活躍するためには、家事や育児など男性の協力が必須です。また、地域社会における昔ながらの制度や慣習にとらわれることなく、社会全体が変わらなければ不可能に近いと考えます。

が、女性自身の意識改革とともに、それらをどのように進めようと考えますか。取り組み、効果、成果を教えてください。

○堂原耕一企画調整課参事 本市では、全ての人々が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会である男女共同参画社会を目指し、平成24年度から令和3年度の10年間の計画期間とする第2次枕崎市男女共同参画推進プランを策定し、さまざまな取り組みを実施しております。

これまで、男女共同参画フォーラムや男女共同参画研修会等の取り組みを行い、職員や住民の皆様に向けた周知、啓発に努めており、参加者の男女共同参画に対する理解は深まったものと考えています。

今後も、仕事と家庭生活の両立支援や男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進するために、引き続き研修会を実施するとともに、ホームページや広報紙で男女共同参画に関する記事を掲載するなど、さらなる周知、意識啓発に努めていく所存であります。

また、女性就労者の環境改善や雇用の拡大を目的として従業員の更衣室、休憩所、トイレなどの整備を行う市内事業者に対しまして、補助を行う制度を平成29年度から開始しているところでございます。

これらの男女共同参画推進プランに掲げた重点課題に関する実施事業につきましては、毎年度、各担当課で評価を行いまして、その状況を男女共同参画推進懇話会に報告し、御意見をいただき翌年度からの施策につなげているものでございます。

また、議員がおっしゃいました女性及び社会の意識の持ち方につきましてはですが、女性の職業生活における活躍を推進するためには、働くことを希望する女性はその希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくことが必要であると私どもも考えております。

また、急激な少子高齢化や人口減少の進展による労働力不足が懸念される一方で、住民のニーズの多様化が進んでいる中、人材の多様性の確保という意味でも、女性の活躍の推進は一層重要になってきていると考えております。

しかし、結婚、妊娠、出産、育児などを理由として離職する女性が依然として多く、管理的職業従事者に占める女性の割合も低いなど、働く場面において女性の力が十分に発揮されていないというのが現状であります。

その要因といたしましては、職場や家庭や地域において、先ほど議員もおっしゃられました社会通念や慣習などによる男女格差が根強く存在し、そのような環境も原因となって女性自身の仕事に対する意識、意欲が高く保てない場合も生じていることなどが考えられます。

本市といたしましては、働きたいと希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性などが、その希望が実現できるよう、また男性、女性という性別にかかわらず、一人一人が持つそれぞれの個性や能力を生かしながら、やりがいや充実感を持って働き、自分の仕事に自信を持って責任を果たすことができる社会の実現を推進してまいりたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 社会全体の理解がやっぱり求められていくと思います。枕崎市特定事業主行動計画の目標でございます課長相当職の割合を平成32年度までに10%に持っていくとございますが、今の時点での進捗状況を教えてください。また、市役所職員の男女の比率も教えてください。

○本田親行総務課長 ただいま企画調整課参事のほうからございましたが、本市におきましては、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、関係課の課長等を委員とする特定事業主行動計画策定推進委員会を設置いたしまして、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間の計画期間とする枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、現在取り組んでおります。

この計画において、管理的地位における職員に占める女性職員の割合の数値目標につきましては、ただいま議員からありましたとおり、10%と設定しております。

数値目標の設定に当たりましては、行動計画策定時点において県内19市の中で最も女性登用率の高い市や、鹿児島県における女性登用率の状況、全国の市町村全体の女性登用率の状況、また総務省の労働力調査における管理的職業従事者に占める女性割合なども踏まえて設定したところであります。

なお、行動計画における数値目標の進捗状況についてのお尋ねですが、本市の女性管理職の在職状況を申しますと、行動計画策定の前年度の平成27年4月1日現在においては、管理職の全員が男性職員でありました。

本年4月1日現在におきましては、3名の女性管理職が在職しており、その管理職全体に占める割合も8.8%となってきております。

行動計画における数値目標を達成し維持していくためには、企画立案や庁内、庁外との調整、折衝などが必要とされる業務など、多様なポストへの配置や研修などを通じて将来の管理職候補者となるべき女性職員の人材育成を図りつつ、今後とも男女の区別なく、意欲と能力のある職員を管理職登用していくことが必要となります。

また、同時に職業生活と家庭生活の両立がしやすい職場環境の整備を進めていくことも不可欠となりますが、計画期間内において行動計画における数値目標の達成が図られますよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。

もう一点、女性職員の職員全体に占める割合のお尋ねでございますが、本年4月1日現在における企業会計を含めた市全体の職員数は317人でありまして、そのうち女性職員は101人が在職しております。

その占める割合は31.1%となっておりますが、ここ数年、3割程度の割合で推移しているところであります。

○2番眞茅弘美議員 女性管理職につきましては、なかなか課題もございまして、女性本人が望まないという現状もございます。

例えば、本人が自分には力量がないという思い込みや周囲のやっかみ、そして家事、育児、介護の負担が重い。男性側に協力要請をしづらい、してもらえない、また、してもらえないという思い込みなどがございます。

男女では経験が違うため、どうしても偏ってしまうのではないのでしょうか。意思決定の場に女性をふやしてほしいと希望します。

国も安倍政権は、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を掲げておりますが、達成しておりません。市議員も本年度新人女性議員が私を含め2人加わり3名となりましたが、3割に満たないのが現状です。これもまた課題の一つでございます。

環境づくりや体制づくりをしっかりと、市民一人一人がお互いを尊重し理解しながら、さまざまな場面でともに助け合って進んでいくことが求められています。

最後に、枕崎の男女共同参画推進条例を策定する予定はございませんか。

○堂原耕一企画調整課参事 男女共同参画社会基本法第9条におきましては、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた政策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされております。

国に準じて男女共同参画に向けた取り組みを積極的に進めていくことが求められておりますが、これは都道府県及び市町村に対し男女共同参画社会基本条例の制定までを義務づけているものではないと考えます。

県内の男女共同参画推進条例の制定状況は、平成31年4月1日現在で9市4町が制定済みとなっております。

本市といたしましては、今後とも女性の活躍を推進し、男女共同参画社会の実現を目指すために、第2次枕崎市男女共同参画推進プランに沿って、研修会や職員、市民に対する啓発活動など、さまざまな取り組みを実施してまいります。男女共同参画推進条例の制定に関しましても、他市の状況に注視し、研究を進めてまいりたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 今言われたとおり、男女共同参画推進条例は、市町村においては努力義務となっております。県内では3割、13の市町村がこの条例を制定しています。

しかしながら、法的根拠があれば歩みを加速できます。枕崎もぜひ検討をよろしく願います。

以上、質問を終わります。

○中原重信議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時24分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○6番城森史明議員 9月議会の7番目の質問者になります。よろしくお願いいたします。

通告に従って一般質問を行います。

金山小学校が廃校となって以来、5年間に経過しました。廃校という呼び名は間違いではないものの、非常にマイナスイメージの言葉ではないでしょうか。

平成20年度から29年度の10年間、鹿児島県では145の小中学校が廃校となりました。145の中で114の廃校が何らかの施設に生まれ変わっています。

主なものは、社会体育施設が35、企業等の施設が25、福祉・医療施設等が13、社会教育施設が11、体験交流施設等が5であります。

近年、廃校の利活用事例が非常にクローズアップされております。地域の特徴を生かしながら、地域の人々の熱意により廃校が魅力ある地域の学校や施設として再び生まれ変わり、地域活性化の核として脚光を浴びているのです。

例えば、川辺の長谷小学校は、かわなべ森の学校として、宿泊施設を備えた多目的施設として生まれ変わっております。曾於市財部北中学校は、たからべ森の学校として、宿泊施設を備えた農業教育施設として生まれ変わっております。南さつま市の津貫小学校は、地元のかんきつを加工する6次産業を営む地元の企業の工場として生まれ変わっております。

本市の義務教育の方針は、小中一貫教育を最大限に生かす方向で進められております。そのために、近い将来、廃校が発生する可能性は少ないものと思われまます。

金山小学校は、本市のただ一つの廃校になる可能性があり、貴重な財産、資産であり、地域の活性化のためにも利活用は必要不可欠なものであると考えます。

まず、金山小学校の廃校から現在までどのような利活用がなされてきたのか、まずお尋ねいたします。

[前田祝成市長登壇]

○前田祝成市長 ただいま御質問のありました金山小学校の利活用についてお話しさせていただきます。

議員からありましたように、非常に貴重な資産であるということは認識しております。

平成26年3月31日に廃校となりました旧金山小学校でございますが、その利活用策に関しま

して、これまで公共施設の在り方検討委員会において協議を行ってきたところでございます。

同委員会では、行政としての利用の可能性、そして職員から提出されたアイデア、企業、団体や市民の皆様からいただいた提案などについての検討を行っておりますが、その内容につきましては、担当課より説明させていただきます。

○堂原耕一企画調整課参事 私のほうからは、公共施設の在り方検討委員会での検討の経緯について説明をさせていただきます。

公共施設の在り方検討委員会における旧金山小学校の利活用策についての検討内容については、まず、廃校直後の検討初期段階における行政での利用に関する検討におきましては、旧金山小学校の立地的な課題や、活用に当たって改修経費が必要となることにより、費用対効果に関する課題などの理由で当面行わないことと整理しております。

また、その後、幅広い対象からアイデアや利活用の提案を集めるため、文部科学省が行っている「みんなの廃校プロジェクト」に登録し公募を行ったほか、職員へのアイデア募集や市民、団体に向けた利活用に関する提案を募集しております。

この募集の結果、複数の団体から提案がございましたが、その活用が地域の活性化に資するものであるという基本的な視点に基づき協議を行ってまいりましたが、それらの団体との協議が整わず、その後は地元の住民の方々やNPO法人等による不定期な利用はあるものの、具体的な利活用の方向性については、現在においても定まっていない現状でございます。

○山口美津哉教委総務課長 私のほうからは、現在までの利用状況について説明をいたします。

旧金山小学校につきましては、廃校後、地域のバレーボールやフットサルクラブ等に屋内運動場が利用されていた時期もありましたが、現在は、その後の利用はございません。

グラウンドにつきましては、現在も金山、田布川地域の住民の方々にグラウンドゴルフ練習場として利用されているほか、枕崎市の消防団金山分団の定期訓練に利用されている状況です。

また、校舎及び屋内運動場等の利用について、平成29年度以降、市内事業者のドローン実技講習会やNPO団体等による地域や子供たちとの触れ合い活動に利用されておまして、平成29年度は講習会3件、イベント開催3件、平成30年度は講習会11件、イベント開催4件、そして本年度は8月末現在で、講習会2件、イベント開催2件という利用状況になっております。

○6番城森史明議員 まずは、その金山小学校跡地ですよね。その固定資産の評価額はどのようになっていますか。

○山口美津哉教委総務課長 旧金山小学校の建物及び土地は市有地で非課税となっておりますので、税務課の固定資産税係のほうでは評価の必要がないために評価は行っていません。

ただ、土地につきましては、近傍地の評価額をもとに評価を出すとした場合、学校用地の固定資産税賦課に係る評価額としては600万円程度になるようです。ただし、これは実際の売買に伴う実勢価格ではないということで聞いております。

一方、建物のほうにつきましては、実際に家屋調査等を行う必要がないために、評価は行っていないということで聞いております。

○6番城森史明議員 今までの評価を聞きますと、いろんな民間業者の公募も行ったと、市としても利活用について庁内で検討したってということですが、その市の施設としては、要は、費用対効果が計算できないということで中断しているということですが、ほとんど学校の活用といった民間業者との連携が非常に多いわけですよ。

それで、この公募の仕方をホームページだけということでしたけど、ほかの手段で何かやったんですか、民間業者への公募は。

○堂原耕一企画調整課参事 先ほども御説明申し上げましたとおり、全国的な公募という形で、文部科学省が行っているみんなの廃校プロジェクトへの掲載を行っております。

それと、市民の方々、事業者の方々、団体の方々に向けましては、利活用策について提案募集

という形で募集を行っております。

○6番城森史明議員　そういう意味では、今現在において、市の施設として活用するのか、民間業者に協力を依頼して活用策を考えていくのか、どちらの可能性が高いということで考えておられるんですか。

○堂原耕一企画調整課参事　今、御質問のありました民間企業に利活用策を委託するのか、それとも市の施設として利活用するのかという御質問についてですが、実は、ことしの2月に職員へのアイデア募集を再び行いまして、その中で行政としての活用策、民間企業に活用をお願いしたらいいじゃないかという策が2つ上がってまいりました。

ですので、今後の議論の方向性といったしましては、一回、行政としての利活用策については当面は行わないということで整理はしているところですけど、そちらのほうも可能性のほうは探りつつ、どちらかといえばやはり民間というか地元の方というか、何らかのその施設を管理していただく団体がいらっしゃれば、そちらのほうにお願いしたいという方向性で話は進めていくものと考えております。

○6番城森史明議員　いろんな形で市民に対しても、市内でも活用策を、アイデアをとっているということなんですが、一番そこで大事なものは、地域住民なんですよ。その地域住民が盛り上がりなければ、絶対それは持続的な成功はできないと思うんですよ。

そういう意味で、今まで地元金山校区との話し合いは何回行われて、どういう経緯になったのか質問いたします。

○山口美津哉教委総務課長　以前、教育委員会のほうで地域住民の方々の御意見を伺う機会がありましたけれども、それが平成26年5月になりますが、学校跡地利用についての意見交換会ということで、金山校区住民代表者の方々13名ほどと行っております。

そのときの御意見というか、大方の要望としましては、出てきましたのが、グラウンドと体育館は校区住民のバレーボールやグラウンドゴルフ、その他の行事に活用したいということ、それから校舎については福祉施設を初めとした企業誘致などを積極的に進めてもらいたいといった内容であったようです。

そのほかには、跡地での水道、トイレは今後も使えるように、それから施設を荒らさないように草刈りをお願いしたい、防犯対策についても注意を払ってもらいたい、悪臭、騒音等の出る施設については、賛同できないといったような意見がその当時は出たようであります。

○6番城森史明議員　その後の話し合いは行われてないんですか。

○堂原耕一企画調整課参事　過去の会議録等を確認いたしますと、協議を進めていく中で、NP〇法人とか任意団体とか企業とかに金山小学校の管理委託を共同でお願いしたいと考えて、その点について協議を行っていた時期がございますが、その協議の際に、地元の住民の方にも入っていただきまして、地元からもその共同管理をするに当たっての要望等も聞き取っております。

そのときの会議録で確認いたしますと、やはり、今も答弁がありましたとおり、地元もやはり継続して使用したいということが、まず第一に上がっておりまして、あと安全面ですとか環境面ですとかにも配慮していただきたいという要望が上がっているところでございます。

○6番城森史明議員　そういうことで地元の人も来たんですが、やはり継続的にですよ、例えばそういう活性化協議会を立ち上げて、5年前と、5年間で時代も変わっていくわけですから、やはり継続的に、そういう話し合いを設けることが必要じゃないのかなと思うんですが、今後、地元の人たちとの協議っていうのは非常に大事なことだと思うので、お願いをしたいと思います。

それと、もう一つは、いろんな意味で外部からの知恵を借りるっていうのはあるんですが、本市にも地域おこし協力隊がですね、3人おられるわけですよ。

そういう意味で、あと枕崎高校、水産高校もありますので、そういう人たちの知恵を借りて、金山小学校の活用策を考えていくということに関してどのように考えておられますか。

○前田祝成市長 今、議員からございましたように、やはり本当に大切な資産でありますし、活用できる可能性を多く秘めている施設だというふうに認識しております。

議員からありました継続的な話し合いということは非常に大事であろうかというふうに思っております。そして、やはり民間の力を借りるということも大切であるというふうに思います。

来年から開始いたします地域創生総合戦略の中でですね、そこも重要な課題の一つというふうに私自身も認識しております。活用方法をもっと広く、そして積極的に進めていきたい。そして、実際に活用できることを実現したいというふうに思っておりますので、その点につきましては、私としましては積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○6番城森史明議員 今までの話し合いでは、いろんな意見が地元で使う施設、それと民間と協力しながらある程度の民間企業に来てもらうというそういう話が大体、その方向ってというのがあるんじゃないかと思いますが、その中で他の自治体では、さっき言った農業の教育施設とかですね、かわなべ森の学校みたいに宿泊施設を整備して、多目的イベントと言うんですか、いろんなことに使われるようにしているということ、それと、介護施設、これから2022年に団塊の世代が75歳を迎えるわけですね。

その介護施設の需要、以前、介護施設を桜山に応募したところ、応募は全くなかったという事例も聞いているので、そういうことを市内の医療業者に呼びかける、そういうことはできないのかってという呼びかけ、その後は産業施設ですよ。

金山ですから農業が盛ん、林業が盛ん、そういう意味で、そのようなものの振興場所としてできないのかというような形で、本市の状況においていろんな活用策があると思うんですが、それぞれについてどういう施設が適しているかっていうのを具体的に検討はされているんでしょうか。

○堂原耕一企画調整課参事 その具体的な施設の利活用策については、先ほども答弁いたしましたとおり、まだ方向性は見えていないところではございますが、議員のおっしゃいました介護施設ですとか、あと産業に関する施設についても、例えば市内の協議の中では、利活用の方向性としては案としては上がっているところでございます。

その旧金山小学校を地域活性化に資するために、今後どのように活用していくかにつきましては、その方向性ととも、それによりどの程度のコストが生じるのか、また運営責任を誰が持つのかなどのポイントについて、総合的に議論をしていかなければいけないと考えております。

さらに、その議論の際には、少子高齢化により過疎化が進む中で、その利活用策が地域活性化に対し有効かつ必要であるのかどうかという長期的な視点も重要になってくるかと考えます。

少子化は全国的な傾向であり、先ほども議員もおっしゃられておりましたが、廃校施設は年々ふえている状況でございます。

これらの全国の廃校の活用事例については、オフィス、福祉施設、文化施設、体験学習施設、教育施設など多岐にわたっておりますが、旧金山小学校の利活用策の今後の検討に当たりましては、これらの全国の活用事例を参考にしつつ、先ほども述べましたポイントを押さえながら議論を行い、できるだけ早期に方向性を決定したいと考えているところでございます。

○6番城森史明議員 先ほどから、費用のほうが非常に出ておりますが、ほかの自治体の事例を見ますと、改修費に約1億円前後かかるんですよ。その中で、国の補助制度というのをみんな活用してやってるんですが、そこら辺の補助制度っていうのはどういうものがあるんですか。

その辺の補助制度を活用すれば、費用についてもそんなに負担を持たずにできるんじゃないんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 利活用にあたって、施設の改修等が必要となった際の補助制度につきましては、大変申しわけございません、手元に資料等もなく具体的なところは申し上げられませんが、議員がおっしゃられたとおり、そういう活用策の方向性が見えた場合には、そういった活用できる補助制度があれば、積極的な活用については研究していきたいと考えております。

○東中川徹企画調整課長 今、ありました支援といいますか、補助という形での支援については、例えばその土地の貸し付けをする場合に、一定期間無償で貸し付けるとか、その後買い取りしてもらうとか、そういうものもございます。

それと、先ほど議員のほうから、いろいろ高校、大学等の外部から知恵を借りる必要はないかということで、若干答弁をつけ加えさせていただきますと、今後の利活用の検討に当たっては、外部の方の意見も含めたあらゆる角度から検討する必要があると考えております。

そのような中にありまして、本市としては鹿児島大学が地域社会の発展と活性化に貢献することを目的として設置しております、産学・地域共創センター、これに対しまして、旧金山小学校の利活用策の検討の協力をいただけないかということをお願いして、議員からありましたようないろんな活用策を含めて検討していただくことをお願いしようという考えではあります。

○6番城森史明議員 そういう意味で、金山校区だけの問題じゃなくて、やはり枕崎市全体の非常に大きな課題じゃないかと思うんで、その辺の活用策がいろんな形で図られることによって、地元の活性化ができるようお願いをしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

ごみの減量についてであります。平成28年度における本市のごみ収集量は約9,000トンで、これ市民1人当たりのごみの量、収集量ですから、ごみの量です、県下39市町の中で最も多いんです。

枕崎市は、1人当たり407キログラム、軽トラ1台ですね、毎年、年間これぐらいの市民1人当たりのごみの量があります。このことに対してどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○日渡輝明市民生活課参事 御質問のとおり、本市の1人当たりのごみ総排出量は、県内の中でも高い数値となっております。

原因としては、ごみ焼却施設の立地的な条件やごみの収集回数が他市と比べて多いことや、持ち込みごみの搬入料金が無料であることが推定されます。ごみの減量化は重要な課題であり、取り組みを進めていかなければなりません。

持続可能な社会を実現するための仕組みづくりを構築していく中で、市民の環境に対する意識の醸成を図りながら、環境問題を正しく認識していただき、ごみの減量化に向け数値目標を設定し、目標達成のため、市民、事業者、行政が一体となって取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○6番城森史明議員 年間の市民1人当たりのごみの量ですが、日置市が207キロになります。そして、リサイクルのまち大崎町は57キログラムですね。大変な違いがあるわけです。

そういう意味で、このごみの量というのは枕崎市にとっても不名誉なものであるし、ぜひ減量をさせないけないと思っております。

2番目に、地球環境の観点からもごみの減量化は必要と思います。

ごみの収集量がふえることの具体的なデメリットというのはどういうものがあるんですか。

○日渡輝明市民生活課参事 本市がごみ処理に要する経費は、ごみステーションから内鍋清掃センターへの収集運搬経費や焼却、最終処分場への焼却灰処理など、多額の経費負担が伴うこととなります。

平成30年度に、ごみ処理に要した経費は1億5,025万6,000円で、ごみの処理量がふえることにより、その処理に係る経費は市民の負担につながっていきます。

また、地球温暖化の原因は、焼却などによって排出される二酸化炭素と考えられており、ごみの減量化を図ることで処理経費削減や環境配慮につながっていきますので、今後ともごみの減量化に向けた積極的な取り組みを進めてまいります。

○6番城森史明議員 私もびっくりしましたが、ごみの増大は市の経費に非常につながっている

わけですね、1億5,000万ぐらいかかるということですが、これを減らしていけば、この経費もどんどん減っていくわけです。ということは、財政の改善にもつながるということでもあります。

次にですね、ごみ問題に対するほかの自治体の先進事例についてどのように把握していますか。

○日渡輝明市民生活課参事 県内の自治体の先進事例として把握している大崎町と日置市の生ごみの堆肥化について申し上げます。

大崎町は、人口1万3,000人の町ですが、ごみのリサイクル率が平成18年から28年度において12年連続全国1位であり、リサイクル率は全国約20%に対して、大崎町のリサイクル率は平成29年度において82%となっており、リサイクルの町として知られております。

生ごみについては、平成13年度より町内全世帯及び全事業所を対象として、生ごみの分別収集を始めております。

当初は市街地から始まり、現在では町内全域で生ごみのバケツによる回収を実施しており、集められた生ごみは、道路伐採などから出る草木などの剪定くずと混ぜて、約4カ月間半かけて完全完熟の堆肥をつくり、一般家庭向けに販売しております。

また、日置市においても、生ごみの分別収集に取り組んでおります。

家庭用の生ごみを市内のごみステーションの生ごみ専用たるに入れ、週2回収集車が回収します。これを生ごみホッパーに入れ、破砕機で破砕し、竹チップと酵素をまぜ、発酵、熟成させて堆肥とします。

この堆肥は、協力している自治会に無料で還元され、日置市の約半分がこの事業に取り組んでおります。

また、これらの先進事例は、ごみの減量化に対し有効な取り組みであると認識しております。

○6番城森史明議員 次にですね、ごみ問題で非常に重要なことは、ごみを発生させないことが一番大事であると思いますが、ごみの減量化についてどのように取り組んでおられますか。

○日渡輝明市民生活課参事 ごみの減量化、資源化を進める上で、ごみを減らすリデュース、使い続けるリユース、再利用するリサイクルの3Rの取り組みが不可欠であると考えております。

買い物の際に、マイバック持参によるレジ袋削減や文房具、台所用品などの詰めかえ製品の使用、生ごみの水切りや食材の食べきり、使いきりについて、市民の皆様にごみの発生抑制や周知、啓発に取り組んでおります。

先ほどの答弁と重複いたしますが、ごみの減量化は重要な課題であり、目標達成に向けて継続して取り組んでいく必要があります。市民一人一人が環境問題を正しく認識し取り組んでいくことで、大きな成果につながっていきます。

本市においても、ごみの減量化に向け数値目標を設定し、目標達成のため市民、事業者、行政が一体となり取り組みを進めてまいります。

○6番城森史明議員 私も一般質問をする中で、自分の家のごみをちょっと見直してみたらですね、非常にごみの減量に対する無知さがあったわけです。

例えば、今まで新聞のチラシは全部ごみで捨ててたわけです。よく見たら、南日本新聞がチラシも回収するよということがわかったので、今後そうしますが、そういう意味でほんと、先ほど眞茅議員の一般質問でも出てきましたが、やはりそういうごみに対する認識がですね、やはり非常にまだまだ枕崎市全体としても足りないと思いますので、その辺をいかに進めるかだと思うんですが、やはり3Rの中でリデュースするのが非常に大事だと思うんですね、ごみをいかにもとを断っていくかっていうことですね。

ですから、そういうためにも分別、資源ごみに回すか、それともう一つは、大崎町で問題になったような、生ごみをいかに堆肥化していくのか、この2点が一番大事じゃないかと思うんですが、現在の資源ごみとしての収集量の変化はどのようになっていますか。

○日渡輝明市民生活課参事 資源ごみの収集量についての御質問でございますが、平成30年度

58万4,710キログラム、平成29年度61万6,680キログラム、平成28年度60万6,380キログラムが搬入された量でございます。

○6番城森史明議員 例えば、ここにデータがありますが、平成21年ごろは資源ごみ量としては700トンぐらいあるんですが、これが最近では585トンぐらいに減少してるんですね。

だから、これはもうごみの量自体が少なくなったのか、それとも資源ごみへの分別ができてないのか、その辺のところは現状どうなんですか。

○日渡輝明市民生活課参事 市民生活課のほうで把握している状況としては、資源ごみとして回収されている量が少なくなってきたというふうに判断しております。

○6番城森史明議員 そういう意味では、先ほどペットボトルの分別の例もあったように、その辺をいかに家庭内で徹底していくか、それと鹿児島市の取り組みでですね、家庭ごみを1日100グラム減量する運動、鹿児島市はそれをやってるんですが、さっき数値目標を立ててやるということでしたが、この辺の鹿児島市の取り組みは把握しているんですか。

それをもとに、どのようなその数値化の取り組みを今後行っていくんでしょうか。

○日渡輝明市民生活課参事 鹿児島市のごみの減量化の取り組みについては、1日1人当たり100グラム減量の取り組みを進めているようでございます。

本市においても、目標を設定して取り組んでいくことは重要な課題だということで認識しております。現在のごみの現状を分析しながら、実効性のある目標設定のほうを定めていきたいと考えております。

現在、庁内で組織する環境保全対策検討会で、ごみの仕組みづくりについての話し合いも進めております。こういった庁内のほうで議論を深めながら、また方向性を示していきたいと考えております。

○6番城森史明議員 次に、コンビニ等の業者からの食品ロス、飲食店も同じですね。

この辺の状況は、いわゆる生ごみになると思うんですが、この辺はどういうふうに把握されているんですか。

○日渡輝明市民生活課参事 事業所から出る生ごみの量については、市民生活課のほうでは特に数量等は把握しておりません。

3R推進月間として、10月が指定をされておりますし、5月31日に食品ロスの削減に関する推進法案が公布され、半年以内に施行される予定となっております。

この中で、10月が食品ロス削減月間ということで位置づけられておりますので、また、こういった月間を利用して、啓発をしていきたいと考えております。

○6番城森史明議員 先ほどの生ごみの問題があるんですが、佐賀県の伊万里市ですね、これは民間のNPO法人が生ごみを回収して、それを堆肥に変えているんです。

そういう意味で、日置市の例もありましたが、やはり生ごみの処理っていうのは、ごみを減量することについても非常に大事なことだと思うんですが、生ごみに対する堆肥化、この辺はどのように考えておりますか。

○日渡輝明市民生活課参事 先ほど答弁申し上げましたとおり、生ごみの減量化は重要な課題となっております。

生ごみの減量化対策としては、水切りをすること、乾燥させること、堆肥化することを市民の皆さんに広報紙等を通じてお知らせし、また枕崎市衛生自治団体連合会において、水切りネット、生ごみ処理機、堆肥化のためのコンポストをあっせんし、その費用の一部を補助しております。

お尋ねの民間との協力による生ごみの堆肥化については、現在取り組みはありませんが、佐賀県伊万里市や日置市、大崎町などの生ごみの堆肥化は、生ごみの減量化に対し有効な取り組みと認識しております。

ことし10月に、枕崎市衛生自治団体連合会において、先進地である日置市に生ごみの堆肥化

の取り組みについて視察研修を行うこととなっており、今後、情報収集等を行いながら研究してまいりたいと考えております。

○6番城森史明議員 生ごみの場合は、やはりその収集方法、その辺が非常に問題になるところではないでしょうか。

そういう意味で、いかに生ごみを一般家庭や業者から収集して、その後どこで堆肥をつくるのかということですが、農協が指定管理者となっている市の堆肥センター、ここの協力についてはどのように考えているんですか。

○原田博明農政課長 枕崎市クリーン堆肥センターは、国、県等の補助事業を活用し、家畜排せつ物の適正な管理及び地域資源のリサイクルシステムを構築することによって、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資することを目的に実施した事業でございます。

このため、生ごみ処理をするということになりますと、この事業目的に合わない使用となります。このため、補助を行った国、実施主体の鹿児島県地域振興公社との協議が必要になりますし、施設管理については、JA南さつまと指定管理者協定を締結していますので、JA南さつまとの協議も必要となります。

また、クリーン堆肥センターにつきましては、枕崎市の畜産農家が利用していることもありますので、さまざまな課題があると考えています。

○6番城森史明議員 生ごみを処理するためだけにですね、その施設をつくれるかどうかというのは、それが採算が合うかっていう問題もあって非常に難しいと思いますが、市のクリーン堆肥センターなんですから、今、牛糞と鶏、豚、その3種でつくってると思うんですが、生ごみをまぜるということもですね、大量にまざってくるわけじゃないので、そして、肥料としてもですよ、よりマイナスに働くことはないと思うんです、その辺のところはそういう縛りは、いろんな話してもらってですね、そのほうがすぐできるわけですよ。

市の堆肥センターを活用することによって、すぐ堆肥化が可能なわけですよ、生ごみだけ置いておいてそれを5%なのか10%なのかまぜていけばいいわけですから。

そういう意味で、その辺の非常に、言ったら、すごい障壁があるような感じなんで、その辺のところは、しかしクリアできない、クリアできる、要は生ごみが主体となるわけじゃなくて、あくまで牛、豚、鶏が主体となって、そこに入れるわけですから、その辺はやはり縛りが大きいんですか。

○原田博明農政課長 先ほど申しましたが、さまざまな課題があるという中にはですね、生ごみの含水率の問題もありまして、60%から65%の含水率で処理するということに施設のほうはなってるもんですから、その辺の問題とかですね、それから堆肥の質の問題、もう今、議員のほうから出ましたけれども、家畜排せつ物でつくる堆肥と、生ごみをやっぱりその中にまぜるということになる、やはり堆肥の質が若干、変わるというような問題もあるというふうに伺ってますので、先ほど言ったように、関係機関ともいろいろ協議しながらですね、その辺をちょっと研究していきたいと思っております。

○6番城森史明議員 含水率問題ですから、伊万里市なんかではいろんなおがくずとかそれをまぜて、実際に伊万里市ではつくってるわけですね、堆肥を。

ですから、全てその堆肥にまぜるんじゃないで、生ごみを主体にしたやつをベースにして、新しい品物をつくるという考え方でしたほうがいいんじゃないですか。

堆肥にまぜるんじゃないで、新しい肥料をつくるんだっていう考え方じゃないとなかなかそれできないと思います。

そういうことで、ごみ問題は非常にそういういろんな面で重要なことが、私も初めて今回勉強してわかりましたので、やはり枕崎市のごみの減量化に向けては頑張っていかなきゃいけないと思います。

次に、公共下水道の汚泥について、本市の公共下水道の汚泥においては、かつおぶし工場からの排水も含まれる。魚は、有機質成分なので汚泥の肥料として、多大な効果があるものと予測される。肥料としての効能や利活用について今までどのように検討してきたのでしょうか。

○松田誠水道課長 枕崎終末処理場から排出される下水道汚泥は、脱水工程の違いから高分子系と石灰系の2種類の汚泥に分かれることとなります。

平成30年度の汚泥成分では、汚泥量の9割を搬出する高分子系は窒素8.5%、リン酸4.2%、カリウム0.26%、石灰3.1%で、残り1割を搬出する石灰系は窒素4.5%、リン酸3.9%、カリウム0.1%、石灰23.5%です。

これを一般的な下水道汚泥と本市高分子系の汚泥を成分比較しますと、窒素で3.1倍、リン酸1.3倍、カリウム0.9倍となっています。

このように、本市の下水道汚泥は、葉や茎を大きくし、葉の色を強くする葉肥といわれる窒素が多く含まれております。原因としましては、水産加工場からの生物化学的酸素要求量BOD及び浮遊物質SSの値の高い排水を受け入れていることから、窒素成分及び有機質分が多くなっていると考えております。

現在は、下水道汚泥全量を肥料原料として中間処分場へ搬出してますが、畜ふんや残さいなど、ほかの原料との混合による肥料となっていますので、本市汚泥の特性を生かした独自の肥料は製造、利活用していません。

○6番城森史明議員 成分的にも窒素分が非常に多いわけですね。これは、窒素分ていうのは無機質と有機質があるわけですよ。無機質はアンモニアとか尿素が含まれますが、これは確かに葉やら、植物自体を元気にする効果があるんですが、このカツオについては、非常にアミノ酸が多く含まれるんですね、これは有機質であります。当然、葉や木を、植物を元気にしますが、一番、非常に重要なところは果実とかですね、野菜の味をよくする効果があるということでは言われているんですね。

ですから、そういう意味ではもう私は、この本市の公共下水道の汚泥については、非常にその有機質のアミノ酸系統の量が多いということで、植物やら果実なんかにとっては非常に有効な肥料だと思うんですよ。

ですから、これを肥料としてね、肥料化できてこれを実際、試験的に、試験もせんないかんわけですが、そういう意味では非常にすばらしい可能性を含んだ汚泥だと思うんですが、そういう効果はまだ試験はしてないんですよ。肥料としての効果はまだ実績はないんですよ。

○松田誠水道課長 ただいまの質問者からありましたように、アミノ酸の成分については大変よいものだというふうに認識しております。

水産加工場から排出される汚水には、魚の体表粘液や血中にも存在するレクチンと言われるたんぱく質の一種が含まれており、このたんぱく質は、動植物性であればアミノ酸を含んでいるということになります。

また、このアミノ酸は窒素を含む有機化合物であることから、本市下水道の窒素が多いことの一つの要因とも考えられます。

今、御指摘の成分試験についてですが、産業廃棄物を排出する事業場としましては、産業廃棄物を適正に処理するには、環境への有害物質の排出を管理することが必要であるため、溶出試験及び含有試験によって、公共用水域への有害物質の汚染を防ぐことを目的に成分試験をしており、肥料成分としての分析はしてないところでございます。

○6番城森史明議員 それと、もう一つ問題点があるのは、要は人ふんであるということですね、そういう意味で一般の人は非常に下水道の肥料に関しては、そういうイメージを、固定観念を持っているようですが、確かにそういう、だけど、はっきり言えば、人ふん、肥料は全て、牛やら生き物の排せつ物なので、その辺のやっぱり、その何ていうんですかね、人ふんに対する

市民の声っていうか、その辺はどういうようなのがあるんですか。

○松田誠水道課長 市民からの声というのはありませんけれども、中間処分場に出している関係で、中間処分場からの話によりますと、下水道汚泥は普通肥料へ分類されるため、肥料製造工場としては、肥料法で成分の表示が求められております。

下水道汚泥については、成分に変動があるため、下水道汚泥は余り使いたがらない工場があるというのが1点、あと、今、質問者が御指摘のように、水質の特定できない工場からの流入があることへの不安や人ふんが混入していることへの使用者への気遣いも見受けられるということで、中間処分場の方からは、そういうことで聞いております。

○6番城森史明議員 そういうことで、いろんな問題点はあるんですが、やはりその辺のところをもう非常にかつおぶしの汚泥のですね、有機質の分析もいろいろ加工組合の人に聞けば非常にカツオのものはそういうたんぱく質、アミノ酸を多く含んでることなので、そういうことによって、今後ですね、そういう汚泥の活用策、それプラス一般ごみの生ごみの堆肥化、汚泥の堆肥化、そういうことを何とか実現してもらって、そういう環境面での利用化に努めていってもらうことを要望して、私の質問を終わります。

○中原重信議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午後1時6分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○7番豊留榮子議員 昨日は、関東地方に上陸した台風15号です。千葉市で風速の57メートル、そして羽田空港で43メートルという今までになかった暴風となり、大きな被害をいまだにもたらしめています。

また、ことしは九州北部を中心に襲った大雨による被害が佐賀県などで続く中、9月1日に防災の日を迎えました。

この9月1日を防災の日と決めたのは、10万人以上が犠牲になった関東大震災が発生した1923年9月1日に合わせて1960年に決められたと言います。この日に制定された大きなきっかけとなったのが、前年の1959年に日本を襲い大きな被害を生んだ伊勢湾台風だったと言います。

この台風の被害は、死者・行方不明者5,098人に及んだ最大の特徴は、高潮による被害だったと言います。

9月26日紀伊半島に上陸した強い台風によって、強い低気圧が接近、上陸をして、短時間のうちに急激に水位が上昇し、海水が堤防を越えて一気に浸水する高潮の破壊力と恐ろしさをまざまざと示したと言います。

伊勢湾台風から60年となる節目のことし、悲劇を繰り返さないためにも情報の伝達や避難の仕組みの点検と見直し、そしてまちづくりのあり方など、知恵と力を集めていくことが今、求められています。

近ごろは、気候の変動で過去に経験のない様相を見せる災害もあり、多くの人が心配しているところです。もちろん、自分の命は自分で守ることが大事ですが、今までの枠にとどまらない備えも必要になってくるのではないのでしょうか。

本市も1945年、昭和20年です。9月17日に枕崎台風が上陸、死者・行方不明者が3,756人となり、室戸台風、伊勢湾台風と並んで昭和の3大台風の一つに数えられているところです。

終戦直後に受けた枕崎台風は、気象情報も少ない、防災体制も不十分であったことから、各地で大きな被害が発生しました。

この枕崎を去った台風は広島に上陸し、死者・行方不明者2,000人を超えるなど被害は甚大であり、何よりも爆撃の悲劇に追い打ちをかけました。

つい最近までは、台風といえば強風にあおられる枕崎の海岸や台風の銀座通りが映し出されると、県外から心配の電話が鳴り響くものでしたが、台風も現在は余り枕崎に近づかなくなっています。

東日本大震災を初め、各地の被災者に対する国や自治体からの支援を弱めることなく、また避難生活の中で命が失われる災害関連死につながらないように、きめ細かな支援体制をつくり上げていくべきです。

さらに、大雨や台風、そして地震、津波、火山の噴火などにたびたび見舞われる日本は、あらゆる災害に備えて市民の命と暮らしを守るために、政治の果たす役割が重要になってきているのではないのでしょうか。

それでは質問に入ります。

まず、用途地域制度についてですが、昨日の質問者による質疑や当局の答弁などを参考にさせていただきながら、私も質問してまいります。

まず、7月16日に行われた団体と市議会との意見交換会で、水産加工組合の方々との話し合いがされました。

さまざまな御意見や御要望が出されましたが、特に強調されたのが、この用途地域制度についてでした。それは、工場を広げようとしても用途地域制度によって拡張することはできないと言われましたが、まずこの用途地域制度とはどのような制度なのか、教えてください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 用途地域制度につきましては、住宅、工場、商業施設などが混在することによって生じる支障を抑制するため、またできるだけ相互に悪影響が出ないように、区域ごとに建物の用途を区分する制度、これが用途地域制度になります。

用途区分により、建築物の容積率、建ぺい率、高さなどを規制しており、これに沿って建物を建てるのが義務づけられております。

本市は、昭和49年に制定以来、過去2回にわたって見直しが行われ、現在は9種類の地域に指定されておるところでございます。

○7番豊留榮子議員 地域によっていろいろな基準があるんですけども、今、市長が言われました9種類の地域に分かれていると言うんですけども、それはどういったことなんですか。

○松崎信二建設課長 9種類の地域につきましては、1番目が第一種低層住居専用地域、2番目が第一種中高層住居専用地域、3番目に第一種住居地域、4番目に第二種住居地域、5番目に準住居地域、それから近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域の9種類になります。

○7番豊留榮子議員 そうすると、今、水産加工場などは市内の中に点在してますよね。そうすると、水産加工場があるところは、どこに区分されるんですか、その9種類の中の。

○松崎信二建設課長 今現在は、主に第一種住居地域に工場は多くあります。

○7番豊留榮子議員 この加工場っていうのは、昔から住居と同居しながら水産加工業をされてきたということで、枕崎の風物の一つになってますよね、住居地の中にそうした加工場がたくさんあるということで。

最近では、今まで余り目立たなかった工場も、今、すごく手を入れてきれいに様相も変わってますよね、看板も出てきたりとか。この水産加工場は、何ていう名前なのか全然わからなかったところも、今、名前を張り出したりとか、そういう工夫もされているところなんですけれども、この水産加工組合の方々が困っているこの用途地域の制度ですね、この変更はできないものなんですか。

○松崎信二建設課長 用途地域の変更の指定見直しに関する基本的な考え方といたしましては、

従来想定されていた市街地像において、主たる用途とされている建築物以外の建築物が、相当程度かつ広範囲に立地する動向にあり、新たな市街地像に対応した用途地域に変更することが相当であり、かつ、都市全体の都市機能の配置及び密度構成に支障がないと認められる場合となります。

しかし、本市の市街地には、現在、第一種住居地域に水産加工場が点在しているため、先ほど説明いたしましたとおり、用途地域変更の指定見直しに関する基本的な考え方は、相当程度かつ広範囲に立地する動向にあることや住民の環境保護の観点、また水産加工場で過去に用途地域の無指定地域に工場を移転した事業所の方々との公平性の関係もあり、用途地域制度の変更は、さまざまな状況を踏まえたと厳しい状況と思いますが、昨日申し上げたとおり、特別用途地区については高いハードルはございますが、可能性を調査して今後は研究を進めてまいりたいと思います。

○7番豊留榮子議員 昨日もそのようにおっしゃられておりましたけれども、その地域の住民の方々も一緒にずっと生活してきたわけですよね、その加工場のおいも感じながら。一緒に生活をしてきて、ここから加工場がなくなってしまうのは寂しいなときって思ってると思うんですね。その周りの住民の方の御意見などは聞かれたことはあるんでしょうか。

○松崎信二建設課長 建設課のほうで直接、住民の方々の声を聞いたことはございません。

○7番豊留榮子議員 きのうも質問の中でも出ておりましたけれども、以前その加工場、工場自体を移してどこか別に転居してそこでやろうという話もあったということなんですけれども、それもうまくいかなかったということなんです。このままこの用途地域の変更ができないとなると、その用途地域に関連してその住居地から離れてまた別に工場をつくった会社もあるということなんですけれども、そういう人たちの公平性を保つには、そういうふうにするわけにいかないということもおっしゃっていたようでしたけれども、この用途地域制度の変更そのものは、枕崎市内、市単独で変更できるものなんですか。

○松崎信二建設課長 用途地域の変更につきましては、枕崎単独ではなくて、手続が県のほうの手続、市のほうの手続、いろいろありますけれども、そういうのが簡単にはできないところでございます。

○7番豊留榮子議員 簡単にできないその難しさっていうのは、莫大なお金がかかるとか、そういうことですか。

○松崎信二建設課長 単に、お金だけの問題では、予算的にはですね、大体、先ほど言いました特別用途地区をこれから可能な調査をしてまいりますと言いましたけれども、この特別用途地区の一部を指定するとした場合でも委託費のほうで4,000万程度かかります。

それから、全体の用途地域ではないんですけども、次見直すときに用途を変えないと済まないところが、今、駅前的大型スーパーが建っている、あそこが第一種住居地域になっておりますので、次回変える場合は、あそこを商業地域とかに変えないと済まなくなります。

○7番豊留榮子議員 今、商店があるところは、余り広い地域じゃないですよね。どこまでを含めて、その地域というんでしょうか。

○松崎信二建設課長 先ほど言った駅前の商業施設が建ってるあそこが第一種住居地域に今現在になっておまして、大型スーパーを建てるときに県の建築審査会の48条だったですかね、それによって九千何百平方メートルの大型商業施設は建てたんですけども、次回、用途を変えるときには、今、第一種住居ですので、それをかえないといけないということを説明したところです。

○7番豊留榮子議員 わかりました。そういうことで、水産加工業の方はとても怒りを込めてこの間の話し合いの中でも、何でできないんだ、もっと議会が頑張らんかみたいなことも言われて、私もよくわからなかったんですけども、いろいろ調べてみてそういうことなのかっていうのがやっとわかったんですけども、昔から水産加工業といたら枕崎のシンボルになってますよね。

これをぜひ水産加工業の方々の御意見もよく聞きながら、市はそれを援助していき、さらに発展させるような地域と一体となった加工場建設が続けていけたらと思いますので、ぜひ御尽力のほどお願いしておきます。

また、世界に今広く知れ渡っています枕崎のかつおぶし産業ですけれども、この地場産業を発展させて、県内外からですね、移住者も受け入れできるような体制をつくって、本市の活性化を図る考えはないかどうか、お尋ねいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 地場産業を発展させて移住者、人口増ということではありますが、建設課長から説明がありましたが、用途地域の見直しについては、多くの課題がありハードルも高いところですが、用途地域の変更に限らず、地場産業発展のための取り組みにつきましては、既存の事業の充実を図るなど、雇用の創出、人口増につながるような取り組みをいろいろな方面にわたって進めてまいりたいと考えております。

また、次期枕崎市地方創生総合戦略の策定も控えておりますが、雇用の創出について、策定方針の基本目標の一つとして掲げておりますので、戦略策定の中でも研究、考えてまいりたいと思っております。

○7番豊留榮子議員 ぜひ、市が全力を挙げてこれに取り組んでほしいと思いますので、市長どうかよろしくお願いしておきます。

次に、森林の伐採についてお尋ねしていきます。

森林の伐採というのはどのような手続を経て伐採されていくのか、お尋ねします。

○原田博明農政課長 森林の伐採に係る主な森林といたしましては、スギ、ヒノキ等の人工林と広葉樹等の天然林があります。

人工林につきましては、林業事業者による森林経営計画に基づいて、間伐や皆伐、再造林等の森林整備が行われており、年度ごとに伐採等の届け出がなされております。

また、天然林につきましては、森林所有者と伐採者による伐採開始の30日から90日前までの間に、伐採及び伐採後の造林の届け出が提出されます。これは、森林法で定められているものでございます。

天然林の伐採につきましては、主にまきにするための伐採になります。毎年、まき業者に対しましては、森林法による伐採届の遵守について文書を送付して指導しているところでございます。

○7番豊留榮子議員 最近、雑木林なんですけれども。これが伐採されて周辺がすごく明るくなって見通しがよくなったり、また交通にも安全で確認しやすくなったりして、大変便利になるところもあるんですね。

ところが、その高台の雑木林ですと、その下に人家や畑があったりすると大雨や台風のときには心配になるのではないのでしょうか。また、その地域の安全面を重視すべきことからですね、伐採直後の手入れが必要と考えるんですけれども、これは土地の所有者がするのか、それとも木を切った業者がされるのか、現在どのような方法がとられているのでしょうか。

○原田博明農政課長 伐採後の手入れにつきましては、伐採跡地の保全とその周辺への影響を防止するために、伐採業者が伐採作業時に対応しております。

伐採業者への聞き取りによりますと、雨が降った後の雨水の排水処理については、作業路を整備するときに雨水が分散するように、カーブや平たんな箇所を設けるなどの処置を行っており、また土砂の流出や落石の防止については、伐採木の枝条を下流側に集積し、土どめの役割を持たせるなどの施業を行っているということでございます。

伐採後の根株周辺には、萌芽による更新が図られるように、枝条等の障害物を除去しているということでございます。

市といたしましても、伐採の施業時や伐採後の状況などを確認しながら、適正に施業していただくように指導しているところでございます。

○7番豊留榮子議員 私も、その伐採した後の跡地を見に行ったりしたんですけどね、その雑木林が消えた急傾斜地ですね、上から眺めると今まで見えなかった海が見えて本当にすばらしい景色が広がってたんです。

でも、これを下から見上げると、木のない山といいますかね、その急傾斜地はもうとっても不自然な感じがあるんですね。この近くの人は、雨が降るたびに不安になって眠れない夜もあると言うんですね。

先日の大雨のときも私は何度か見に行きましたけれども、先ほど言われたように、木が並べられてたり、心配してる方のほうには水は来なかったということだったんですけども、それでもそういう山を眺めていると不安になるって言うんですね。

いろいろ聞くと、その木の根っこは残っているし、急激に崩れるということはないということも言われて、その木は自然と芽が出てくるので、また育ってくるということなんですが、それまでの間ですね、何か市としてできることはないんでしょうか。

○原田博明農政課長 木を伐採した直後は、議員が今おっしゃるように丸裸になってるわけですけども、半年ぐらいで草は伸びていきますし、小さな木の芽が出てきます。5年ほどもたつと、その木の芽が大分大きくなって山らしくなるといいますので、自然の力にお願いしてですね、木が生い茂るのを待つということになると思います。

ただ、伐採後の施業の状況につきましてはですね、先ほど答弁しましたように、市のほうとしてもパトロールをしてですね、状況確認をして指導していくということで対応しております。

○7番豊留榮子議員 今、全国でこのように被害がね、台風の被害でありますとか、大雨の被害がずっと続いているもんですから、余計に皆さん心配されるころなんですね。

そこで、市もそういうふうに点検をちゃんとしてくれてますよということで、また草木も半年もすれば伸びるということで、安全は保っていけるのかなとは思いますが、そういうことをきちっと私たちも実際の現場を見ないと実感できないということはたくさんありますので、ぜひ市のほうもそういうふうに点検のほうをたびたびしていただけたらと思うところです。

今、この別府のほうは雑木林が切られていくっていうのは余りなかったんですけども、これが加工場の役にも立っているということですね、カツオを焼くためのまきになるんだよということで、これも皆さんそういうこと言われると、もう二つ返事で、いいよ、切っていいよっていうふうに皆さん言われるんですね、役に立ちたいものですから。

そういうこともありますので、ぜひ安全面の注意といいますか、そういう管理のほうは市のほうもぜひ手抜きをせずに続けていってほしいと思うところです。要望しておきます。

次に、地区公民館についてお尋ねしていきます。

今、この各地区公民館は、災害時の避難場所に指定されているところです。過去1年間におけるこの避難所の開設状況をお示してください。

○田中幸喜総務課参事 第一指定避難所であります各地区公民館の避難所開設状況について答弁させていただきます。

本市の第一指定避難所につきましては8施設であり、そのうち地区公民館5施設を避難所として指定しております。過去1年間でのお尋ねですので、平成30年度中及び令和元年度9月1日現在までの状況について御説明いたします。

まず、平成30年度におきましては、第一避難所を開設いたしました事案につきましては3件ございます。

まず1件目は、7月2日から3日の台風第7号において、健康センター1カ所のみを開設し、4世帯4名の方が避難されました。

2件目は、8月21日から22日の台風第19号において、第一避難所8カ所全てを開設いたしました。そのうち3避難所に13世帯18名の住民が避難されました。

避難所の内訳につきましては、健康センターが10世帯10名、市民会館が2世帯7名、立神センターが1世帯1名であります。

3件目につきましては、9月29日から30日の台風第24号において、第一避難所8カ所全てを開設いたしました。そのうち5避難所に52世帯72名の住民が避難されました。

避難所別の内訳につきましては、健康センターが33世帯39名、市民会館が12世帯23名、立神センターが4世帯4名、城山センターが2世帯5名、金山センターが1世帯1名であります。

このため、平成30年度における開設状況等につきましては、第一避難所開設は延べ17カ所であり、地区公民館については、そのうち10カ所を開設しております。

避難状況につきましては、第一避難所の総避難者数は69世帯94名で、そのうち5地区公民館についての総避難者数は8世帯11名であります。

次に、令和元年度9月1日現在の第一避難所の開設状況について御説明いたします。

6月30日から7月4日の梅雨前線停滞に伴う大雨警戒時の開設状況について御説明いたします。

この際も第一避難所を全て開設し、そのうち6避難所に39世帯65名の住民が避難されました。

避難所の内訳につきましては、健康センターが7世帯14名、市民会館が4世帯5名、妙見センターが15世帯22名、城山センターが10世帯16名、金山センターが2世帯7名、別府センターが1世帯1名であります。

次に、8月14日から15日の台風第10号において第一避難所8カ所全てを開設いたしました。そのうち3避難所に8世帯13名の住民が避難されました。

避難所別の内訳につきましては、健康センターが3世帯3名、市民会館が4世帯9名、妙見センターが1世帯1名であります。

このため、令和元年度9月1日現在における開設状況等につきましては、第一避難所開設は延べ16カ所で、地区公民館につきましては、そのうち10カ所を開設しております。

避難状況につきましては、第一避難所の総避難者数は47世帯78名で、そのうち5地区公民館についての総避難者数は13世帯24名であります。

○7番豊留榮子議員 こうして具体的に数字、場所などいろいろ聞きますと、結構なあれが起きてるんですね、枕崎にも。これは本当に、地区公民館でありますとか、健康センターでありますとか、その避難場所というのは本当大事なもんだなと思いますね。

これをですね、例えば避難される方の体調管理のためにも、エアコンの設置が必要ではないかという声があったんです。現在のエアコン設置の状況が、この各施設どのようになっているのか、お聞きします。

○末永俊英生涯学習課長 生涯学習課が所管しております各地区公民館のエアコンの設置状況についてですが、まず各地区公民館に避難所が開設された場合、主に利用されている施設は大広間となっております。その大広間へのエアコン設置につきましては、既に全ての地区公民館で完了しているところでございます。

○7番豊留榮子議員 大抵のところは、エアコン設置が大広間のところについてはついていると思うんですね。でも、例えば避難される方の中にはですね、小さなお子さんを抱えていたり、体調不良の方などが遠慮して避難しないかもしれない。そんな気もするんですね。

そんなとき、大部屋ではなくて個室があれば安心ではないかなと思うんです。誰もが安心して避難できるように、この小さな部屋にもエアコン設置がこれから必要ではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○末永俊英生涯学習課長 現在、大広間のほかに談話室という和室が別に設けてございます。そこについては、5地区公民館につきましては、現在、金山地区公民館を除いてはエアコンがないところであります。

ただ、金山の場合は、大広間と続きになっておりまして、アコーディオンカーテンで仕切られているためにエアコンがきくという状況になっております。

議員おっしゃるとおり、子育て世代などプライベート空間の確保が必要となる状況も今後想定されることから、地区館におきます避難者数の動向、それから避難者のニーズ等もあわせながら、ほかの部屋へもエアコンの設置について検討したいと考えております。

○7番豊留榮子議員 本当に、このような災害が次から次に起きてくる。もう想像もできなかったような時代になってきてますよね。市長どうでしょうか、今、地区館の管理者の方はそのように言ってくださったんですが、市長としての考えはどうでしょうか。

○前田祝成市長 ただいま生涯学習課長のほうからございました地区館の避難の環境というところについてはですね、やはり状況を把握しながら、ニーズを確認しながら、そして設備対応ということになるかと思っておりますので、そこについてはですね、やはり現状をちゃんと確認しながら判断をしてみたいというふうに思います。

○7番豊留榮子議員 早いですが、これで私の質問を終わります。

○中原重信議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後1時52分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○11番永野慶一郎議員 昨日から一般質問が続いておりまして、私が9人目の質問者でございます。

最後のほうになりますが、時間的にですね、大変、皆様、お食事の後で眠い時間になるかと思いますが、一生懸命ですね、皆さんの目が覚めるような質問に取り組んでいきたいと思っております。しばらくの間おつき合いますようよろしくお願い申し上げます。

去る9月1日、市制施行70周年式典が大勢の来賓の皆様をお迎えし、盛大に開催されました。次なる80周年に向け、さらなる市政の発展を願い、本日質問に臨ませていただきます。

さて、記念式典には、本市と友好都市である稚内市からも市長、副議長が来賓として御参加をいただいております。その稚内市にある稚内駅は皆様も御存じのことかと存じますが、日本最北端の駅であり、本土最南端の始発・終着駅である本市枕崎駅とは線路によって結ばれておりません。

鉄道ファンにとっては聖地とも言える両駅でございますが、まず初めに、本市を訪れる観光客が、駅や観光案内所へスムーズに行けるように、どのような工夫をされているのかお示してください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 先日の70周年に北海道の稚内市から市長、副議長がお見えになりました。

その稚内駅とここ枕崎駅、最北端と最南端ということで結ばれているわけですが、最南端の始発・終着駅である枕崎駅は、本市の観光拠点の一つとして位置づけております駅舎、駅舎前広場のトリックアートにおいて、多くの観光客が写真を撮るなど一定のにぎわいが図られているというふうに考えております。

議員から質問のございました駅へのアクセス等、案内標識等につきまして、担当課長のほうに答弁させます。

○鮫島寿文水産商工課長 駅や観光案内所まで来られる方の多くは、自家用車やJR及び公共交通機関も利用されております。

自家用車などで枕崎に入るルートとしましては、南さつま市加世田方面からの国道270号、南九州市川辺町からの国道225号を利用するルート、南九州市知覧方面からの南薩縦貫道を利用するルート、それと指宿市方面からの国道226号を利用するルートがありますが、国道225号においては市民会館下の交差点付近に駅案内の標識があるほか、そこからの市役所通りから駅に至るまで標識を設置してございます。

また、国道226号の中央交差点付近に駅や観光案内の標識があり、そこからの駅通りから駅に至るまで標識を設置しております。

国道の標識につきましては、これまでも設置してあったところですが、そこから市道部分の案内標識が不十分でしたので、平成30年3月に駅周辺の標識整備を行ったところです。

駅舎やかつおぶしのイメージ色といいますか、茶色で統一感を持たせたものを設置したところです。

また、駅前観光案内所については、駅舎や駅舎前広場にも位置情報を掲示し、利用を促しているところです。

○11番永野慶一郎議員 ただいま御答弁いただきましたようにですね、見れば看板もですね、駅とか観光案内所、どこどこにございますよといったような看板も取り付けられてはおるようではございますが、電車で来られた方からの意見でですね、お聞きしたのが、観光案内所がわかりにくいと。

駅舎の中にはですね、到着証明書っていう、最南端の始発・終着駅、枕崎に着きましたというようなその証明書を発行しますよと、観光案内所はここですよっていうような案内があるんですけども、電車を降りて駅舎を通らずにですね、ホームをそのまま通過して、下って行くとなかなか目につかないのかなっていうような感じもします。

そういった意味で、到着証明書が欲しいけども観光案内所がわからなかったという御意見もお聞きしております。そしてまた逆にですね、今度は駅がちょっと奥まっついで、見つけづらいと。

先ほど課長のほうからも答弁ございましたように、看板は設置されておるんですけども、まだそのような御意見も聞かれるようではございますが、もうちょっとこう、ぱっと目につくようなですね、一目でわかるようなそういった工夫も必要じゃないかと思いますが、課長はどういった見解でございますか。

○鮫島寿文水産商工課長 今、議員からありましたとおり、枕崎駅と駅前観光案内所は近い位置関係にあるんですが、店舗の建物があり、両者からともに見えづらく、初めて来られた方には、駅舎の標識等ではわかりづらいところもあったかと思っておりますので、そういった方々の実際に感じた観光客の生の声を大切にしながら、表示方法について、今後、工夫、研究し、よりよい案内ができるよう、また観光客のニーズに応えられるよう努めてまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 今、課長の答弁からもございましたようにですね、やっぱり私たちはこの町に住んでどこに何があるというのがわかっているの、なかなか気づきにくいところもあるのかなと感じるところでございます。

やはり、私たちの地元の目線じゃなくて、観光客の目線に立った取り組みをしていくのが大事じゃないかなと考えます。

また、課長も逆にですね、よその町に行って、位置関係がわからなくてとかですね、看板を見ながらバス停や駅とか見つけていった御経験もあるんじゃないかなと思いますが、そういったところで、それと重ね合わせて考えたときに、課長、逆にどう思うかちょっとお聞かせいただけませんか。

○鮫島寿文水産商工課長 公務出張であったり、他のまちに観光で行ったときに、やはり駅を起点として動く場合が多ございますが、そうしたときに、少し筋が違った場合でも、駅の場所がわからなかったりとかですね、観光案内所がある自治体もあれば、ない自治体もあったり、なかなか

かそれが駅舎からおりてすぐのところにあるところもあれば、駅構内にあるところ、さまざまです。私もそういった経験が多数あり、道に迷ったこともございますので、やはりその辺は工夫しながらですね、自分の経験も踏まえながら、よりよい枕崎駅、また駅前の観光案内所のほうは来られた方がすぐに行けて、事の達成できるような形がとれるような工夫を図ってまいりたいと思います。

○11番永野慶一郎議員 最近ではスマートフォンにですね、地図のアプリが入っていて、それでナビが入ってまして、それを見ながら私たちも目的地を探して行ったりするんですけども、やはりそうでない方もいらっしゃいますので、今、課長がおっしゃったようにですね、そういったもうちょっと御配慮をしていただきたいとお願いをしておきます。

続きましての質問ですが、同じようにですね、駅周辺に関するのですが、観光案内所の横に市営の駐車場がございます。そのトイレの横にですね、駐輪場がございますが、今ですね、屋根が設置されていない状況でございます。

この駐輪場に屋根をつけてもらいたいという要望がございますが、この屋根をつけることは可能かどうかをお聞かせください。

○鮫島寿水水産商工課長 観光案内所横の駐輪場の屋根の設置につきましては、建設課のほうに確認しましたところ、建築基準法上の問題はないということでしたので、屋根の設置は可能と考えております。

○11番永野慶一郎議員 結局ですね、どういったことの要望があったかといいますと、やはりあの雨の降った日にですね、かっぱを着たり、脱いだりするときどうしても屋根がないものですから、着がえがままならないというようなことで御要望をいただいております。

簡易的な屋根でもってということでもうちょっとお願いをしようかなと思ってまして、がっちりとした鉄骨の屋根もありますが、どっちが安くつくかわかりませんが、よく見受けられるのがカーポートみたいな感じの駐輪場とかいうのもよく見受けられますので、できたらですね、低コストでできるようなそういった利用される方が困らないような屋根の設置をお願いをしておきたいと思っております。

続きまして、学校教育と子育ての環境についてということでの質問でございます。

昨年度から小学校で、そして本年度からは中学校でですね、道徳が教科化されたということでございますが、この教科化に至った経緯は何なのか、そしてそれにはどのような背景があったのかをお示しくください。

○益満裕美学校教育課長 道徳の時間は、昭和33年の学習指導要領の改訂に伴い特設され、1週間の時間割の中に位置づけられました。

しかし、全国的に年間35時間の道徳の授業が運動会、文化祭などの学校行事の準備等に振りかえられ、計画どおりに実施していないという課題がありました。また、授業が物語の登場人物の心情を理解させるだけの型にはまったものになりがちであるなど、そういう課題もありました。

このような状況下において、平成23年10月に起こった大津市のいじめ自殺事件などの痛ましい問題が発端となり、児童生徒の心を育てる道徳教育の必要性が強く指摘され、道徳の教科化に至っています。

○11番永野慶一郎議員 私も道徳の教科化ってということでいろいろインターネットで調べましたが、やはりいじめに関する、そういった対応でというような文言が多く見受けられたような気がします。具体的にその道徳の授業を取り入れてどのようにしていくのかっていうのを、何を目的にですね、子供たちに伝えていくのかっていうのを具体的にどうなのかちょっとインターネットとかで調べても、私ちょっとわからなかったものですから、教育長、何かお答えがあれば教えていただけないですか。

○丸山屋敏教育長 道徳の授業は、今までは教師が望んだ答えを求めるといって、言えば、教師の

望んだ答えと違う答えを言うと、それは違うよというふうにですね、教師がやっていたわけですね。

これからは、文部科学省の言葉では「考え、議論する道徳」ということで、それぞれが考えて、先生と議論をしたり、子供同士で議論をしたりという考え方。

私はよくこの話をですね、今まではリモコンで操る鉄人28号型の道徳、これからはみずから考える鉄腕アトム型の道徳、こんなふうに学校で語っていますが、道徳の教育はそういうふうにして変わっていくんですよということです。

○11番永野慶一郎議員 先日、市内の4小学校を所管事務調査で回らせていただいたんですけども、その学習目標っていうところでですね、今、あったんですけども、よく見受けられた言葉がですね、主体的と、あと対話的で深い学びの場の設定と。対話とですね、主体的っていうこのキーワードがどこの学校も出てきたんじゃないかなと思うんですけども、主体的、対話的っていうような意味では、具体的に次の質問になっちゃうんですけども、本市の道徳の授業ではどのようなことに重点を置いて指導しているのかということなんですけども、この主体的、対話的っていうようなこの2つのキーワードを重点にやっているのかなってお見受けしたんですが、そこはどうですか。

○益満裕美学校教育課長 まず、本市の状況についてお伝えします。

規則の尊重や生命の尊さなど、道徳教育で扱う内容項目が小学校低学年で19、中学年で20、高学年で22、中学校で22あります。

この中のどの内容項目を重点にして指導するかは、学校や学級の児童生徒の様子や保護者の願い等を踏まえ、各学校で決定しています。

つまり、学校教育における計画については、学校長の責任において決定することとなっております。

市内の小学校で重点に指導している内容を紹介しますと、低学年では善悪の判断、自律、自由と責任、節度、節制、思いやり、親切を。中学年では希望と勇気、努力と強い意思、親切、思いやり、友情、信頼、生命の尊さを。高学年では、節度、節制、親切、思いやり、規則の尊重となっております。

○11番永野慶一郎議員 まさしく思いやりとかですね、人を思いやる心、そして善悪の判断、そういったのを小学校のほうでは、特に力を入れて取り組んでいるということですが、この対話ってあるんですけども、この対話は具体的にですね、どのような教育といいますか、先生方がどのような方式で子供たちに対話を深めていくような取り組みをされているのかを教えてください。

○丸山屋敏教育長 今度の学習指導要領の目玉でありまして、これを学習指導要領が告示されるまでは、アクティブ・ラーニングという言葉でやってたわけです。

ところがアクティブ・ラーニングといわれますと、ただ動き回るといって捉えられるので、文部科学省が主体的、対話的で深い学びということに置きかえたんですね。

主体的、対話的で深い学びというのは、子供が自主的に学習に臨むんですよと。今までは先生から言われて臨んでいたものが、自分みずからが学習に臨むんですよと。そして、先生から一方的に教えられたものを今度は、子供同士で対話をしながら解決していくんですよと。そして、さらに今まで先生が教えたものよりも、みずから課題を見つけて深い探求を持って学ぶんですよと。

これが、主体的、対話的で深い学びという新しい学習指導要領のキーワードになってるんです。そういうことでございます。

○11番永野慶一郎議員 この対話は、道徳だけの授業に限らず、授業全般で、そういった主体的に対話をしながら学んでいきなさいというような方針で、今取り組んでらっしゃるということよろしいでしょうか。

○丸山屋敏教育長 そのとおりでございます。全ての教科、道徳でですね、主体的、対話的で深い学びというのがキーワードになっています。

道徳だけはですね、考え議論する道徳ということで先ほど申し上げたとおりです。

○11番永野慶一郎議員 私、今回この道徳についての質問をするに当たりましていろいろ調べてましたら、大変恥ずかしながらですね、私にもすごい反省をする点が見つかりました。

それ何かといいますと、対話どころかですね、会話もできていないんです。対話って本当にですね、違う人、それぞれ考えも違う人がお互いに理解をするためにですね、深く話をして、聞いて、やりとりをしながらですね、そういったのが対話だと私思ってるんですけども、そのですね、対話どころか会話すらできてないというのは何かといいますと、本当に非常に猛省しているところがございます。ながら会話が最近、自分も多いなど。話しかけてるときに、何かこうしながら話しかけてるときにですね、手をとめて聞けばいいんですけども、うんうん、はいはい、うん、わかったってなって、最終的にですね、こんなに言ったじゃないのと言われて、いつ言ったってというようなそういったのも多いんですね。

本当にですね、会話も大事ですけど、それより大事なのが対話なんだろうけども、まず私もですね、そういったところも本当に改めていかないといけないなど、今回、自分もいい勉強になりました。

やはり、対話っていうのは、私先ほど言いましたようにですね、それぞれ育ってきた環境が違うので、その人によって常識というのは一人一人違うもんだと、私そういうふうに学んだことがございます。

一人一人違うこの常識をですね、どうやってお互いに理解し合うのかって言ったときには、やっぱり対話がものすごく大事になってくると。そういったことをすることによって、またコミュニケーションスキルも上がっていきますし、社会に出てですね、人と交わって生きていく上での、物すごく人間形成に役立っていくのが対話じゃないかなと考えております。

やはり、大人でもですね、何ていうんですか、なかなかですね、こういった対話をするのがなくてですね、お互いにわかり合えないとか、会話はできるんですけども、本当にその人の本心をわかろうとしないのかなというのもあるんですけども、なので私この対話っていう言葉、すごいいろんな学校ですね、こういった資料を見ると出てくるもんですから、物すごく興味があつてきょうお聞きするんですけども、教育長、本当にこの対話を深めていくという上で、教育長はどのようにですね、先生たちにこの対話について指導をなさってるのか、教育長なりの考えをちょっとお聞かせをいただけないでしょうか。

○丸山屋敏教育長 対話をするときに大事なことは、聞き合うことなんですね。話し合いは聞き合いだという教育の言葉があります。

大正時代の教科書にですね、耳は二つに口一つ、ならば聞こう、ならば聞こうというのがあります。耳が二つだから、口は一つだから、しゃべることよりも聞くことを重視しなさいよというのが大正時代の教科書に載ってるんですね。

だから、今も私たちが学校現場に訪問するときにですね、やはりそういう対話をしているときですね、一方的に話をする、おしゃべりをしている、そういう子供ばかりじゃなくてですね、その学級は、先生も子供たちもよく相手のことを聞き合っていますか、よく聞いていますか、そこを重視しながら学校訪問をして、授業を参観しております。

だから、そういうことを指導していくことが必要なんだというふうに思います。

○11番永野慶一郎議員 ぜひですね、本市の道徳の授業では対話を深めてですね、何ていうんですかね、無意識でも対話のできる、そういった子供たちをたくさんつくっていただくような、指導をしていただきたいと要望をしておきます。

次の質問ですけども、働き方改革によって、教職員の業務内容等がどのように変わってきてい

るのか、またどのような改革に取り組んできているのかをお聞かせください。

○益満裕美学校教育課長 現在、教職員の長時間勤務や部活動のあり方など、学校の多忙化が問題となっています。

学校における働き方改革の目的は、教職員に楽をさせるために行われるものではありません。

教職員のこれまでの働き方を見直すことにより、授業の準備の時間や子供たちに向き合う時間などを十分に確保し、授業を充実させることを主たる目的としています。

平成31年1月、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会では、勤務時間管理の徹底と健康管理、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、学校の組織運営体制のあり方などに関する答申が出されています。

平成31年3月、県教育委員会は学校における業務改善アクションプランを策定し、重点取り組みとして、業務改善に対する意識改革、事務の負担軽減と専門スタッフ等の活用、授業準備の効率化と時間確保、部活動に係る勤務状況の改善などに努めるよう市町村教育委員会に通知文を発出しています。

これらを受けて、本市では学校における業務改善方針の策定についてという公文書を各学校に通知し、業務改善に取り組んでいます。

本市の業務改善の取り組み例を挙げますと、8月13日から15日までのお盆の期間の週に教育委員会の行事等を実施しない取り組みとして、リフレッシュウイークを設定しました。

また、土曜、日曜に行っていた管理職の学校見回りも廃止しました。そのほか、教育委員会主催の2つの研修会を1つに統合して開催したり、研修会の回数を削減したりしています。

働き方改革の最も大きな課題となっている部活動については、月曜日から金曜日のうちの1日と、土曜、日曜のうちの1日を休養日に設定するよう指導しています。

一方、本市では必要な研修会等は回数をふやしています。例えば、教科部会は平成28年度までは年1回でしたが、現在では年4回開催し、教科間の連携を深めています。

このように、削減できるものは積極的に削減し、必要なものは内容をさらに充実させていくことが働き方改革においては重要であると考えています。

今後、業務改善を推進していく上で、成績処理や出席簿管理などの事務削減のための統合型校務支援ソフトの導入や教職員の出勤時刻を客観的に管理するシステム等の導入も必要と考えています。

また、教職員一人一人がみずからの業務を振り返り、業務改善の意識を高く持ち、勤務時間を意識して働くことも重要です。

市教育委員会としましては、業務改善の方向性を管理職研修会等で周知し、今後も学校における業務改善を推進してまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 ただ、勤務時間を短くするとか、そういったような工夫ではなくて、削減できるものは削減をして、そして力を入れるべきものには時間を割いて今やってらっしゃるという答弁がございました。

なかなか本当にですね、厳しい課題っていうか実現ができるかどうか本当に難しい課題だとは思いますが、工夫をしていただいでですね、ここにいただいたとある小学校の先生のこの目標ではですね、効率的な業務推進に努めさせるということで、月40時間以内という目標も立ってらっしゃるみたいでございます。

なかなか本当に大変だとは思いますが、できるだけこの目標にですね、近づけられるような努力をしていただきたいと思っております。

教育長は、またそれに対して何か先生たちの勤務時間、頑張っって削減をされているみたいですが、今後またさらにどうやって改善とか努めていくのかっていうのを、教育長のお考えがあればまたお聞かせください。

○丸山屋敏教育長 学校の働き方改革は、子供と向き合う時間を確保するというところでスタートしたんですね。だから、先生たちに楽をさせるということじゃなくて、子供たちと向き合う時間、つまり授業の準備をしたり、子供と相談活動をしたり、昼休みは一緒に遊んだりということでスタートしたんです。

ですから、学校の行事を今、いろんなところで削減しておりますけれども、その根本には子供と向き合う時間を確保するということですので、今まで幾つかの行事が重なっていたものについては、一つにまとめるとかですね、そういうことをやっています。

しかし、一方ですね、子供たちの教育に必要なものはですね、やはりそのままふやしていくことも必要だと思います。だから、働き方改革は働かない改革にならないように、きちっとする必要がありますというふうに私は思っています。

ですので枕崎の教育委員会はですね、学校の校長先生、教頭、担当とも連携をとりながら、今学校の実態はどうなってるのかということですので、そしてきちんと、しっかりした教育をやっていく、そのためには先生方にも頑張ってくださいと。もちろん教育委員会もさらに頑張るということをやっております。

○11番永野慶一郎議員 承知いたしました。本当に、ただ働く時間を削減するだけじゃなくてですね、今、初めてお聞きしまして、生徒たちと向き合うことを、時間を目的にしているということでございます。

ぜひ、そういったところでですね、時間をつくっていただいて、子供たちと向き合ってくださいね、対話を大いに深めていっていただきたいと要望しておきます。

続きましての質問でございます。

所管事務調査で市内の4小学校を見て回りましたが、どこの小学校もですね、遊具の状態が思わしくないように感じましたが、今後、この遊具なんですけれども、どのように対処していくのかお示してください。

○山口美津哉教委総務課長 市内各小中学校では、校内における遊具を含めた安全点検を毎月行っており、その点検報告書はすぐに教育委員会に提出してもらっております。

この安全点検報告に基づき対応を急ぐ必要のある箇所については、教育委員会職員が現地確認を行い、予算額内の軽微な修繕であれば速やかに対処しております。

また、年間を通して施設の補修や器具等の修繕依頼が提出された場合にも速やかに現地を確認し、対応策を講じているところです。

なお、毎年度の当初予算編成に当たりましては、各学校からの施設改修、維持修繕等の予算要求が毎年10月に提出されますので、それを集約した上で教育委員会職員が建築技師とともに10月中旬から下旬にかけて、全ての学校の現地確認を実施しております。

学校の遊具等につきましても、御指摘のように老朽化が進んでいるため、随時、修理しておりますけれども、学校施設の整備、管理は、子供の命を守る、子供にけがをさせないことが基本であると考えておりますので、今後とも学校の危険箇所等の現状把握と予算確保に努めて、計画的に補修を行っていきたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 先生たちもですね、危険箇所を見つけてガムテープを張ったりですね、ここに手を入れてけがをしないようにとか、いろんな努力をされていたようでございますが、補修も大事でございますが、もう本当にですね、優先順位をつけてもらって、何か事故が起こってからは遅いんじゃないかなと感じることもございます。

予算の関係もあるかと思いますが、補修をずっと繰り返してお金を費やすよりも、思い切って新たに遊具をまた作り直すとか、そういった方法もあるんじゃないかなって今お聞きして感じたところでございました。

本当に見ていただいて、そういった点検をしながらですね、子供たちが安全に遊べるような遊

具であるように努めていただきたいと思います。

続きまして、これも同じ遊具の質問でございますが、今度はですね、子育て中の親から、本市の公園には、遊具が少ないという声が私のほうに聞かれますが、子供たちのために遊具をふやしてほしい等の要望はあるのかどうか、お聞かせください。

○松崎信二建設課長 現在、本市には建設課が管理する都市公園が25カ所ございますが、近年においての具体的な要望は来ていないところでございます。

しかしながら、福祉課で昨年度行った子ども・子育て支援計画策定に伴う未就学児世帯のニーズ調査の結果の中には、公園に遊具が少ないとの意見が寄せられておりました。

○11番永野慶一郎議員 これ4年前の10月にいただいた資料なんですけども、地方創生に関するアンケート調査ということでですね、結婚・出産・子育てに関するアンケートということで、アンケートをとったその調査報告書がございます。

その中で、あなたが出産、子育てに心配、不安なことは何ですか、また何でしたかっていうような問いがございまして、それにですね、アンケートに答えている方がいらっしゃるんですけども、まず、子育てに不安なことは何ですかという問いには、子育てにはお金がかかるというのが一番多かった回答でございます。

そして、小児科のある病院に医師が不足している。仕事と子育ての両立が難しい。仕事や家計の収入が不安定というその次、5番目にですね、近所に子供の遊び場がないというようなアンケートでですね13.2%、回答された方の13%の方が遊び場がないというようなアンケート結果も出ております。

それを受けて、庁内でも検討されたんだと思いますが、また今後ですね、そういった福祉課のほうでは要望があったということなんですけども、新たに遊具を設置するような計画はあるのかどうかお示してください。

○松崎信二建設課長 現在、都市公園にあります遊具につきましては、25カ所の公園内に116基設置されています。その中で、老朽化しています遊具を公園施設長寿命化事業で年次的に更新しております。

なお、遊具の増設につきましては、建設課への具体的な要望は来ていないところではございますが、子育て世代の方々からの意見も寄せられていますので、今後の課題といたしまして、福祉課と協議しながら幼児用の遊具対策を検討してまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 遊具を建てたらですね、また同じように年数がたつとさびがきたりだとか、そういった補修をしたりだとか、またいろいろな問題があるかと思いますが、子育て世代の方からの要望というのものもあるみたいですのでぜひ、子育てのしやすい環境、そういったのもまた目指して取り組んでいただきたいと思いますなどをお願いをしておきます。

続きまして、次の質問でございます。枕崎の魅力発信についてということでございます。

枕崎の駅舎内に思い出ノートといたしましてですね、駅に立ち寄った方がノートにですね、思いの感想とかを書いていかれるノートが置かれておりますが、その書かれている内容を検証をして、何か改善につなげるような取り組みは、今、なされているのかどうか、お示してください。

○鮫島寿文水産商工課長 枕崎駅舎に設置している思い出ノートについては、訪れた観光客のほか、駅を利用する方など幅広い内容で自由に言葉がつけられています。

この思い出ノートは、一定期間、駅舎内で使用された後は、駅前の観光案内所に移しまして、誰もが閲覧できる状態にしてありますので、数年前に枕崎を訪れた方が再度、枕崎を訪れた際、当時の思い出ノートに記載した内容を懐かしそうに眺めているようなこともあります。

思い出ノートに書かれました内容につきましては、本市や本市観光協会でも情報を共有しており、対応が必要な事案についてはできる限り対応しております。

例えば、駅前観光案内所の場所がわかりにくいといった記載があった場合には、駅舎内に地図

を掲示したほか、JRに関する要望等であればJRの鹿児島支社のほうに情報を連絡するなどの対応を図っております。

また、この思い出ノートには、その時々の方の思いが書かれていたりもしますので、その内容によっては関係機関への情報提供も行っているところではあります。

このように思い出ノートにつづられた内容につきましては、今後も情報を把握するとともに状況に応じた対応を図ってまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 この書かれている内容をもとにですね、いろんな関係各所に要望したりだとか、いろんな取り組みもされているようでございますが、先ほども冒頭で言いましたように、鉄道ファンにはですね、大変、聖地化されているような場所ではないのかなと感じます。

この思い出ノートを読んでもですね、稚内から電車に乗って、枕崎できょうゴールしましたとか、今から枕崎を出て、日本縦断の旅、稚内まで目指してスタートしますといったようなですね、ことが多く書かれているじゃないかなと感じるところでございます。

また、枕崎はおいしい物があつたとか、食べ物がおいしかったとかですね、非常にそういったお褒めの言葉等も書かれております。

以前見たのがですね、ちょっとダイヤの件も書かれてまして、これJRの関係もございまして、ちょっとどうなのかわかりませんが、お昼に着く電車がですね、滞在時間20分ぐらいですかね、見てたら、ちょうど1時前に入って、1時18分ぐらいに枕崎を出ていくダイヤに今なってるのじゃないですかね。

この間、私が見かけたのがですね、電車をおりて、このほんの二十数分間ぐらいの間にですね、弁当を買ってまた電車に乗り込んでいく方もお見受けいたしました。

せっかく枕崎におりて、せめて1時間ぐらいですね、何か間があれば、近くの飲食店とかですね、枕崎のおいしい物をまた食べていただけるになって思っておったところでございます。以前、そういった要望の声もですね、そのノートに書かれておったのを私拝見したことがございます。

先日の9月5日の南日本新聞にもちょっと載っておりましたが、指宿枕崎線ですね、7駅が有人化から無人化になるということで大分、合理化も進められているようではございますが、そういったところですね、聖地化しているこの駅をですね、やっぱりなくすわけにいかない。やっぱり利用者もふえてもらわないといけないということでございます。

そういったところですね、この本市は沿線自治体でございます。その沿線自治体としてはどのような取り組み、またJRへの要望等を行っていくのかをお聞かせください。

○東中川徹企画調整課長 JRに対する要望活動ということではですね、初日の市長の行政報告の中でもJR本社のほうに要望書を持って要望に行ってきたというようなこともございましたが、その路線の存続のため、またそれだけでなく利用促進の強化ということで、沿線各市から多くの要望項目が上がってまいります。その部分を期成会としてまとめて要望に行っております。

本市からの要望として今、詳しい資料を持ってきておりませんが、利用する高校からの要望でありますとか、そういう観光客の利用しやすいダイヤであるとか、そういったことも毎年要望の中には入れてあります。

○11番永野慶一郎議員 そういった要望も物すごく大事でございますが、やはりこのまちに住む者としてJRを利用するのも私たちの役割ですね。PRするのも私たちができることでございますので、やっぱり私どももですね、そういったところに取り組んでいかないといけないんじゃないかなと私は思っているところでございます。

続きまして最後の質問になりますが、この思い出ノートに書かれている市外の方々から見た、枕崎に対するメッセージですね、先ほどもお伝えしましたように、すごい自然が豊かだとか、本当に食べ物が最高だったとか、そういったメッセージを市民の方にもですね、広く伝えるために

広報紙等に掲載できないのか。私、毎月と書いておりますが、2カ月に1回とか、3カ月に1回でも紙面の関係上ですね、スペースがなければそういった形でも結構ですので、何とか皆さんにこういったのが御紹介できないのかなと思うんですが、これに対していかがお考えでしょうか。

○鮫島寿水文産商工課長 議員からもありましたように、この思い出ノートにつきましては、市外の人が見た枕崎に対するイメージも数多く書かれております。

例えば、カツオがおいしかったとか、潮風が最高ですとか、駅舎がレトロな感じで落ちつく、また、第36代木村庄之助さんが書いた駅舎銘板を見に来ました、こういった毎日を枕崎で過ごしている私たちにはなかなか感じ取ることができないこともメッセージとして寄せられているところではあります。

先ほども答弁いたしました、この思い出ノートは一定期間、駅舎内で使用された後は、駅前観光案内所に移し、誰もが閲覧できる状態にしてありますので、市民の方はもちろんごらんになることも可能です。

また、昨年度は教育委員会がこの思い出ノートの内容をまとめて冊子にしまして、市内の小中学校、市立図書館や観光協会にも配付いただいております。

議員から話がありました広報紙の件につきましては、今後もっと市民の方の目に触れられるような方法ということになりますので、具体的には、観光客や市外の方が感じたこと、外から見た枕崎のイメージなどを広報紙でどのような形で紹介できるかをですね、広報紙発行所管の総務課とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 なぜ、広報紙等でお伝えができないのかなと、私、今回質問をしたかといいますと、主題にはですね、枕崎の魅力発信についてという主題で書いておりますが、これ対外的に発信をするのではなくて、こういったメッセージ等をですね、市民の方に広く発信をしていただきたいという思いで今回、この質問をさせていただいております。

これなぜかといいますと、先ほど課長の答弁にございしましたが、なかなか住んでいると自分のまちのよさが見えてこないところもございします。本当にですね、自分の住んでるまちを卑下するようなことを言われる方もいらっしゃいます。

私、自分で決めていることがあって、絶対に自分の住んでるまちを卑下するようなことは言わないと、これ心に決めてまして、何度か議論になったことがあります。やっせんなえこんまちは、いいまちですがねって、だからこうしてよそから来て何十年も住んでるんですよって、私いつも言います。自分の住んでるまちに誇りを持っていただきたいと。なので、この魅力をですね、広く市民の方に発信をしていただきたいんですね。

自分の住んでるまちをよその人からの視点で見ると、こういうふうに映っているんですよっていうのをわかっていたいただきたい。その先に何があるかといいますと、このまちを好きになっていただいて、自然とですね、このまちを盛り上げようと、何とかしようというそういった気運が高まってきてくれたらいいなと思ってですね、そういった思いから今回、このようなことをお願いしているわけでございます。

先日、港まつりがあったんですけど、港まつりの前日、前々日に準備を私ども若い人たちとしましたが、物すごく元気がありました。何かの機会、何かの拍子にですね、枕崎はまだ元気ですよって誰か若い子が言い出したんです。大変盛り上がりました。じゃっどって、元気だよ、枕崎はって、みんな口々にそう言ってくれました。

なのでですね、そういった若い人たちも含めて、本当にみんながですね、一人一人が枕崎を盛り上げていこうという気概を持っていただくような取り組みになっていくんじゃないかなと思います。

最後に市長、答弁をお願いいたします。これに関してどう思いますか。

○前田祝成市長 まさに今、議員がおっしゃいました、住んでる我々が枕崎に誇りを持たないと

いけないということは、私も本当に切実に考えております。

来年からのその地方創生総合戦略の中で、ちょっと答弁でも話をしましたが、ゼロ歳から18歳までの子供たちにですね、本当にここの枕崎がいいまちなんだということを、しっかり伝える教育をしたいということを思っています。

そういう子供たちが育っていったときに、18歳過ぎたときに、どうしても選択肢として外に出ていくということもあろうかと思えます。ただ、そうしたときにですね、ここに帰ってくると、その気持ちを持ったまま出ていってくれると。枕崎に住んで、枕崎で育って、枕崎が好きになった気持ちを持ったまま外に出ていってくれた子供たちというのは、絶対にここのまちを忘れないというか、帰って来る、そういうふうに思っていますので、そのあたりを最終的な人口対策といえますか、そのあたりにつなげていければなというふうに思っております。

今おっしゃられたような本当に住んでいる我々がここを誇りに思うということをですね、しっかりとやっていきたいと、そのように思います。

○11番永野慶一郎議員 思い出ノートのメッセージを掲載したからといって、必ずしも皆さんがですね、そういった気概を持つかどうかは、それはもう疑問でございますが、やらないよりはやったほうがいい、少しでもですね、そういった気運の高まる一助になればと思って、今回お願いをしているところでございます。

ぜひ、検討をしていただくようお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○中原重信議長 以上で、永野慶一郎議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時53分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、本市が過疎地の地域指定を受けて5年半が経過しようとしております。これまで、過疎債活用による有利な財政措置を初め、過疎対策関連事業の導入により、地域活性化を進めてまいりました。

先月8月20日には、本市の子育てふれあいグループ自然花が、創意工夫で過疎地を活性化させたということで総務大臣賞を受賞したところです。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年度末までの適用期限であることから、現在、次の新たな過疎対策のあり方について検討が進められております。

総務省においては、過疎問題懇談会を立ち上げ、平成29年7月18日から平成31年3月7日まで6回の懇談会を開催いたしました。そして本年4月5日、これまでの懇談会における議論、主な意見について中間的整理がなされ、新たな過疎対策に向けて持続可能な低密度地域社会の実現という中間報告を発表しております。

鹿児島県内の動きとしては、県下43自治体のうち、過疎指定を受けている41自治体で構成する県過疎地域自立促進協議会内の調査研究委員会が本年6月4日にスタートし、既に2回の会議を開催しております。

県内各ブロックから委員を選出し、10名でもって委員会を構成し、来年度前半に報告書を完成させるようになっております。

こういった動きの中で、本市は新たな過疎対策法制定について、どのような取り組みをしているのか、お尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 まず、過疎対策法制定のこれまでの経緯、そして全国過疎地域自立促進連盟の要望活動の状況を述べさせていただき、そして本市独自の要望活動の状況等を答弁させていただきたいというふうに思います。

新たな過疎対策法制定についてのお尋ねであります。過疎対策法についてのこれまでの経緯等については、昭和30年代以降の日本経済の高度成長が地方の人口を急激に大都市に吸引する結果をもたらした、過疎問題が深刻な問題となってきたことから、昭和45年に10年の時限立法として、過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、昭和55年の過疎地域振興特別措置法の制定、平成2年の過疎地域活性化特別措置法の制定に続き、平成12年には現在の過疎地域自立促進特別措置法が10年の時限立法として制定されております。

この自立促進法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能や生活環境の整備等が低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を講じることにより、これらの地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成に寄与するものであります。

そして、平成22年の改正では、過疎対策を切れ目なく実施するため、その期限を平成28年度末まで6年延長するとともに、過疎計画に基づき過疎債の発行が認められる事業として過疎対策自立促進特別対策事業、いわゆるソフト事業等が追加されるなど、その適用範囲の拡充もなされてきております。

さらに、平成24年の改正では、東日本大震災の影響による過疎対策事業の大幅な遅延が想定されることを踏まえ、その期限が平成33年3月末、令和3年3月末までさらに5年間延長され、平成26年の改正において、平成22年の国勢調査の結果を用いた過疎地域の要件が追加され、本市が過疎市町村の指定を受けるといった経緯をたどってきております。

現行の過疎法が、令和3年3月末に期限を迎えるのを踏まえ、議員からありましたように、令和3年度以降の対応を検討している総務省の有識者懇談会においても議論が進められておりますが、本年4月に今後の過疎対策に関する中間整理をまとめ、これまでの過疎法制定時とは異なり、今後は過疎地以外の都市部でも人口減少が加速するため、過疎対策の意義を捉え直す必要があると指摘した上で、担い手の確保に向け過疎対策事業債など、現行の支援を継続することが基本であるとしております。

そして、支援策の具体的内容や対象地域の要件などは引き続き議論し、来年夏をめどに最終的な提言をまとめることとしております。

新たな過疎対策法制定のための対応、要望活動についてのお尋ねでございますが、全国の過疎団体で組織する全国過疎地域自立促進連盟において、毎年度、現行の過疎法の期限終了後も引き続き過疎の振興が図られるような法整備の要望を含め、過疎対策関係の政府予算や施策に関し、国会議員、関係省庁に対して、その実現に向けて働きかけを続けてきているほか、本年度は特に11月15日に東京で開催される理事会、総会において、令和2年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議及び新たな過疎対策法の制定に関する決議を決定し、引き続き行われる新たな過疎対策法の制定についての総決起大会において、その実現に向け関係方面に要請活動を進めることとしております。

このように、新たな過疎対策法の制定、そして今後の過疎対策の推進は、本市の振興のためにはなくてはならないものであります。

行政報告でも報告いたしました。本市独自の対応といたしましては、これまでの過疎法がいずれも超党派の議員立法で制定・延長されていることも踏まえ、先月、県選出の国会議員の皆様方に対し、新たな過疎対策法の制定と今後の過疎対策の推進、そして本市の過疎地域への指定の継続について、お力添えをいただきたいということで要望書を提出いたしております。

そして、先日行われました南薩地区総合開発期成会における中央省庁への要望活動の際にも、

地元選出の国会議員の皆様方にもお会いする機会がございましたので、私のほうからじかにお願いをしてきたところであります。今後も機会を捉えて要望を行っていきたいと考えております。

○9番立石幸徳議員 これまでの長年の取り組みを含め、要望活動をしているということは、市長のほうから今、お答えいただいたんですけどね。まだ、例えば具体的に何を要望しているのか。そこで本市にとってはですね、今回初めて、この過疎対策法の切りかえっていいでしょうか、そういう時期を迎える経験をすることになるんですね。私は、この節目の対応というのは非常に重要ではないかと思うんです。

先ほど市長の説明にもありましたように、前回といいましょうか、過疎債適用の事業にソフト事業が適用されるようになった。

枕崎市で言えば、例えば婚活プロジェクト、ほかにもありますけれども、ハード事業のみじゃなくてソフト事業も適用になった。これはまさしく地方の過疎地の声の実現した結果であります。

今回、どういったことを具体的に要望項目として挙げてですね、なおかつ日本全国の過疎地が活性化していくようにということを経営していただけるか、市長が昨日もこの地方創生の関係で、東京一極集中を非常に気にされておりましたけれども、かつて私自身は、ある学識経験者から過疎と過密の問題は、全く一体の一つの問題であると。表裏一体、過疎問題を解決することが、まさに過密の東京一極集中を解決することになるんですね。

ですから、この過疎の問題ちゅうのは、我が地域の問題というより、まさしく日本の今後のあるべき姿をどうするかということにつながっていくと思います。

そこで、まず具体的にですね、次の過疎法の制定に向けて、総務省のほうは過疎法っていう名称が適当なのかどうかっていうこの名前すら検討をしているみたいなんですけれども、どういった要望項目を具体的に考えておるのかですね、この点をお尋ねをいたします。

○東中川徹企画調整課長 まず、先ほど市長からありました全国過疎地域自立促進連盟における、今回、新たな過疎対策法の制定に関する決議、この案の中での項目を申し上げますと、過疎地域が果たしている役割を評価し、新たな過疎対策の理念を確立すること。2つ目に、過疎地域の特性を的確に反映する指定要件等を設定し、現行過疎地域を指定対象とすること。3つ目に、地方交付税を充実し、過疎市町村の財政基盤を確立するとともに、過疎対策事業債の対象事業を拡大すること。4つ目に、過疎地域における産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進すること。5つ目に、過疎地域のインフラ整備を推進し、住民が安心安全に暮らせるための生活基盤を確立すること。この5項目を掲げております。

そのほかにも、全国市長会の過疎関係都市連絡協議会の総会において、過疎法の失効に伴う新たな制度の創設を初めとしまして、地方創生の推進、財政基盤の充実強化等、生活基盤の確立、高度情報通信基盤、高規格幹線道路網等の整備、産業の振興等、集落の対策の促進と地域の活性化など、さまざまな課題について積極的かつ適切な措置を講ずることを求めるという過疎対策の推進に関する提言も決定いたしまして、地域の声というものを示しております。

本市独自で、その項目ということで過疎地域の指定から年数がそれほどたっていない段階で、なかなか独自ということでの要望ということではなかなか難しいものがございますが、このように議員からありましたように、こういう団体を通じて地域からの声を上げていくということは非常に大事なものであるというふうに考えております。

○9番立石幸徳議員 なかなかですね、具体的なものが聞こえてこないんですけども、例えば全国の他県の今回の過疎切りかえに向けてですね、常に私、全部確認なんかしてませんが、数県においては地方交付税、つまり過疎債の交付税措置率、現在70%をもう少し引き上げてくれと。国の財政の都合もありますけれども、そういった声も他県では出ているみたいなんです。

そこで、この要望のタイミングとしてはですね、私はもう今が、ある意味ではクライマックスじゃないかと。もう来年前半には、ほとんどもう総務省にしてもいろんな鹿児島県の報告にして

も、研究会の報告書にしても、もうまとまっています。

来年度、後半には法案をつくっていくということになりますのでね、大体、今年中が過疎へ向けてのいろんな声を上げるタイミングだと思うんです。我が枕崎市議会にも、既に県の過疎協議会のほうから市議会に意見書を上げてくれというのが9月議会にも出されております。

そこでですね、もう一つ、この過疎の関係で整理しておきたい点を2点ほど、簡潔にお答えいただければ結構なんですけど、実は総務省の、最初言いました過疎問題懇談会で、現在も中間報告を出した後にもいろいろ検討会があるんですけども、今現在、一番論議をしているのが大都市などの一部過疎、余りほかの都市の名前を上げるのもいろいろ支障があるかと思うんですけども、例えば鹿児島県においては、43の自治体のうち41が過疎指定、過疎指定でないのはいちき串木野市、出水市の2市だけです。県庁所在地の鹿児島市も過疎指定を受けているわけですね。

調べてみたら、7つの市はいわゆる一部過疎、そしてこれを総務省が大都市を過疎指定をするかどうかちゅうことで、先ほどの懇談会でいろいろ論議をしているんですね。この一部過疎について、本市はどういうふうにか、他の都市のことをとやかく言うっていう意味じゃなくてですね。やはり、あるべき姿というのはきちっと考えなきゃならんのかなと思うんです。

それから、次の条例の関係もまとめてお尋ねをしますが、枕崎市過疎地域産業開発促進条例、これも本市が過疎指定を受けて平成26年にこの条例をつくりましてですね、この条例に基づいていろいろ事業をやる場合は、固定資産税の課税免除がなされるという特別措置が、この条例で決められているんですね。

非常に有利な条例なんですけども、こういった過疎地を活性化する条例あるいは税制の特例、そういうものの実績というのはですね、どういうふうになっているのか、その点をお尋ねをいたします。

○東中川徹企画調整課長 まず、一部過疎についてでありますけど、一部過疎と申しますのは、市町村合併をした場合の特例ということで、合併の前日において過疎地域であった市町村の区域を過疎地域とみなして過疎法の規定を適用するという特例であります。

ただいま議員のほうから7自治体ということでありましたが、県内では鹿児島市ほか合わせて6市がこの特例を受けております。

都市部の自治体の一部過疎について、ある程度の財政力があって総合的に地域の振興策というのを行っているところについては、過疎地域として指定するのはおかしいのではというようなことですが、確かに総務省の過疎問題懇談会におきましても、過疎指定の要件の中で、合併前の旧市町村のみを過疎地域とみなす一部過疎とする特例について、今後その継続の必要性の有無を議論していくということでもあります。

この一部過疎による過疎地域指定について、本市としてどのように考えているのかということでしたが、先ほど冒頭の市長の答弁の中でもありました現行の過疎地域自立促進特別措置法の目的を踏まえまして、この特例措置が現在設けられているものと考えられますし、全国過疎地域自立促進連盟における新たな過疎対策法制定に関する決議案の中でも、先ほど申し上げましたように、その要請項目の中に過疎地域の特性を的確に反映する指定要件等を設定し、現行過疎地域を指定対象とすることも掲げてございます。

そして、現行の地域指定を受けてる自治体全体で要望を続けているということもございまして、本市としては、その一部過疎の必要性の有無、それというものよりも過疎地域の指定の継続の実現というものが、まず第一ではないかというふうにか考えております。

○9番立石幸徳議員 実績のほうはどうか、いや実績。

○鮫島寿水文産商工課長 私のほうからは、枕崎市過疎地域産業開発促進条例を適用した実績について申し上げます。

3件ほどございました。3件とも製造業でありました。懇談会等でも活用が低調というような

御意見もあるところですが、枕崎市におきましては、枕崎市過疎地域産業開発促進条例の周知について、市のホームページに企業の優遇税制というページを設けまして、課税免除等の制度概要を紹介してるところです。

また、企業誘致関係の相談があったときには企画調整課、また工場の新設、増設時におきましては税務課と連携しながら、関係事業者に対して優遇税制のことについてお話をさせていただいているところです。

○9番立石幸徳議員 過疎関係についてはですね、いろいろあと決算委員会等でも、あるいはぎりぎり12月議会等でも発言する機会があるかと思しますので、次の環境対策の件をお尋ねさせていただきたいと思えます。

テーマは、下水道終末処理場周辺の悪臭対策なんですけれども、これは、これまでも一般質問もございましたし、あるいは委員会等でもいろんな意見、当局の答弁も出てるんですけども、まずですね、この終末処理場周辺の悪臭について、本市の認識といたしまして、当局見解でもいいんですけども、どのような実情にあると考えておられるのかですね、この点を端的で結構です。悪臭があると思ってるのか、そんなのではないと思ってるのか、この点をお答えください。

○日渡輝明市民生活課参事 御質問の下水道終末処理場周辺の臭気の確認については、敷地の境界線上において、委託業務により臭気指数による検査を実施しており、その結果により臭気についての判断を行っております。

検査を実施している臭気指数は、人間の嗅覚を用いてにおいの程度を測定するため、においを全体として捉えることができ、複合臭にも対応できるという特徴があります。

また、人間の嗅覚を用いて測定するため、悪臭の被害感と一致しやすく状況に応じた対応が可能となることから、臭気指数による検査を実施し判断をしているところでございます。

臭気に関しましては、さまざまなおいが関連してきますので、においがするときは原因を探りながら調査をしているところでございますが、今後とも周辺の聞き取りや調査を行い、状況の把握に努めながら状況確認に努めていきたいというふうに考えております。

○9番立石幸徳議員 今後、状況確認をするような話じゃないんじゃないですか。下水道が始まってもう30年以上たってるわけですよ。

それで、もう少し条例に基づいてお尋ねをしますけども、枕崎市民の環境を守る条例第2条の5においてですね、指定施設ですね、いわゆる悪臭以外のものもあるんですけども、汚水とか騒音とかですね、そういったおそれのある工場あるいは事業場に設置されている施設のうち、汚水、騒音、または悪臭を発生する施設を条例で定めて、そして具体的に規則で規定しているんですね。

本市の終末処理場は、この指定施設になっているんですかね、これが1点。また、もう一つ、環境を守る条例第7条で、市長は、市民から公害その他良好な環境の侵害に関する苦情があったときは、速やかにその実情を調査し、迅速かつ適正な処理に努めるものとするとなっております。今後、調べるようなことじゃないですよ。

ですから、その2点についてですね、お答えいただきたいと思えます。

○日渡輝明市民生活課参事 確認のため、しばらくお待ちください。（「時間がかかるようだったらちょっと時間をとめてくださいよ。議長、時間をちょっととめてもらわんとロスになりますから」と言う者あり）下水道終末処理場については、本市の指定施設として位置づけはされておられません。

○9番立石幸徳議員 もう一点、答弁漏れがありますけれども、今、参事が言われたように、当然、これは環境を守る条例の指定施設にはならないわけですよ。環境を守る条例の指定施設は、民間の施設ですからね。下水道終末処理場は公共施設じゃないですか。

私が今回、この件で一般質問したのはですよ、さっきも言った住民からの苦情であります。8月の末の苦情。その前もたくさんいろんなクレームを私どもはいただいております。そして、

担当課のほうにこういった声がかかって言うのと、担当課のほうは少し疑問を持つような感じで対応をするんですね。ですから、一番最初のところを、原点を聞いたんですね。

そして、今、終末処理場周辺はですね、私は、本市の中でも最もにぎわっているエリア、一番にぎわいのあるゾーンではないのかと思うんですよ。金融機関もある、郵便局もある、あるいは大型のショッピングセンター、今度新しくちょっと離れたところに大きなストアもできました。遊ぶ遊興施設もごさいます。そういう中ですね、いろんな市民あるいはほかの方もあの一帯に足を運ぶ、あるいは買い物をする。たくさんの方が私はあの地域は出入りをするんじゃないかと思うんですよ。

そこで、下水道の関係でお尋ねをいたしますけれども、本市の下水道条例では、この処理施設の構造の基準あるいは終末処理場の維持管理に関する基準、そういうものを定めてごさいます。汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられているっていうのがこれが条例ですね。

ところが、この規則はどうなってるかというと、全く条例と同じ文なんです。ですからね、これは平成24年に追加された条例規則です。

具体的に、終末処理場の悪臭防止のため、どのような措置がなされ、その管理はどこがやって、どこがチェックしているのか、お尋ねをいたします。

○松田誠水道課長 まず、お尋ねの市民からの苦情でございしますが、ここ数年の間に直接水道課のほうに苦情が来たという確認はとれてませんが、通日業務としまして敷地周辺の臭気確認は行っています。

ですが、常駐している職員では臭気になれていることから、臭気による不快感が薄れているため、終末処理場内外11カ所、年3回以上の機器による臭気指数自主測定と環境担当部局によります専門検査機関の嗅覚測定法による測定調査を実施しております。

先ほど、環境担当部局より答弁があったとおり、平成29年度、30年度の検査結果では異常値は見られない状況です。

しかし、臭気は目に見えない上、感覚には個人差があるので評価は難しいですが、施設の老朽化、汚泥量の増加及び汚泥処理の運搬作業による処理場周辺への臭気の拡散はあるものと認識しております。

今、お尋ねの臭気対策への取り組みでございしますが、枕崎終末処理場は住宅に近い場所に立地することから、建設当初より最初沈殿池からエアレーションタンクの処理池上に簡易ぶたを設置し、敷地周辺には三重に樹木を植栽することにより、場外にできるだけ臭気が漏れないように建設しております。

近年の汚泥量増加に伴う臭気対策としまして、汚泥棟通風口へのシャワーミストの設置、汚泥積み込み時の搬出口開閉時間の短縮及び脱臭設備機能保全を目的とした定期的な活性炭入れかえ等の措置を講じているところです。

また、平成31年1月からは光合成細菌による消臭試験を行っており、現在経過を観察中でございます。

○9番立石幸徳議員 いろいろ取り組んでることは、今、説明をいただいたんですけどね、本当にそれが解決策につながっているのか、その辺はまた決算委員会で聞きます。本当に時間を費やしていますのでね。

最初、市民生活課参事が言われた、いわゆる本市が悪臭防止法の規制区域を設けてましてですね、そして年に1回、この終末処理場の境界のところでも悪臭検査業務を委託した結果も私、手元に持っているんですけどね。この中でも平成28年度は基準オーバーをしてるじゃないですか。臭気指数10ぐらいに10未満、10未満というのが何年度かありますけどね。平成28年度は臭気指数15、これは決算委員会で結構です。この指数は、基準オーバーであるのかないのか、委員会で教えて

いただきたいと思います。

とにかくですね、この一番枕崎の中心といったようなゾーンが、こういう悪臭がですね、いろいろとやかく言われるちゆうことは、私は非常にまちの活性化のためにもよくないと思うんですね、市長、最後に、この点の市長の見解をお聞かせください。

○前田祝成市長 ただいま議員からありましたように、終末処理場の周辺の悪臭ということについてはですね、問題意識を持って対応しないといけないというふうに思っております。

一番栄えている場所、まさにいろんな銀行、郵便局、そして商業施設等がある場所でございますので、そこについてはですね、真剣に取り組んでまいりたいと思います。

今、水道課のほう、そして市民生活課のほうからもありましたけれども、彼らのほうも努力しておりますので、一緒になってやってまいりたいと思います。

○9番立石幸徳議員 教育の関係でですね、2点ほど質問をいたします。

1点目は、本年度の事業で取り組んでいる本市学校教育施設の長寿命化計画なんですね。本市の公共施設については、教育施設に限らず、既に平成29年3月に枕崎市公共施設等総合管理計画が策定されたところなんです。

その中で公営住宅、公園、橋梁、下水道施設については、長寿命化計画ができています。そのほかの施設、つまり学校教育施設についても令和2年度までに個別施設ごとの長寿命化計画をつくるということが、もう、さきの上位計画である公共施設等総合管理計画を説明するときに教えていただいております。

本市の小中学校の児童数の推移とか、いろんなものを総合的に勘案して、この長寿命化を取り組んでいかないといけないんですけれども、私のほうから時間の関係で、先に具体的にですね、お尋ねをしますけど、この文科省の学校施設長寿命化計画に関する手引、こういうものが数年前につくられていて、その中で、この学校施設の長寿命化計画をつくる際には、まず学校の目指す姿、これをどういうふうにするのかということを書くようになっていましてね。

それで、先月も総務文教委員会ですら所管事務調査、小学校だけでしたけど、いろいろ足を運ぶ中で、今とかく公共施設で一番いろいろ問題視されている身体障害者等へのいわゆるバリアフリーの問題ですね。これが、私は本市の学校施設では一番おくらしているんじゃないかと。

例えば、学校に行っても駐車場にまず身障者用のスペースというのが設けられていないですよ。そして、学校の中にも児童生徒もちろんですけども、保護者にも当然、身障者の方もおられるでしょうし、いろいろな学校を訪問する一般人の方の中にも、身障者の方もおられる。そういう方が学校に来られるような状況にはなっていない。この辺をどういうふうに今度の長寿命化計画で位置づけるのか。

それから、当然、児童や生徒が少なくなっていくと余裕教室ですね、この余裕教室の活用の仕方、これをどういうふうに計画の中で盛り込むのか。

それから、先般の所管事務調査で、私はある意味で驚くというよりちょっと怖くなったんですけど、学校プール、学校名は言いませんけど、ある学校のプールなんか、プールの真ん中から草が生えてくると、プールの真ん中からですよ。そして、泳いだ子供が、水泳はとにかく水泳着は着ますけれども、あとはもう皮膚をこすったりですね、そんな状態なんですという説明を受けてですね。

だから、この学校プールのあり方っていうのも、いろいろどうするという方針を出さないと、はっきり言って、危険なプールで泳いでいいものかと思うんですけど、とりあえず、具体的にはそういうことを含めたですね、この学校施設長寿命化計画、今ずっと業者ももう決定して取り組んでいると思うんですけど、その辺の見解をお尋ねいたします。

○山口美津哉教委総務課長 まず、長寿命化計画の目的なんですが、この計画は建物をいつまで使うかを想定した建てかえまでを含めた費用計画でありまして、学校施設の建てかえ、改修等に

関する優先順位づけの考え方を示しました上で、今後の建てかえや改修等の内容、時期、費用等を整理して計画期間内の年次計画を策定するものです。

また、この計画策定に当たりましては、同計画の上位計画であります本市の総合振興計画、公共施設等総合管理計画との整合性を図るとともに、文部科学省の指針も踏まえて策定していくこととしております。

国内の学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけて建築されたものが多いようですが、本市はその年代よりも古い昭和20年代後半から30年代の建物も使われているのが現状であります。

したがって、文科省の指針では、学校施設の目指すべき姿としてハード面においては耐震化、老朽化対策のほかバリアフリー化など、学校施設の安全面、機能面、環境面それぞれの整備が重要とされておりますけれども、本市の場合は、先ほども申し上げましたように、老朽化が激しいということもありまして、外壁落下防止等の非構造部材耐震化、長寿命化改良事業の老朽化対策、校舎等の屋根防水に加えまして、国の補助事業等を活用した教室やトイレ、照明などの改修をまずは優先的に整備していく必要があると考えております。

ただ、この計画は10年間を想定した年次計画を策定するものですが、計画の達成度や市の方向性等状況の変化を踏まえまして、5年程度を目安に計画を更新することが望ましいとされておりますので、その時点で見直し等があれば行っていきたくと思います。

それから、余裕教室の関係ですけれども、余裕教室についての定義というのが、現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口等を鑑みて、今後5年以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室をいうようです。

文科省が実施した平成29年5月1日現在の余裕教室活用状況実態調査による本市の状況を申し上げますと、小学校4校の余裕教室数は78室、中学校4校の余裕教室数は92室で、小中学校ともに全ての教室が多目的教室、特別教室、児童生徒の交流スペース及び授業の準備室、そのほかに、例えば教育相談、進路指導といった教職員の活用スペースなど、学校施設として活用されている状況にあります。

この長寿命化計画策定に当たりましては、本市の人口及び財政状況、学校施設以外の公共施設等の状況など、学校を取り巻く実態や経年別の保有状況、保有教室の活用状況等について整理をしまして、より詳細な実態が把握できますことから、これらの分析をもとに将来の管理・活用方法等を検討していきたくと考えております。

それから、最後の御質問のプールの関係についてですけれども、この長寿命化計画におきましては、以前も申し上げましたように、小規模の建物のほかにプール、グラウンド等も調査における老朽化状況の実態把握の対象にはしておりませんが、これらに係る今後の維持、更新コストについては、必要に応じてコストを算出していくことになっております。

本市の学校プール施設は、最も古いものが昭和37年完成で築58年経過しておりまして、新しいものでも平成6年完成で築25年が経過し老朽化が激しいことから、プール水槽のひび割れや配水管等の破損によると見られる漏水などがあるたびに補修をしておりますけれども、多額の経費がかかるために抜本的な改修には至っておりません。

また、年間の維持管理にはプール水槽の清掃時、それから使用期間の水道料金のほかに水質の維持費、循環ろ過機の保守点検料や維持修繕料等の経費が大きな負担となっているところです。

お尋ねのプールの今後のあり方についてですけれども、早急な対応が必要なプール水槽、プールサイドの漏水防止策については、可能な限り対応していきたくと思います。

しかし、学校プールは、小中学校で使用期間に多少の違いはありますが、おおむね6月初めから7月中旬にかけての1カ月半程度しか使用しない反面、維持管理費用が大きいのが現状であります。

そのようなことから、今後の使用のあり方については、コストや資源の有効活用という点からすれば、受け入れ態勢や移動手段等の課題はありますが、学校外の施設、例えば市営プールを利用しますとか、あるいは小中学校間、小学校または中学校間での共同利用も考えられるところです。

共同利用が可能になれば、維持費を集中的に充てられるため、大きな負担軽減につながり、何より児童生徒の安全安心につながると考えておりますので、今後、課題を整理しながら研究していきたいと考えております。

○9番立石幸徳議員 これも残余のいろんな問題については、また委員会等でお尋ねをさせていただきます。

特に、最後の学校プール、これも後もって小中連携の強化のところでもありますけれども、時間の関係で学力テストの関係で質問を進めさせていただきます。

全国学力テスト結果、本年度の場合、8月1日付の報道で私もいろんな状況を知ることでしたが、鹿児島県内の公立中学校、これ平均正答率は全教科で全国平均を下回っているんですね。これは2013年度から7年連続だということです。全教科、全国平均を下回っている。枕崎市の状況、これはいろいろ支障もあるんでしょうけれども、先般の所管事務調査で4つの小学校の状況はもう全て教えてもらいました。中学校の学校だよりも出てるんですけども、この本市の学力テストの状況で、担当のほうで報告できる範囲内で教えていただきたいと思います。

○益満裕美学校教育課長 本年度の本市の全国学力・学習状況調査の結果は、小学校、中学校とも全教科において県平均を上回り、小学校の国語は全国平均も上回る結果でした。

小学校の国語は、県平均を2.0ポイント、全国平均を4.2ポイント上回りました。小学校の算数は、県平均を1.0ポイント上回りましたが、全国平均を0.6ポイント下回りました。

中学校においては、国語、数学ともに県平均を2.0ポイント上回り、全国平均に0.8ポイント届きませんでした。英語については県平均と同じでしたが、全国平均に3.0ポイント届きませんでした。

教育委員会は、全国学力・学習状況調査結果発表後の7月31日に臨時校長会を開催し、全小中学校に全国学力・学習状況調査結果の分析を行うよう指導しました。8月26日と29日に臨時に校長面談を実施し、分析結果をもとにした今後の取り組みについて指導、助言を行いました。

また、学校ごとに見ると、全ての教科で全国平均以上の学校がある一方、県平均以下の学校もあり、その学校についてはPTAの役員会に教育委員会職員が出席し、学校の実態をつぶさに伝えるとともに、学力向上に対して強い危機感を持ち、学校と家庭の連携を一層図るよう指導しました。

今後も、枕崎市内全ての小中学校の学力向上が図られるよう、継続した指導と見届けを行ってまいります。

○9番立石幸徳議員 そこで、私は6月議会でもですね、枕崎市の学校現場、本市の教育というのは、非常にいろんな意味で市内外から評価されているんじゃないかと自分自身は感じているということで申しましたけれども、今度の8月1日付の新聞報道の中でですね、特に鹿児島県内の学校現場での学力向上に対するさまざまな取り組みですね、それが地元新聞に県内5市ぐらい、その学力向上に取り組んでいる内容も含めて紹介されていましたが、その一つとして枕崎市の学力向上に対する小中連携を強化しているということが、それなりのスペースで報道をされていて、私は非常に読むときにほのぼのとしたうれしい気持ちになった次第であります。やはり、注目されているからこそ、そういう記事も出るんだと思うわけなんですね。小中連携の実態と効果、これをどのように分析しておられるのか。

それから、つい最近出された本市の広報まくらざきの中の16ページで、鹿児島県の義務教育課長を去る7月31日にお招きして、本市の小中学校教職員120名にいろいろ講演もされているよ

うです。

そういったことも含めてですね、これもわかりやすくといいたいでしょうか、教科部会を持っているのもですけれども、そういう取り組みを今後どうするという決意も含めて、これを教育長にちょっと教えていただきたいと思います。

○丸山屋敏教育長 本市の連携教育ですけれども、一小一中、4つの中学校、4つの小学校が連携しております、非常に恵まれた環境にあります。

そのために、小学校の外国語の授業に中学校の英語の先生が行くとか、あるいは小学校と中学校で共同して研究を進めていくというような取り組みをしております。

そこで、私どもが今後もやっていきたいと思うことは、この前も義務教育課長とお話をしたんですけれども、やはり学力は学校の先生の責任においてつけなければいけない。これをいろんな条件で、ここは難しい、あるいはここは厳しいというような条件等を述べていても、それは全てどこのところでもありますよってということ。

それで、私も学力が今回は振るわなかった学校に直接参りました。そこで、校長、教頭、PTAの役員の皆さんに、学力というのは学校が責任を持ちますよと。しかし、一方では、保護者の皆さんもぜひそのことについて関心を持ってくださいとそういうことを申し上げました。

つまり、学校と教育委員会は、結果責任、結果が問われていると思います。努力をしても、その結果が伴わない努力は、果たして努力といえるのかどうか、そういう厳しい御指摘をいたしました。私自身もそのように思っております。

今後も結果にこだわって、そして枕崎の子供たちにしかるべき学力をつけて、そして高校に行ってもらおう。高校に行ったらしかるべき大学に行ってもらおう。しかるべく仕事をしてもらうということですね、結果にこだわってやっていきたいというふうに思っています。

○9番立石幸徳議員 教育長の強い決意を聞きまして、私も本当に今後の枕崎の教育にまた一段と希望を持っていきたいと思います。

私なんかは申し上げるまでもなく、教育は当然学力だけではございませんけれども、やはり教育の柱としてですね、学力向上っていうのは厳然とあるんじゃないかと思っておりますので、そういったことで、なかなか時間のかかることではしょうけれども、これからの教育現場の皆さんの頑張りに期待したいと思っております。

時間が非常に少なくなりましたが、最後のこの水産の関係でですね、残った分はまた委員会に譲りますけど、最初のカツオの漁場確保の問題、これは私は昨年も2回ほどこのパラオ漁場の件を一般質問で触れました。

今現在といいたいでしょうか、相手国のパラオ共和国が法律まで、はっきり言って、日本のいろんな要望に応じてといいたいでしょうか、法律を変えていただいたんですね。

ところが、そのことでカツオ漁場は何とか確保できるけど、条件がですね、どうなるか。それこそまた高い入漁料を払ったりとか、あるいは操業期間をまた抑制するとか、いろんな制約があると元も子もなくなるんで、やはり最後までこの点のいろんな要望活動ちゅうのは続けてほしいと思うんです。

何ととっても、この水産に関して私はこの漁場を確保するというのは、漁業者の本当に一番大事なことだと思うんですね。今、養殖業もいろいろ広がってきておりますけど、サンマの例に見られるごとく、この漁場確保というのは私は第一歩じゃないかと思うんです。

そういう意味で、このパラオ漁場に対する今後の本市の取り組みといいたいでしょうか、これまでの努力が本当にお礼を申し上げなければならないと思うんですけれども、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 これまでも、昨年から答弁してることと重なる部分もございますが、パラオ国家海洋保護区設置法が2015年に成立しまして、2020年より完全実施されることになり

ました。

この法につきましては、パラオ共和国のEEZの排他的経済水域の約80%について、国内及び国外の漁船によるものを問わず、完全な漁業禁止区域とし、残り20%については一定の例外を除き、国内市場向け漁業以外の操業を禁止するものであると承知しているところです。

その後、議員からもありましたとおり、日本の要請を受けまして、ことしに入り同法が改正され日本漁船の操業継続が可能となったと承知しております。

入漁料や操業日数などの制限が厳しくなるというような動きは今のところないようです。日本以外の漁船が締め出され、それらの外国漁船が他の海域で多く操業することになり、他の漁場への影響は出てくる、場合によっては、日本の海外まき網船と外国漁船が競合することになるという懸念もあるところです。

また、島嶼国の中で国家予算に対しまして、入漁料の収入が少ない国々がパラオ共和国に追随することも考えられます。

このようなことから、日本のカツオ・マグロ漁船の安定的な入漁の確保に向けた島嶼国との交渉を引き続き強力に進めていくよう特定第三種漁港を持つ市長協議会及び市議会議長会とその13市に、北海道4市を加えた商工会議所会で構成する全国水産都市三団体連絡協議会を通じて、本年7月30日に農林水産省や水産庁、財務省、地元選出国會議員に要請活動を行いました。

また、鹿児島県かつお・まぐろ漁業対策協議会においても、かつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会を通じた要望活動を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○中原重信議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時53分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和元年 9 月 27 日)

令和元年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第4号）

令和元年9月27日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	26	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	27	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃
3	28	枕崎市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について	〃
4	30	枕崎市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	31	枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について	〃
6	25	枕崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
7	29	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	陳2	歩道のバリアフリー化推進と道路の改良についての陳情	〃
9	21	令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予特
10	22	令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
11	23	令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
12	24	令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
神 浦 正 純 建設課土木係長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長
中 原 浩 二 消防長	松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第5号までの5件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[永野慶一郎総務文教委員長 登壇]

○永野慶一郎総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第5号までの5件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

日程第1号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等が削除されることに伴い、職員の期末手当、勤勉手当及び旅費に係る関係規定について所要の改正をしようとするもので、主な内容は、地方公務員法において地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除され、本年12月14日から施行されるが、この法改正に伴い枕崎市職員の給与に関する条例にお

いては、期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる職員として、6月と12月の基準日前1カ月以内に成年被後見人、被保佐人となり失職した職員もその支給の対象となることが規定されているが、当該規定が不要となることによる関係規定の改正等を行うほか、枕崎市旅費支給条例においては、地方公務員法の欠格条項から成年被後見人等が削除されることに伴う条文整理をしようとするものです。

委員から、被後見人あるいは被保佐人と言われるような人であっても個別審査をやって、別段、市役所の仕事に支障がないということであれば採用するということかとの質疑があり、現行制度において採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しいときには、病気休職などの分限の規定が整備されていることから、受験資格から成年被後見人等の欠格条項を外しても採用時の面接であるとか、分限の対象として判断していけば可能ということで、受験資格等の欠格条項が削除されたものであるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び日程第3号枕崎市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定についての2件は関連がありますので、一括して審査いたしました。

日程第2号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員の任用等及び特別職非常勤職員等の任用要件に関する規定の整備がなされたことに伴い、枕崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例など、関係7条例について所要の改正をしようとするものです。

日程第3号は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、本市における会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

委員から、5,000万円の財政負担を見ているが、今後の人事行政の運営等の状況の公表は、本市に関してはパートタイムだから従前と変わらないのかとの質疑があり、フルタイムについては常勤職員と同様に給料、職員手当が支給されているので、公表の対象とするが、パートタイムについては勤務の対価として報酬が支払われ、その対象としないという取り扱いが示されている。本市においては、現状の非常勤職員の勤務状況等を踏まえて、パートタイムを想定していることから、公表については従来と結果的に変わらないとのことです。

これに対し、委員から、これだけの制度改正なので、正規職員同様、会計年度任用職員の給与

費、共済費の内訳等、市民にわかりやすい形で公表をしていただきたいとの要望がありました。

また、委員から、初任給給与水準等においてはフルタイムとほぼ遜色がないということになっていくが、給料表の2級21号給に上限が定められており、その評価はどこでするのかとの質疑があり、給与の設定については現状の勤務条件を踏まえながら、各課とヒアリングをしながら総務課で決定するとのことでした。

この2件については、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市消防団条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、成年被後見人等の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等が削除されることを踏まえ、本市消防団条例についても同様の措置を講ずるため、所要の改正をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

本件は、枕崎市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を得ようとするもので、具体的には、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間とする枕崎市過疎地域自立促進計画について、産業の振興の分野など、現況と問題点、その対策に係る本文中の文言等の整理を行うほか、それぞれの事業計画の表において、令和元年度の当初予算及び6月補正で計上し、本年度以降に実施を予定している事業の計13件を追加するとともに、事業の見直し等による3件の事業内容の変更及び文言整理を行うものであるとのことでした。

委員から、変更後の事業費総額について質疑があり、平成30年末と比較すると、3億3,139万5,000円ほどふえているとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○6番城森史明議員 私は、議案第28号について質疑をいたします。

人件費として5,000万ほどふえるということで報告がありましたが、それに対して、5,000万ふえるのは働き方改革でそれはどうしようもないことだと思うんですが、今後、5,000万単純に年間ふえていくわけですが、それに対する具体策、少しでもその負担を減らそうという具体策、その辺が説明が余り出なかったんですが、その辺はどういうふうに審査されたんでしょうか。

○永野慶一郎総務文教委員長 委員のほうからもそういったような質疑がございまして、人件費削減に向けてということで、各課とのヒアリングの中で、民間委託をすることによって削減できるもの等があるということで、その辺も含めて洗い出しを進めていきますと。

また、今後とも各課ともそのあたりを詰めていく中で人件費削減につながる御報告ができるものだと思っておりますとの答弁が当局のほうからもございました。

○6番城森史明議員 私もこの件については6月の一般質問で質問したわけでありまして。

そして、財政健全化計画でもですね、何年か後に定員が1人削減されて、そして、そのときに約5,000万ほどの削減効果が出ると、そういう答えがありました。これをしますと、もう、その削減効果がゼロになるわけですね。

そういう意味で、県下でも一番人件費の高い都市であってですね、財政に対する圧迫が非常に激しいわけです。枕崎は多いわけなんですね。そういう意味で人件費の削減というのは喫緊の課題だと思うんですが、その中で、パートが、その人件費がふえる。

そしたら、例えば正規職員の残業を減らしたり、その辺で5,000万分の上がった分を相殺していくっていう、そういう議論はされてなかったんでしょうか。

○永野慶一郎総務文教委員長 現在の常勤職員の残業を減らすなどの議論は行われておりません。

○6番城森史明議員 それに伴ってですね、今回、そういう5,000万上がるということでありま
すから、当然その財政健全化計画も修正が行われなきゃいけないと思うんですね。

その辺の財政健全化計画、これが進行中ですが、その変更に関する審査はされたんですか。

○永野慶一郎総務文教委員長 そういったものも審査されております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 私は27号について。

今回、会計年度任用職員へ改正、地方自治法の改正とそれの施行に伴う関係整備ということ
ですけど、当局からの政治的行為の制限、また、この特別職の扱いとか、移行については、当
局からの説明なりどのようになったのか、またその質疑においてはどのようなことがなされたの
かも一応なかったのか、お尋ねいたします。

○永野慶一郎総務文教委員長 特別職の方の処遇ということでしょうか。よろしかったでしょ
うか。

委員のほうからですね、この人事評価ということで質疑がございましてですね。

会計年度任用職員についても人事評価を導入いたしますがということで、その中でですね、現
在行われているのが、管理職の方は人事評価を行い、その結果をもとに給与への反映というこ
とでございまして、管理職のみ期末手当のみそういう人事評価が反映されているという答弁がござ
いました。（「あと特別職について」と言う者あり）特別職につきましては、特に質疑はなかつ
たものと認識しております。

○5番禰占通男議員 本市にも特別職なり、いろいろあると思うんですけど、この27号につ
いては、特別職で省かれる分、また、会計年度任用職員というふうに組み込まれる分というの
が分かれとると思うんですけど、私はそこが一番重要な議案ではなかったかと思ってるん
ですけど、質疑なりはどのようになされたんですか。

○永野慶一郎総務文教委員長 今回、会計年度任用職員というのは、特別職とは全く関連の
ない改定ではないかとしておりますが、ごめんなさい、もう一回質疑の趣旨をお願いいたし
ます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○7番豊留榮子議員 議案第27号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてと議案第28号枕崎市会計年度任用職員の給与、
旅費及び費用弁償に関する条例の制定については関連がありますので、一括して日本共産党は反
対の立場から討論いたします。

この議案は地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に関してさまざまな
規定や給与などの事項を定める条例の制定であります。

これは非常勤職員について育児休業の対象にしたり、諸手当の支給を可能にするものが含まれ、
一見すると処遇の改善と見えます。

しかし、これまで任期が限られた任用には一定の要件がつけられてきたのに対して、会計年度
任用職員は入り口規制のない有期任用の職となっており、会計年度ごとの任用と雇いどめを自治
体の判断で進めることを可能にするようなことをこれは認めることはできません。

そして、会計年度任用職員の給付については、フルタイムで働く場合は給料及び各種手当の支
給対象となるのに、数分でも短くパートタイムとされた人は期末手当のみとされ、待遇格差を温
存することになるというこのような時間の長短によらず、同様の処遇の改善をすべきです。

市が本来行うべきは正規職員と同じ仕事になっている臨時・非常勤職員の正規化や正規職員の

定員の拡大です。

正規職員と同様、住民の要望に応え、誇りを持って働いている全ての臨時・非常勤職員に担う職にふさわしい待遇改善と雇用の安定が図られるよう、抜本的な改善を求めて反対討論といたします。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、起立により採決いたします。

日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、起立により採決いたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第4号及び第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号及び第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号から第8号までの3件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作産業厚生委員長 登壇]

○吉嶺周作産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第6号から第8号までの3件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第6号枕崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、住民票に旧氏の記録がある場合において、旧氏で表した印鑑の登録ができるように条例の一部を改正しようとするものです。

委員から、旧姓は届け出がなくても使えるのでは、との確認の質疑があり、旧姓は一般的に仕事等で使用することは認められているが、その旧姓を確認するためには、今までは戸籍謄本等を見ないと今の氏の前の方がわからないという状況であったが、住民基本台帳法施行令の改正により、旧姓を併記することにより住民票や公的な身分証明書として発行されるマイナンバーカードで確認できるようになります。旧姓を使用したまま契約事務等を行えるようになったことに合わせて、旧姓での印鑑登録ができるようにするもので、市民の利便性を考慮した内容になっているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、幼児教育無償化実施のための特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

委員から、幼児教育無償化による本市財政への影響について質疑があり、本年度においては幼児教育無償化に伴い保護者の保育料負担額が3,200万円程度軽減され、市の負担は1,000万円程度の増となるが、今回の改正により不要となる本市の保育料独自軽減分1,100万円程度と相殺すると、市の負担額はほぼ変わらないとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号歩道のバリアフリー化推進と道路の改良について申し上げます。

本陳情は、枕崎市山手町の枕崎市政を考える会の代表者から提出されたものであります。

本件は、市街地の道路事情ではなく路面の劣化やでこぼこ状態及び国・県道の歩道の取りつけ部分の段差の解消を陳情の趣旨とし、具体的には高齢者が増加する中、車の事故を避けるため電動カーに乗りかえる人がふえていること、また歩行者のための歩道は大部分が狭く、ガタガタで安心して歩けないということであります。

委員から、陳情に示されている火之神道路の塩屋公民館付近のくぼみについて、当局は確認しているかという質疑があり、その場所については本年7月末には舗装工事で補修を行ったとのことです。

また、委員から、この陳情の内容について微妙な相違があるといった意見や、時代の流れからバリアフリー化に近づけることは、高齢者社会の安心安全から考えた場合、免許証返納問題も含め、絶対必要なことではないかという意見もあり、意見が分かれたところではありますが、採決の結果、本件は、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○7番豊留榮子議員 議案第29号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

目前に迫った10月から幼児教育と保育の無償化が実施されるということで、保護者への説明がされていることと思いますが、この無償化によって3歳以上のお子さんの保育料が所得制限なしで無料になる一方、新たに保育所等の副食費、これは昼食のおかずやおやつ代が実費徴収されるといいます。国が目安としている副食費は4,500円、そして主食費が3,000円、合計7,500円です。

この徴収に関しては、各園に任されるということですが、保育所の給食は長い時間保育を受ける子供にとって必要であるとともに、保育の一環といえる給食の必要な経費を各園に徴収任せすることは、その徴収のための労力や滞納があった場合の財政的な負担を園や職員に押しつけることにつながるのではないのでしょうか。

これは国の保育の無償化によって、これまで保育料減免に使っていた財源が浮いてきます。このような財源を活用した自治体独自の減免対策も必要ですし、何といたっても国には保護者への実費徴収ではなく、食材費も含めた保育料の無償化を求めていくべきだということから、これを訴えて反対討論といたします。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、起立により採決いたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号に対する委員長報告は、不採択であります。

よって、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第8号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第9号から第12号までの4件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[豊留榮子予算特別委員長 登壇]

○豊留榮子予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第9号から第12号までの4件について、去る9月13日に委員会を開催し、委員長に豊留榮子、副委員長に眞茅弘美委員を選出し審査いたしました。

委員会では、各般にわたり質疑、答弁が交わされたところでありますが、本委員会は、議長を除く全議員で構成されており、委員会における質疑、答弁及び意見、要望など詳細な審査経過につきましても、配付のとおりでありますので、審査の結果についてのみ御報告いたします。

日程第9号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）、日程第10号令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第11号令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第12号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）の4件については、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号から第12号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号から第24号までの4件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時4分 散会

本 会 議 第 5 日

(令和元年10月2日)

令和元年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第5号）

令和元年10月2日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	認1	平成30年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
2	認2	平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
3	認3	平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
4	認4	平成30年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
5	認5	平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
6	認6	平成30年度枕崎市立病院事業決算	〃
7	認7	平成30年度枕崎市水道事業決算	〃
8	35	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	
9		陳情第3号に係る継続審査申し出について	
10		継続調査申し出について	
11		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 吉 嶺 周 作 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10 番 下 竹 芳 郎 議員
11 番 永 野 慶 一 郎 議員	12 番 東 君 子 議員
13 番 清 水 和 弘 議員	14 番 吉 松 幸 夫 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長	松 田 章 子 書記
田 代 勝 義 書記	溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長
中 原 浩 二 消防長	松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

決算特別委員長に報告を求めます。

[禰占通男決算特別委員長 登壇]

○禰占通男決算特別委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、去る9月13日に委員会を開催し、委員長に禰占通男、副委員長に上迫正幸委員を選出いたしました。

本委員会は、9月17日から9月20日までの4日間にわたり審査を行いました。審査に先立ち、平成30年度中に実施した主な事業について現地確認を行いました。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号平成30年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、日程第2号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び日程第3号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の2件は関連がありますので、一括議題といたしました。

次に、日程第4号平成30年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第5号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、日程第6号平成30年度枕崎市立病院事業決算について申し上げます。

日程第1号から6号については、いずれも賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成30年度枕崎市水道事業決算について申し上げます。

まず、日程第7号中、平成30年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

日程第7号については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わりますが、枕崎小学校校庭のガラス片、終末処理場周辺の臭気については、早急に対策を講じるよう申し述べておきます。

以上、終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○7番豊留榮子議員 ただいま報告がありました認定事項第1号から認定事項第7号までの決算に対して、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

認定事項第1号平成30年度枕崎市一般会計歳入歳出決算におきましては、子供の医療費助成制度については、平成26年7月から医療費無料化の対象者を中学校3学年修了まで引き上げ、また平成30年10月からは、非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関での自己負担がなくなる乳幼児医療給付事業が導入され、経済的理由により医療機関の受診が困難な家庭の負担が軽減されました。引き続き、全ての子供に医療費無料化が行き渡るよう進めていただきたいと思いますところ です。

また、近年の異常気象に体調不良を訴える人がふえる中、教育現場でも子供の体調を気遣い全ての教室にクーラーの設置をしてほしいという要望が実現し、枕崎市内全ての小学校、中学校に空調整備工事設計業務委託が行われ、現在設置が完了しているところです。

また、都市公園の整備に関しては、松之尾公園の老朽化したトイレがお子さん連れや身体障害の方も利用できるよう多目的トイレに改修され、評価すべき事業も多々ありますが、しかし、マイナンバーカードの普及に関して、10月からの消費税増税の一環として、キャッシュレス決済

のポイント還元の仕事を使い、カードを持っている人を優遇する案の具体化を始めました。医療機関窓口でのカード利用開始に向けた準備なども加速させているといいます。

これまで、カードが国民の中に広がらなかったのは、多くの人が必要を感じないとともに、個人情報の管理などに不安を抱いているからです。

政府は、2020年度末までに6,000万枚から7,000万枚のカード発行を目標にしていると言いますが、その必要額は何と数千億に達するおそれがあるということです。マイナンバーカード導入の大きな理由に、効率化で行財政の無駄をなくすと言っていますが、これこそ浪費ではないでしょうか。交付から3年半もたち、顔写真つきのマイナンバーカードは、身分証明書にも使えりと盛んに宣伝していましたが、個人情報の漏えいやカードの紛失や盗難への心配も根強くあるところでは。

現在の申請数は、全国で1,780万枚、普及率約14%、そして鹿児島県内では24万6,080枚、本市においては3,377枚です。

30年度も社会保障税番号制度にかかわる住民情報システムの改修工事に383万4,000円、そして206万3,000円は社会保障税番号制度の発展のため、また普及のための周知活動を行ったということですが、市民にとって必要性のないマイナンバーカードの普及の押しつけには、国に強く抗議し、市民の暮らしや福祉を守り、市政の活性化に全力を注ぐべきではないでしょうか。

次に、認定事項第2号国民健康保険特別会計におきましては、国保の広域化ということで、都道府県と市町村による共同運営が実施されているところですが、国民健康保険は全ての国民が加入することができる国民皆保険です。

しかし、国保の加入者は高齢者や低所得者の人が多い中で、本市は昨年に引き続き県下19市中、徴収率が県内1位でした。しかし、滞納世帯がゼロということではなく、296世帯の方が納めることができずに苦しんでいるところでは。

徴収率が上がると保険者努力支援制度により評価され、御褒美として補助金がふえるということですが、国はいずれ一般会計からの繰り入れをやめさせようとしているということもあり、国保特別会計が成り立つように努力されていることと思いますが、国民皆保険が成り立つように、国は国庫負担を大幅にふやし、一般会計からの繰り入れも今までどおり認めさせ、そして高い国保税を引き下げ、誰もが払える国保税にすべきです。

認定事項第3号後期高齢者医療特別会計におきましては、75歳以上の方々を年齢で切り離す差別医療です。

本市の30年度の加入者は4,453人で、年金引き落としなど特別徴収が3,908人、普通納税の方が545人のうち、滞納者が12人となっているようです。

後期高齢者医療制度になって11年、この間、5回の保険料が引き上げられてきたところでは。国はさらに医療費も1割負担から徐々に2割負担へと引き上げようとしています。高齢者の皆さんにとっては、負担が重くなり受診を控えるようになると、病状は悪化し、重症化の原因にもなってきます。

国は、自治体に制度の丸投げをするのではなく、もとの老人保健制度に戻せば、保険料の際限のない値上げもなくなることから、後期高齢者医療制度の廃止を国に求めていくべきです。

認定事項第4号介護保険特別会計におきましては、介護保険の対象者の多くは年金受給者で少ない年金から容赦なく天引きされます。

この特別徴収の人からは滞納は発生しませんが、しかし、無年金の人や年金が年に18万以下の人など、普通徴収となり口座振り込みなどで自分で納める必要があります。

給付制限を受ければ、重過ぎる利用料負担で介護を利用できないことになります。本当に保険あって介護なしと言われる介護保険制度になってしまいます。

介護保険は3年に1度の見直しがされ、そのたびに保険料も利用料も引き上げられ、サービス

はいぎ受けようとする制限がある中で、なかなか受けられないのが現状です。

現在、介護保険料の滞納者は96人、高齢者のふえる時代に即した介護保険料利用料の引き下げが必要です。

認定事項第5号公共下水道事業特別会計におきましては、本市においてもトイレの水洗化が徐々に進み、30年では82世帯が増加し5,840世帯となり、水洗化率は88%と前進しています。

また悪臭対策に関しても、余念のない調査をされているところだが、市民からは近くを通ると時々においがすると、いまだに言われています。

穏やかな日常を保つためにも引き続きこの悪臭を取り除き、きれいなまちづくりを心がけることが必要ではないでしょうか。

認定事項第6号市立病院事業につきましては、小児科診療は平成23年度から始まり、30年度は延べ461人の診察を行い、また、地域の子ども・子育て支援策として、病児保育事業の利用者は延べ309人ということで働く人たちを初め、子育て中の人たちには大変喜ばれています。

また、29年度より外来患者は301人の増、1万4,642人となる一方で、入院患者は547人の減、1万7,729人となっています。昨年まで減少傾向にあった外来患者数もふえ、頼りになる病院として市民に親しまれつつあるかという思いがあります。

引き続き医師を含む医療従事者の確保を初め、働きやすい職場をつくり、処遇改善に取り組むべきです。

認定事項第7号水道事業につきましては、毎年のように給水戸数は減り続けているところです。

30年度は1万0,497戸、給水人口は1万8,365人と、昨年度より、給水戸数は32戸の減、給水人口が444人の減となっています。人間にとって大事な飲み水が、このままでは、市民への水道料の大幅値上げとなるばかりか、水道事業が成り立たなくなってしまう。その前に、一般会計からの繰り入れで水道会計の立て直しをきちっとすべきです。

以上の点を指摘しまして、認定事項第1号から第7号までの反対討論といたします。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1号から第7号までの7件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第7号中、平成30年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、平成30年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、起立により採決いたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除き全員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、提案理由の説明及び委員会付託を省略するとともに、質疑及び討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査申し出がありました。申し出のとおりとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教・産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の継続調査申し出がありました。それぞれ申し出のとおりとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和元年第4回定例会を閉会いたします。

午前9時51分 閉会

一般質問の要旨

令和元年 第4回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①清水 和弘	平成30年第1回定例会の市長の所信表明について	<p>1 枕崎を一つにとの思いから組織の力に頼らずとある。市民の多くは納得していないようだが、現在の行政運営のあり方について、どのように判断しているのか</p> <p>2 政治に携わる者に限らず、人生をかけて仕事に取り組むとき、その思いを覚悟に変えて取り組むものです。この議会に臨む全ての人が枕崎をもっとよい自治体にしようという思い、覚悟を持って臨んでいただきたいとある。現在の状況をどのように判断しているのか</p>	市 長
	ふるさと納税返礼品について	<p>1 福岡の食肉業者と枕崎お魚センターとの賞味期限表示記載の契約はどのようになっていたのか</p> <p>2 枕崎牛生産者に与える影響をどのように考えているのか</p> <p>3 市長は副支配人からの指摘を無視したと聞いているが、本当なのか</p> <p>4 加世田保健所の指摘について、また、枕崎牛販売に対する今後の対応について</p> <p>5 枕崎牛をふるさと納税返礼品として受け取った方への対応及び人数について</p>	市 長 副市長 課 長
	人口減少と空き家対策の関係について	<p>1 空き家バンク登録者への補助金の要件・金額について</p> <p>2 空き家情報について、ホームページ以外の方法は考えられないのか</p> <p>3 本市不動産業者へ頼り過ぎだと思う。他の方法は</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
②沖園 強	都市計画について	<p>考えられないのか</p> <p>4 空き家バンクに登録した際のメリット・デメリットについて</p> <p>5 フラット35の子育て支援型及び地域活性化型の支援制度のメリット・デメリットについて</p> <p>6 本市の空き家状況、人口減少状況を空き家所有者に周知させ、空き家利用につなげる考えはないのか</p> <p>7 30年後の本市人口はどのくらいと推計しているのか。これらを考慮し空き家の利用に専念すべきではないのか</p>	市 長 課 長
		<p>1 水産加工場が増改築できない現状についての見解は</p> <p>2 用途地域の見直しについて要望があるのか</p> <p>3 駅前開発における商業施設の許認可について</p> <p>4 建築基準法第48条による用途許可について</p> <p>5 許認可申請前の事前相談窓口について</p> <p>6 第一種及び第二種住居地域で建設できる条件の建物とは</p> <p>7 特別用途地区について検討したことがあるのか</p> <p>8 用途地域見直し等の事前相談窓口の必要性はないのか</p>	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	償却資産について	1 法人の申告態憑件数と申告件数及び未申告件数について 2 未申告者及び課税台帳に登録されていない事業者の調査方法について 3 課税対象外事業者に対する現地調査について 4 農家を含む個人事業者の未申告事業者の調査について 5 賦課徴収の遡及について 6 過料・延滞金及び不服申し立てと特例措置について 7 市民への周知方法について 8 近隣市の賦課徴収や未申告者の調査の実態について	市 長 課 長
③上迫 正幸	市の防災体制について	1 地震で津波などが発生した場合、災害対策本部はどこに開設するのか 2 市民に避難を呼びかける場合の方法と外国人（研修生）にどうやって周知、伝達するのか 3 災害発生時の各消防分団（団員）の役割は 4 避難困窮者の対策は	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	消防団について	1 本年度の新入団員の数は 2 新入団員確保のための対策と団員の高齢化対策は 3 消防団員の活動内容は	市 長 課 長
	少子高齢化について	1 小学校の児童数と5年後の見込みは 2 生徒の減少で単独で部活動のチームを編成できない学校があると聞かすが、本市の現状と対応策は 3 市内の高校への進学状況は 4 シニア世代の憩いの場的なものはあるのか	市 長 教 育 長 課 長
	耕作放棄地について	1 市全体の耕作放棄地の面積とそれを減らす対策は 2 発生防止対策は	市 長 課 長
	鳥獣被害について	1 鳥獣被害による耕作放棄地の発生状況の把握はできているのか 2 狩猟期間内と狩猟期間外の有害鳥獣捕獲数は 3 近隣市と連携した捕獲、駆除計画は	市 長 課 長
④東 君子	新たな市民憲章の制定について	1 枕崎市制施行70周年を記念して市民憲章を新しく作りかえることはできないのか	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	地域活性化対策について	<p>1 市をPRするための新しい看板の設置は考えていないのか</p> <p>2 古びた看板が見受けられるが、市として何らかの対応は考えていないのか</p> <p>3 今後、観光客や地元の方が楽しめる新たな施設をつくる計画はないのか</p> <p>4 わら焼きタタキを活用して市のPRに取り組んではどうか</p>	市 長 課 長
	L G B T について	<p>1 市職員のための勉強会や研修などは行われているのか</p> <p>2 教育現場での小中学生への授業内容はどのようなものなのか</p> <p>3 市が市民に対して正しく理解してもらうために取り組んでいることは</p> <p>4 今後、新たに計画しているイベント、行事などはあるのか</p>	市 長 教 育 長 課 長
⑤ 禰 占 通 男	ふるさと納税について	<p>1 ふるさと納税返礼品の賞味期限について</p>	市 長 課 長
	行政計画について	<p>1 行財政改革推進計画について (1) 推進委員会の提言は、どのような内容であったのか</p> <p>2 歳出抑制策はどう進めるのか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥眞茅 弘美	海洋マイクロプラスチック汚染問題について	<p>3 市債残高の縮減についての考えは</p> <p>4 財源について</p> <p>(1) 普通交付税の推移について</p> <p>(2) 基準財政需要額の推移について</p> <p>(3) 基準財政収入額の推移について</p> <p>(4) 留保財源についての考えは</p> <p>1 海洋マイクロプラスチック問題は、世界的にも深刻な状況にあると思うが、市としてどのように考えるのか</p> <p>2 本市の家庭からのプラスチック類の収集ごみの量はどれくらいか</p> <p>3 プラスチックごみを海に流れ込ませないためにできることは</p>	市 長 課 長
	女性活躍推進法について	<p>1 市としての女性の活躍をどう推進していくのか</p> <p>2 女性の活躍を推進する上で重要な取り組みとなる男女共同参画の取り組み、効果、成果について</p> <p>3 枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に「平成32年度までに課長、参事の職に占める女性の割合を10%にすることを目標とする」とあるが、進捗状況はどうなっているのか</p> <p>4 枕崎市男女共同参画推進条例を策定する予定はないのか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦城森 史明	<p>旧金山小学校の利活用について</p> <p>ごみの減量化について</p>	<p>1 旧金山小学校が廃校となってから現在までの利活用の経過・結果について</p> <p>2 市の施設として利活用することや民間業者への公募について検討してきたのか</p> <p>3 旧金山小学校の利活用は金山地区の活性化にとって不可欠なものである。地域おこし協力隊や高校、大学等外部から知恵を借りる必要はないのか</p> <p>4 他の自治体では、森の学校、宿泊体験施設、介護施設、産業施設等に利活用されている。どのような施設が適切なのか本市の状況等を考慮に入れながら研究すべきではないのか</p> <p>1 平成28年度における本市のごみ収集量は、約9,000トンで、市民1人当たりの収集量は県下39市町の中で最も多い。このことに対し、どのように考えているのか</p> <p>2 地球環境の観点からのごみの減量化は必要だと思う。ごみ収集量がふえることの具体的なデメリットは何か</p> <p>3 ごみ問題に対する他の自治体の先進事例についてどのように把握しているのか</p> <p>4 ごみ問題で重要なことは、ごみを発生させないことだと思うが、どのように取り組んでいるのか</p> <p>5 ごみの減量化において、生ごみの処理は非常に重要と考える。佐賀県伊万里市ではNPO法人が生ごみを回収し肥料に変えている。本市においても民間と協力して、生ごみの堆肥化はできないのか</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑧豊留 榮子	公共下水道の汚泥について	1 本市の公共下水道の汚泥には、かつおぶし工場からの排水も含まれる。魚の有機質成分が汚泥にも含まれ、肥料として多大な効果があると思われる。肥料としての効能や利活用についてどのように検討してきたのか	市 長 副市長 課 長
	用途地域制度について	1 団体と市議会との語る会の中で、水産加工業の方々が工場を拡張しようとしても用途地域制度によって拡張することができないと言われたが、用途地域制度とはどのような制度なのか 2 用途地域制度の変更はできないのか 3 地場産業を発展させ、県内外からの移住者を受け入れるような体制をつくり、本市の活性化を図る考えはないのか	市 長 副市長 課 長
	森林の伐採について	1 森林の伐採はどのような手続を経て伐採されているのか 2 地域の安全面を重視すべきことから、伐採直後の手入れが必要と考えるが、所有者がするのか業者がするのか、現在どのような方法がとられているのか	市 長 副市長 課 長
⑨永野慶一郎	地区公民館について	1 各地区公民館は、避難所に指定されている。過去1年間の避難所の開設状況は 2 避難者の体調管理のためエアコンは必要だと思うが、エアコンの設置状況は	市 長 副市長 課 長
	駅周辺の活性化について	1 観光客が駅や観光案内所へスムーズに行けるようにどのような工夫がされているのか	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>学校教育と子育ての環境について</p>	<p>2 観光案内所横の駐輪場に屋根をつけてほしいとの要望があるが設置は可能か</p> <p>1 昨年度から小学校で、本年度から中学校で道徳が教科化された。 (1) 教科化に至った経緯は何か</p> <p>(2) 本市の道徳の授業ではどのような項目に重点を置いて指導しているのか</p> <p>2 働き方改革により教職員の業務内容等どのように変わってきているのか。また、どのような改革に取り組んでいるのか</p> <p>3 所管事務調査で市内4小学校を見て回ったが、遊具の状態が思わしくないように感じた。今後どのように対処していくのか</p> <p>4 子育て中の親から本市の公園には遊具が少ないという声が聞かれる。 (1) 子供たちのために遊具をふやしてほしい等の要望はあるのか</p> <p>(2) 新たに設置する計画はあるのか</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
	<p>枕崎の魅力発信について</p>	<p>1 枕崎駅舎内に「思い出ノート」が置かれているが、書かれている内容を検証して改善につなげるような取り組みはなされているのか</p> <p>2 「思い出ノート」に書かれている市外の方々が見た枕崎に対するメッセージを市民にも広く伝えるために広報紙等に毎月掲載できないのか</p>	<p>市 長 課 長</p>
<p>⑩立石 幸徳</p>	<p>新たな過疎対</p>	<p>1 現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年</p>	<p>市 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	策法制定について	<p>度末で期限切れとなる。新たな過疎対策法制定のため、本市はどのような対応をし、要望活動をしているのか</p> <p>2 鹿児島市などの「一部過疎」による過疎地域指定について、どのように考えているのか</p> <p>3 枕崎市過疎地域産業開発促進条例を活用した実績など、過疎地活性化の評価について</p>	課 長
	環境対策について	1 下水道終末処理場周辺の悪臭対策について	市 長 課 長
	教育について	<p>1 本市の学校施設長寿命化計画策定について（学校のあるべき姿、余裕教室、学校プールなど）</p> <p>2 本年度の本市の全国学力テスト結果と小中連携の強化について</p>	市 長 教育長 課 長
	水産業振興について	1 カツオの好漁場であるミクロネシアのパラオ共和国は、来年から外国船入漁を禁止する予定であったが、パラオ共和国の法律改正により日本漁船操業の可能性が出てきた。今後の本市の取り組みは	市 長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 中 原 重 信

枕崎市議会議員 沖 園 強

枕崎市議会議員 永 野 慶一郎